特定小売供給約款変更認可申請書

2022年11月28日

四国電力株式会社

特定小売供給約款変更認可申請書

営推発第5号 2022年11月28日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号四国電力株式会社 取締役社長長井啓介 社長執行役員

平成26年改正法附則第18条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年 4 月 1 日

特定小売供給約款

2023年4月1日 実施

四国電力株式会社

特定小売供給約款

目 次

I	総	則· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	1	適 用	1
	2	供給約款の認可および変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	定 義	1
	4	単位および端数処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	5	実 施 細 目	3
Π	契	約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	6	需給契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	7	需給契約の成立および契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	8	需 要 場 所	5
	9	需給契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	10	供給の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	11	供給の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	12	承 諾 の 限 界 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	13	需給契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ш	契	約種別および料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	14	契 約 種 別	8
	15	定 額 電 灯	8
	16	従 量 電 灯	11
	17	臨 時 電 灯	15
	18	公衆街路灯	18

	19	低 圧 電 力	23
	20	臨 時 電 力	26
	21	農 事 用 電 力 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28
IV	料	金の算定および支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	22	料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	23	検 針 日	30
	24	料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	25	使用電力量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	26	料 金 の 算 定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	27	日 割 計 算	33
	28	料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	29	料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	30	延 滞 利 息	37
	31	保 証 金 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38
V	使	用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	32	適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	33	力率の保持	40
	34	需要場所への立入りによる業務の実施	40
	35	電気の使用にともなうお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	36	供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	37	供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	38	供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	39	違 約 金	43
	40	供給の中止または使用の制限もしくは中止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	41	制限または中止の料金割引	44

	42	損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	43	設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
VI	契	約の変更および終了·····	46
	44	需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	45	名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	46	需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう	
		料金および工事費の精算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	47
	48	解 約 等	49
	49	需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
VII	供	給方法、工事および工事費の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	50	供給方法および工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	51	工事費負担金等の申受けおよび精算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
VIII	保	安· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
	52	保 安 の 責 任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	53	調 查	51
	54	調査に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	5455	調査に対するお客さまの協力 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51 51
	55	保安に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	55	保安に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者(以下「一般送配電事業者等」といいます。)が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款(以下「この供給約款」といいます。)によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛県(一部を除きます。)

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は,経済産業大臣の認可を受け,または経済産業大臣に届け出て, この供給約款を変更することがあります。この場合には,電気料金その 他の供給条件は,変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯 白熱電球,けい光灯,ネオン管灯,水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- (3) 小型機器

主として住宅,店舗,事務所等において単相で使用される,電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし,急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し,または妨害するおそれがあり,電灯と併用で

きないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(9) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間,2月1日から4月30日までの期間,3月1日から5月31日までの期間,4月1日から6月30日までの期間,5月1日から7月31日までの期間,6月1日から8月31日までの期間,7月1日から9月30日までの期間,8月1日から10月31日までの期間,9月1日から11月30日までの期間,10月1日から12月31日までの期間,11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は,次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、 最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別,供給電気方式,需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい,お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等[以下「当該一般送配電事業者等」といいます。]が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等[以下「託送約款等」といいます。]に定める供給地点といたします。),需要場所(供給地点特定番号を含みます。),供給電圧,契約負荷設備,契約主開閉器,契約容量,契約電力,発電設備,業種,用途,使用開始希望日,使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
 - イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
 - ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者 等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者 等に提供すること。
 - ハ 当該一般送配電事業者等が,接続供給の実施に必要なお客さまの情報 を,当社に提供すること。
- (3) 契約負荷設備,契約容量および契約電力については,1年間を通じての最大の負荷を基準として,お客さまから申し出ていただきます。この場合,1年間を通じての最大の負荷を確認するため,必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電

事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをして いただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、 無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客 さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らか にしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な 措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立 した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月 31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需 給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとい たします。
 - ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、 あらかじめ定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいいま す。)の満了の日までといたします。
 - ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号口に定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需要場所

需要場所は, 託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別((2)の場合は、2契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と 低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて 契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置,温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置,または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置 その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない,お客さまからの申出がある場合で,当該一般送配電事業者等が技術上,保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さま と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たの ち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由 によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明 らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまお よび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を 供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要と するときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成い たします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は,次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別
	定額電灯
	A 従 量 電 灯
	化 里 B
	A
電灯需要	臨時電灯 B
	С
	A
	公衆街路灯B
	С
	低 圧 電 力
電力需要	臨時電力
	農事用電力

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負 荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が400ボル トアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 71円50銭

口電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	138円59銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	229円89銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	412円46銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	595円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	959円12銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	479円56銭

- (p) ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表 4 〔負荷設備の入力換 算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量 につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いた します。

ハー小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容 量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとお りといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円70銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	643円40銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトア ンペアまでごとに	321円70銭

(5) その他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するもの に適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (p) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	532円68銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31円40銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円02銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円53銭

ホその他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別 するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するもの に適用いたします。

- (4) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であること。
- (p) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 〔負 荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次 の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機 器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3 (契約負荷 設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望され

る場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社または当該一般送配電事業者等は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	374円00銭
-------------------	---------

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	28円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	33円53銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円45銭

17 臨 時 電 灯

(1) 臨時電灯A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ料金

料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)によって1日につき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円15銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	22円31銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円31銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	223円08銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	223円08銭

ニその他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (p) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (4) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (中) 臨時電灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額 および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定 された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、 別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃 料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	696円58銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	44円58銭

ハその他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (p) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電 灯Aに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適 用 節 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

口料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃

料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

412円50銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

38円99銭

ハその他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (p) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電 灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適 用 範 囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルト

アンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

口料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(4) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	66円00銭
--------	--------

(口) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとい たします。

10ワットまでの1灯につき	135円29銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	225円49銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	404円76銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	584円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	941円52銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	470円76銭

b ネオン管灯, けい光灯, 水銀灯等は, 管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお, 出力で表示されている場

合等は、別表4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	367円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	630円20銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルト アンペアまでごとに	315円10銭

ハその他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。 ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (p) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (p) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	502円98銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円81銭

ハその他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。 ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (p) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電 灯Aに準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯 C

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用

いたします。

口契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)といたします。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

335円50銭

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

28円09銭

ニその他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。 ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。
- (p) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電 灯Bに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は,契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は,別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係

数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社または当該一般送配電事業者等は,契約主開閉器が制限で きる電流を,必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割

増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,116円50銭
---------------	-----------

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	26円83銭	25円39銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5 (加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4)口により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を 5 パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増

しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準 に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90 パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器につ いては100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントと みなします。

ニその他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器,発電設備等を介して,電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は, 低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によ

って算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

236円39銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、19(低圧電力)(5)イおよび口によって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

- イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、 契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま でが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に 準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則 として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は,低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお,1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は,半額といたします。また,1年の基本料金の合計は,電気を使用する場合の基本料金の2月分(その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

748円00銭

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円72銭	21円66銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) その他

- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は, 契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者 等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に 準ずるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日 または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当該一般 送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の 日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して 定めます。)に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただ し、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社 があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に 検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日まで の期間が短い場合
 - ロ 非常変災等の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。
- (4) (3) イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客 さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5) (3) 口またはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間 (以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を 開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日か ら直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日 までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の算定) (4) の場合の料金の算定期間は, (1) に準ずるものといたします。この場合, (1) にいう検針日は, そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし, 臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は, 契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。) の前日までの期間, または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。
 - イ 23 (検針日) (2) の場合の使用電力量は,前回の検針の結果によるものとし,次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし,26 (料金の算定)(1)イ,ロまたはハに該当する場合は,次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分し

てえた値によって精算いたします。

なお, 計量値を確認するときは, それにより精算いたします。

ロ 23 (検針日) (4) の場合, 需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし, 26 (料金の算定) (1) イ, ロまたはハに該当する場合は, 次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、計量値を確認するときは、その値によります。

ハ 23 (検針日) (5) の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。

- (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いた

します。

- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給 契約が消滅した場合
- ロ 契約種別,契約負荷設備,契約容量,契約電力,力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 24 (料金の算定期間) (1) の場合で検針期間の日数がその検針期間の 始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し,5日を上 回り,または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

- (1) 当社は、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金,最低料金,定額制供給の料金または最低料金に適用される 再生可能エネルギー発電促進賦課金は,別表7(日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて 別表7(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分に ついては、別表7(日割計算の基本算式)(1)ロにより日割計算をいた します。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能 エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電 促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電 力量に応じて別表7(日割計算の基本算式)(1)ニにより算定いたしま す。
 - ニーイ, ロおよびハによりがたい場合は, これに準じて算定いたします。

(2) 26 (料金の算定) (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表7(日割計算の基本算式)(1) イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (4)の場合の料金または 25 (使用電力量の算定) (1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25 (使用電力量の算定) (3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお,25(使用電力量の算定)(4)の場合は,そのお客さまの属する 検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といた します。

- ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といた します。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日お よびその各月の応当日とすることがあります。
- ハ 29 (料金その他の支払方法) (6) の場合は、当該支払期に属する最終 月のイまたは口による日といたします。
- ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供 給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配 電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日(明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。)といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際 に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期 日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお,支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は,支払期日を翌日といたします。また,翌日が日曜日または休日に該当するときは,さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、 それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うこと を希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができ ます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それ ぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日と いたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
 - イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替 える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当 社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより

支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、その クレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指 定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指 定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から 引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当 社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人(以下「債権回収会社等」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23 (検針日) (4) の場合, 需給開始の日から直後の検針日の前日までを 算定期間とする料金は, 需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前 日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯,臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また, 当社は, 予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始も しくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことが あります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払 期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (p) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらた めて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の 前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした 予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、 その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需 給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに 契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの 土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、 正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾 していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたしま す。

- イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験, 契約負荷設備,契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは 検査または電気の使用用途の確認
- ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に 必要な業務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、36 (供給の停止) (2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがありま

す。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を 実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたしま す。

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気

- の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場 合
- ロ お客さまが他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料 金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生 ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に 電気を使用されたとき。
 - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - へ 34(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して,当社の係員の 立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36 (供給の停止) によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない

当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36 (供給の停止)によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27 (日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが 36 (供給の停止) (3) イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて 算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

41 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって、 定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、また は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない 料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由 による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ割引の対象

定額電灯については需要家料金,電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金,従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金,その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。)といたします。ただし,26(料金の算定)(1)イ,ロまたはハの場合は,制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

口割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を 1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯,公衆街路灯,臨時電力および農事用電力に対する供給の中 止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引 を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 48 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由 によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠 償の責めを負いません。

43 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合

修理費

- ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は,原則として,お客さまから通知された廃止 期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、48(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は,通 知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- 47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま(定額電灯,従量電灯A,臨時電灯,公衆街路灯および臨時電力 のお客さまを除きます。)が,契約容量または契約電力を新たに設定し,ま たは増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし,また は契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には,当社は,需給 契約の消滅または変更の日に,次により料金および工事費をお客さまに精算 していただきます。ただし,当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮 して供給設備を常置する場合,または非常変災等やむをえない理由による場 合を除きます。
 - (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで 電気の使用を廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
 - ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。
 - (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお, 臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は, その期間の

使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにとも ない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者 等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受 けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。
- (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで 契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の 使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容 量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。
- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分とい

たします。) につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合, 当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

48 解 約 等

- (1) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、46 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は,需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅲ 供給方法,工事および工事費の負担

50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

51 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から,託送約款等に定めるところにより,お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金,費用の実費または実費相当額等(以下「工事費負担金等」といいます。)の請求を受けた場合は,当社は,その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を 作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から工事完成後,工事費負担金等の精算を受けた場合は,当社は,工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 保 安

52 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備(当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。) および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

53 調 査

当該一般送配電事業者等は,法令および託送約款等に定めるところにより, お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお,係員は,所定の証明書を提示いたします。

54 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が 完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該一般送配電事業者等また は経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、53 (調査)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承 諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

55 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみ やかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この 場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたしま す。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業 者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障 が生ずるおそれがあると認めた場合

- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、また は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業 者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置,変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置,変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については,この供給約款のうち次のものは,適用いたしません。

- (1) 53 (調査)
- (2) 54 (調査に対するお客さまの協力)

附則

附則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 料金(口座振替割引契約)についての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯,従量電灯,臨時電灯,公衆街路灯,低圧電力,臨時電力また は農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで,お客さまが(4)に定 める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり,かつ,お客 さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に,当分の間,適用いた します。

(2) 契約の成立

口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料 金

イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額から口の口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

定額電灯, 従量電灯, 臨時電灯, 公衆街路灯, 低圧電力, 臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額

_ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 として算定された金額

口 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 55**円00銭**

ただし、次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

(イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生 した料金の支払方法等が,(4)によって行なわれていない場合のその 1月の料金

- (p) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が, (4)イ(4)によって支払われない場合のその1月の料金
- (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその1月の料金
- (4) 料金の支払方法等

料金の支払方法等は、次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

イ 料金の支払方法

- (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続 的に振り替えする(以下「口座振替」といいます。)こと。
- (中) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。
- ロ 料金の振替結果のお知らせ
 - (イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし、年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。
 - (p) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。

(5) その他

口座振替割引契約を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。
- ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- (2) 料金は、16(従量電灯)(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに 従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除 してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえ た金額といたします。

4 農事用電力(脱穀調整用電力)のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款(以下「旧供給約款」といいます。)附則6(農事用電力 [脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置)の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年(毎年4月1日から起算いたします。)につき次によって 算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能

エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約電力 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増す ごとに
最初の30日まで	4, 393円04銭	6,570円34銭	10,881円30銭	15, 212円04銭	4, 205円34銭
30日をこえる 1日につき	47円83銭	81円36銭	170円42銭	257円29銭	90円16銭

ただし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
1日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

5 この供給約款の実施にともなう切替措置

- (1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては,26(料金の算定)および27(日割計算)に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。
- (2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合,契約期間は,臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除

き、この供給約款の実施期日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。

別 表

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、 インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまに お知らせいたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
 - ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、 そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電 灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当 日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日まで の期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の 単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
 - (イ) 定額制供給の場合
 - a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約種別ごとの(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定 いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット 時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規 定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出てい ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとい たします。
- (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針目から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いた

ものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(n) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入 品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値と いたします。

なお, 平均燃料価格は, 100円単位とし, 100円未満の端数は, 10円の 位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの 平均原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化 天然ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭 価格

 $\alpha = 0.0845$

 $\beta = 0.0699$

 $\gamma = 1.1962$

なお,各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格,1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの 平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値 といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (80,300 円 平均燃料価格) \times $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$
- (p) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り,かつ, 120,500 円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格
$$-$$
 80,300 円) \times $\frac{(2) の 基準単価}{1,000}$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合 平均燃料価格は、120,500 円といたします。

燃料費調整単価 = (120,500 円
$$-$$
 80,300 円) $\times \frac{(2) \circ$ 基準単価 $-$ 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, (ロ)の場合を除き,次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日	その年の5月の検針日から6月の検針日の
までの期間	前日までの期間
毎年2月1日から4月30日	その年の6月の検針日から7月の検針日の
までの期間	前日までの期間
毎年3月1日から5月31日	その年の7月の検針日から8月の検針日の
までの期間	前日までの期間
毎年4月1日から6月30日	その年の8月の検針日から9月の検針日の
までの期間	前日までの期間
毎年5月1日から7月31日	その年の9月の検針日から10月の検針日の
までの期間	前日までの期間
毎年6月1日から8月31日	その年の10月の検針日から11月の検針日の
までの期間	前日までの期間
毎年7月1日から9月30日	その年の11月の検針日から12月の検針日の
までの期間	前日までの期間
毎年8月1日から10月31日	その年の12月の検針日から翌年の1月の検
までの期間	針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前
までの期間	日までの期間
毎年10月1日から12月31日	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前
までの期間	日までの期間
毎年11月1日から翌年の1	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前
月31日までの期間	日までの期間
毎年12月1日から翌年の2	
月28日までの期間(翌年が	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前
うるう年となる場合は、翌	日までの期間
年の2月29日までの期間)	

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの 燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料 費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された 燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、 臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適 用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたしま す。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット 時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといた します。

	10ワットまでの1灯につき	62銭4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円24銭7厘
電	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円49銭5厘
灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円74銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円23銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	3円11銭9厘
小	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円86銭3厘
型 機	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	3円72銭6厘
器	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円86銭3厘

(p) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	10銭0厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭0厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	1円00銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルト アンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円00銭5厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

■ 契約電力1キロワット1日につき

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は, 次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円76銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭1厘

(中) (イ)以外の場合

基準単価は,次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭1厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にも とづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて 次によって算定した値を加えたものといたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロイ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよび二によります。

イけい光灯

	換 算	容量
	入力(ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	×125パーセント

ロネオン管灯

		換 算 容 量	
2次電圧(ボルト)	入力(ボ៸	レトアンへ°ア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	/ \ /J \\/\/\/
3,000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9, 000	100	220	100
12,000	140	300	140
15, 000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量	容量
18 07 校 〇 (入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1, 149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

二 水 銀 灯

		換算容量	
出力(ワット)	入力 (ボ)	ルトアンヘ°ア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1, 200	735
1,000 "	1, 200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (p) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

		換 算 容 量	1.
出力(ワット)	入力 (ボ៸	レトアンへ°ア)	7 + (n,1)
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
35以下	_	160	
45 "	_	180	
65 "	_	230	
100 "	250	350	出力(ワット)×
200 "	400	550	133.0パーセント
400 "	600	850	
550 <i>"</i>	900	1, 200	
750 "	1,000	1, 400	

口 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

入力(キロワット) = 出力(馬力)×93.3パーセント

(ロ) キロワット表示の場合

入力(キロワット) = 出力(キロワット)×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型およ び移動型を 含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンヘ [°] ア)	換算容量(入力) (キロホ゛ルトアンヘ゜ア)
治療用装置			定格1次最大 入力(キロボルトアン ペア)の値とい たします。
		20ミリアンヘ゜ア以下	1
		20ミリアンヘ。ア超過 30ミリアンヘ。ア以下	1. 5
		30 " 50 "	2
	95キロホ゛ルトピ-ク以下	50 " 100 "	3
	301 by Wile / DX	100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7. 5
沙 姆田壮里		500 " 1,000 "	10
診察用装置		200ミリアンヘ。ア以下	5
	95キロホ゛ルトヒ゜ーク超過 100キロホ゛ルトヒ゜ーク以下	200ミリアンヘ。ア超過 300ミリアンヘ。ア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13. 5
	100キロボルトピーク超過	500ミリアンヘ゜ア以下	9. 5
	125キロホ、ルトヒ。一ク以下	500ミリアンヘ。ア超過 1,000ミリアンヘ。ア以下	16
	125キロホ゛ルトヒ゜ーク超過	500ミリアンヘ。ア以下	11
	150キロホ゛ルトヒ゜ーク以下	500ミリアンヘ。ア超過 1,000ミリアンヘ。ア以下	19. 5
# = 111 1 7 5	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド以下	1
蓄電器放電式 診察用装置	0. 75マイクロファラッ	ト゛超過 1.5 マイクロファラット゛ 〃	2
	1.5 マイクロファラッ	ト゛ 〃 3 マイクロファラット゛ 〃	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合 入力(キロワット) = 最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア) \times 70パーセント
- ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の 換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議 によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を 換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約 負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の 容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率 (パーセント)

6 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (2) ニ(ロ)または 19 (低圧電力) (4) ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)× 電圧(ボルト)× $\frac{1}{1,000}$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)× 電圧(ボルト)× $1.732 \times \frac{1}{1,000}$

7 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 - イ 基本料金,最低料金,定額制供給の料金または最低料金に適用される 再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

1月の該当料金 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数
検針期間の日数は、日割計算対象日数
暦日数

といたします。

- ロ 従量電灯,臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分 を日割りする場合
 - (d) 従量電灯A

最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量 = 109キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第1段階料金適用電力量とは,11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第2段階料金適用電力量とは,120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(p) 従量電灯B

第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第1段階料金適用電力量とは,最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第2段階料金適用電力量とは,120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(n) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

最低料金適用電力量 = 11キロワット時 \times $\frac{$ 日割計算対象日数 $}{$ 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- (二) (イ), (ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量,第1 段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は,1キロワット時とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ホ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は, (イ), (ロ)および(ハ)の <u>日割計算対象日数</u> は, <u>日割計算対象日数</u> 検針期間の日数 は, <u>暦日数</u>

といたします。

- ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - (イ) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- 二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合
 - (4) 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から,需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から,当社が次回の検針日としてお客さまにあ らかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の算定) (4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよび口にいう検

針期間の日数は, (2) に準ずるものといたします。この場合, (2) にいう検針日は, そのお客さまの属する検針区域の検針日とし, 当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は, 消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日 が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月 の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は, (1)イの日割計算対象日数は,停止期間中の日数といたします。この場合,停止期間中の日数には,電気の供給を停止した日を含み,電気の供給を再開した日は含みません。また,停止日に電気の供給を再開する場合は,その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第21条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成 した書類

(様式第1)

第1表 営業費総括表

第3表 事業報酬総括表

第4表 控除収益総括表

(様式第2)

第1表 営業費明細表

第2表 事業報酬明細表

第4表 事業報酬明細表

第5表 控除収益明細表

(様式第3) 部門整理表

(様式第4) 販売費整理表

(様式第5) 送配電非関連費明細表

(様式第6) 送配電非関連需要明細表

(様式第7) 送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(様式第8)

第1表 特定需要原価等と料金収入の比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

当社は、電力小売全面自由化以降、年々激化する電力販売競争の渦中にあっても、エネルギー供給を支える責任ある事業者として、電力の安定供給を基本的な使命と認識し、安全確保を大前提とした原子力の最大限の活用や、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた新規開発、火力の高効率化などの取り組みを通じて、経済性と環境適合性の両面に配慮した、バランスの良い電源構成を実現するとともに、経営全般に亘って徹底した合理化・効率化を推進することにより、低廉かつ安定した電気料金の維持に努めてまいりました。

しかしながら、本年2月、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、国際情勢が緊迫化し、 燃料価格がかつてない水準まで急騰することとなり、エネルギー資源の乏しい我が国 は、極めて深刻な影響を受けることとなりました。

当社では、従前、全ての電気料金メニューの燃料費調整額に上限を設定しておりましたが、本年4月分の電気料金に適用する燃料費調整額が上限に到達して以降、電気料金に反映できない上限超過部分が拡大の一途を辿ることとなり、当社収支を大きく圧迫することとなりました。

こうした状況が続けば、当社の事業運営に深刻な影響を及ぼし、ひいては電力の 安定供給の継続に支障をきたしかねないことから、当社は、従来よりもさらに踏み 込んだ経営の合理化・効率化に全社を挙げて取り組むとともに、特別高圧・高圧のお 客さまや、一部の低圧自由料金プランのお客さまに対し、順次、燃料費調整制度の上 限廃止をお願いしてまいりました。

しかしながら、国際情勢の混乱は今なお収束の兆しを見せず、燃料価格の高騰は長期化の様相を呈しており、加えて、為替相場において、円安が急激に進行するなど、 当社を取り巻く事業環境は一段と厳しさを増しております。

こうしたなか、当社は、経営の正常化に向けて、あらゆる選択肢を検討し、実施してまいりましたが、現在の危機的状況を脱し、電力の安定供給を継続していくためには、特定小売料金の値上げをお願いせざるを得ないと判断し、このたび、苦渋の決断として、2023年4月からの値上げを申請させていただくこととしました。

以下,特定小売料金の値上げ理由と,お客さまのご理解をいただくための取り組みなどについて,ご説明いたします。

I 特定小売料金値上げの理由

1. 燃料価格等の高騰に伴う需給関連費の増加

世界的な脱炭素化の潮流を受けて、石炭をはじめとする新規の資源開発投資が停滞するなか、今般の国際情勢の緊迫化が重なったことにより、燃料価格は、過去に例を見ないほどの高水準で推移しております。

また,為替相場においては、日米金利差の拡大や、燃料価格高騰による日本の貿易 赤字の拡大などを背景に、円安が急激に進行し、その結果、円ベースでの燃料価格は 一層高騰し、当社の燃料費は大幅に増加しております。

こうした燃料価格や為替相場の変動影響は、燃料費調整制度を通じて電気料金に反映される仕組みとなっておりますが、特定小売料金については、法令上、燃料費調整額の上限が定められていることから、当社では、本年4月分の電気料金に適用する燃料費調整額が上限に達して以降、電気料金に反映されない上限超過部分が拡大の一途を辿っております。

加えて、昨年来、卸電力市場価格も高騰していることから、固定価格買取制度(FIT制度)による、再生可能エネルギー電源からの電力調達をはじめとする購入電力料も大きく増嵩しており、2022年7月~9月の燃料価格諸元を適用して算定した、今回の料金原価算定期間(2023年度~2025年度)における3ヵ年平均の燃料費および購入電力料の合計額は、年平均4、767億円となり、前回料金改定時(2013年)と比べて、2、846億円の大幅な増加となる見込みです。

以上のとおり、今後も、燃料費や購入電力料のさらなる増大が見込まれるなか、燃料費調整額の上限が設定されている特定小売料金については、電気料金に反映できない上限超過部分がさらに拡大し、当社収支の大きな悪化要因になることが見込まれます。

2. 経営効率化への取り組みと今回の料金原価への反映

当社は、前回料金改定以降も、経営全般に亘って、徹底した合理化・効率化に取り組んでまいりました。その結果、2021年度には、送配電部門を含む一体会社ベースにおいて、前回料金改定時の認可原価から331億円の効率化の深掘りを達成し、このうち、送配電部門を除く当社単体では、約200億円のコスト削減を実現しております。今回の料金原価算定にあたっては、これまでの効率化の取り組みを通じて積み上げてきた成果を最大限取り入れるとともに、さらなる経営合理化・効率化に可能な限り取り組むことにより、原価の低減を図っております。

具体的には、電力供給面において、当社の基幹電源である伊方発電所3号機の安定・高稼働を最大限織り込むことにより、年平均約1,200億円の需給関連費の抑制を見込んでおりますが、これに加えて、今回の料金原価算定期間における効率化効果として、現在、リプレース工事中である西条発電所1号機が、最新鋭の高効率機として、2023年6月に営業運転を開始することにより、年平均約140億円の需給関連費の削減を見込んでおります。

さらに、現在取り組みを始めている追加の効率化努力の成果を先取りして、DXの 推進や資材調達力の強化などにより、人件費や設備関連費、諸経費など、費用全般を 対象に、年平均約80億円のコスト削減効果を織り込むこととしております。

○DXの推進

- AIの活用により、
 - -発電所の設備異常を早期に発見し、計画外停止の未然防止と、保守点検業務の 効率化・高度化を図る
 - -電力需給計画業務の省力化と最適化を実現する

○資材調達力の強化

・新設した調達ソリューションチームが中心となり、調達プロセスの上流工程 (工事構想・概略設計段階)にまで踏み込んで仕様の見直しや新規取引先の開拓 に取り組む

○組織活力・労働生産性向上に向けた取り組み

- ・柔軟な勤務制度の導入
- ・業務プロセスの電子化
- ・業務変革を推進できる人材の育成、柔軟配置 など

3. 特定小売料金の値上げ申請の必要性

ここまでご説明してまいりましたとおり、当社は、経営全般のあらゆる分野において、全社を挙げて最大限の合理化・効率化に取り組んでまいりましたが、国際情勢の緊迫化に伴う燃料価格の高騰、為替相場の円安進行、さらには卸電力市場価格の高騰が、当社の収支・財務に及ぼす影響はあまりに大きく、加えて、燃料価格等の先行きは極めて不透明な情勢にあるなど、電気事業の予見性が著しく低下しており、これら事業環境の悪化に対し、当社の企業努力だけでは如何ともし難い状況となっております。

こうしたなかで算定した今回の料金原価は、前述いたしました、伊方発電所3号機の安定・高稼働や、西条発電所1号機のリプレースによる需給関連費の抑制効果に加え、年平均約80億円の追加的な効率化努力を織り込んでも、年平均6,040億円となり、これを前提に算定した、特定小売料金の料金原価は、年平均で769億円、販売電力量1キロワット時あたり35円42銭となる見込みです。

これに対し、現行料金を継続する場合の特定小売料金収入は、年平均600億円、販売電力量1キロワット時あたり27円65銭にとどまる見込みであり、規制部門においては、年平均169億円、販売電力量1キロワット時あたり7円77銭の収入不足が発生するものと想定されます。

この収入不足額は、前述のとおり、2022年7月~9月の燃料価格諸元に基づいて算定しておりますが、電気料金に反映されない燃料費調整額の上限超過部分を主な要因とするものであり、今後、燃料価格の高騰や円安が一段と進行した場合には、この収入不足額が、さらに拡大するものと見込まれます。

このまま,現行の特定小売料金で電力供給を続ける場合,火力発電に要する燃料費相当が電気料金に反映されない状態が続くこととなり,その結果,当社の事業運営に深刻な影響を及ぼし,ひいては,電力安定供給の継続に支障をきたすことが懸念されます。

こうした極めて厳しい状況を踏まえ、当社は、経営の正常化に向けてあらゆる選択肢を検討し、実施してまいりましたが、それだけでは現在の危機的状況を脱することは難しいと判断し、このたび、苦渋の決断として、特定小売料金について、2023年4月1日から平均28.08%の値上げをお願いせざるを得ないと判断いたしました。

現下の厳しい経済情勢において、お客さまに多大なご負担をお願いすることは大変 心苦しく存じますが、以上のとおり、やむを得ず特定小売料金の値上げを申請する

次第です。

当社としては、お客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、全社を挙げて、なお 一層の合理化・効率化に取り組む所存です。何卒、ご理解を賜りますよう、よろしく お願いいたします。

Ⅱ お客さまのご理解をいただくための取り組み

当社では、値上げ申請の内容や経営効率化の取り組みなどについてホームページ上でお知らせするほか、対象となるお客さまに個別にダイレクトメールをお届けするとともに、専用ダイヤルを設け、お問い合わせに対して丁寧にお答えしてまいります。

また,当社ホームページに値上げ申請の内容などをお知らせする特設ページを開設し、お客さまご自身で影響額を試算していただけるシミュレーションツールなどを掲載するとともに、お客さまからのご意見やご質問に対しては、特設受付センター (専用ダイヤル)を設け、丁寧な対応に努めてまいります。

以上、特定小売料金の値上げ理由と、お客さまのご理解をいただくための取り組みなどについて、ご説明いたしました。

事情ご賢察のうえ、ご認可いただきますようお願いいたします。

2 特定小売供給約款の変更の内容 および新旧料金率比較表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

- 1 一般送配電事業の分社化にともなう託送供給に係る供給条件の明確化に 必要となる変更
- 2 「強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一 部を改正する法律」の施行にともない必要となる変更
- 3 需給契約の単位における複数需要場所1引込の取扱いの明確化
- 4 需給契約の契約期間を年度単位に統一
- 5 料金その他の支払方法の見直し
- 6 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価のお知らせ方法の見直し
- 7 その他の今日的見直し

変更後 (2023 年 4 月 1 日実施)
文文区(2020 千千月)日 八 旭)
特定小売供給約款
<u>2023</u> 年4月1日 実 施
四国電力株式会社

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023年4月1日実施)
特定小壳供給約款	特 定 小 売 供 給 約 款
13 72 3 38 17 44 45 37	13 72 3 75 17 44 43 397
目 次	目 次
I 総	I 総 則······· 1
2 供給約款の <mark>届出</mark> および変更 ······ 1	1 2 供給約款の <mark>認可</mark> および変更······ 1
3 定 義	3 定 義
4 単位および端数処理 ······ 3	4 単位および端数処理······ 3
5 実 施 細 目 3	5 実 施 細 目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
■ 契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	II 契約の申込み ····· 4
6 需給契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	6 需給契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
7 需給契約の成立および契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	7 需給契約の成立および契約期間······ <u>5</u>
8 需 要 場 所 … 5	8 需 要 場 所
9 需給契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 需給契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
10 供給の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 供給の開始······ <u>6</u>
11 供給の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 供給の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12 承諾の限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	12 承諾の限界
13 需給契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	13 需給契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
■ 契約種別および料金・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	III 契約種別および料金····· 8
14 契 約 種 別	14 契 約 種 別
15 定額電灯8	15 定 額 電 灯
16 従 量 電 灯 11	16 従 量 電 灯
17 臨 時 電 灯 15	17 臨 時 電 灯
18 公衆街路灯	18 公衆街路灯
19 低 圧 電 力 … 23	19 低 圧 電 力
20 臨 時 電 力 … 26	20 臨 時 電 力
21 農事用電力28	21 農事用電力 28
TT JOLA CONTROL OF THE AND A C	
IV 料金の算定および支払い・・・・・・・・・30	IV 料金の算定および支払い・・・・・・ 30
22 料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30	22 料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
23 検 針 日 · · · · · · · · · 30	23 検 針 日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
24 料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31	24 料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
25 使用電力量の 計量 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25 使用電力量の 算定 31
26 料金の算定	26 料金の算定·················· <u>32</u>
27 日 割 計 算 · · · · · · 33	27 日 割 計 算

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023年4月1日実施)
28 料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28 料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
29 料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29 料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
30 延 滞 利 息 … 37	30 延 滞 利 息
31 保 証 金 … 38	31 保 証 金38
V 使用および供給 · · · · · · 40	V 使用および供給····· 40
32 適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40	32 適正契約の保持····· 40
33 力率の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33 力率の保持 40
34 需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・・ 40	34 需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
35 電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・ 41	35 電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・・ 41
36 供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36 供給の停止····································
37 供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37 供給停止の解除······ <u>42</u>
38 供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43	38 供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
39 違 約 金 … 43	39 違 約 金····· 43
40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 44	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・・・・・ 43
41 制限または中止の料金割引 … 44	41 制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
42 損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45	42 損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
43 設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 設備の賠償····································
VI 契約の変更および終了 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	VI 契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
44需給契約の変更 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	44 需給契約の変更······ <u>46</u>
45 名義の変更····································	45 名義の変更··················· <u>46</u>
46 需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46 需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>46</u>
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう	47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう
料金および工事費の精算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	料金および工事費の精算····· <u>47</u>
48 解 約 等······· 50	48 解 約 等······ <u>49</u>
49 需給契約消滅後の債権債務関係····· 50	49 需給契約消滅後の債権債務関係······ <u>49</u>
VII 供給方法 および 工事 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	WI 供給方法 <u>、</u> 工事 <u>および工事費の負担</u> ・・・・・・ <u>50</u>
50 需給地点および施設 ······ 51	50 供給方法および工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50 付給方法および工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
51 架空引込線 52	
52 地中引込線 53	
53 連接引込線等・・・・・・ 54	
54 中高層集合住宅等への供給方法・・・・・・・・・55	
55 引込線の接続・・・・・・55	
56 計量器等の取付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
57 専用供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56	

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後 (2023 年 4 月 1 日実施)
158 58 58 一般供給設備の工事費負担金 58 59 特別供給設備の工事費負担金 60 60 低 供給設備を変更する場合の工事費負担金 61 61 特別供給設備等の工事費の算定 61 62 工事費負担金の申受けおよび精算 63 63 臨 時 工 事 費 64 64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 65	<u>51</u> 工事費負担金 <u>等</u> の申受けおよび精算・・・・・・・ <u>50</u>
IX 保 安・ 66 65 保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	VIII 保 安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
68 調査に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54 調査に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
附 則····································	附 則 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
別 表	別 表

変更後(2023年4月1日実施)

I 総 則

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款(以下「この供給約款」といいます。)によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛県(一部を除きます。)

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者(以下「一般送配 電事業者等」といいます。)が維持および運用する供給設備を介して電気を供給する ときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款(以下「この供給約 款」といいます。)によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県、高知県、香川県 (一部を除きます。)、愛媛県 (一部を除きます。)

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、 経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給 約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変 更後の特定小売供給約款によります。

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則<u>第18条第1項の規定</u>にもとづき、経済産業大臣 の<mark>認可を受けた</mark>ものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給 約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変 更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 高 圧

標準電圧6.000ボルトをいいます。

(3) 電 灯

白熱電球,けい光灯,ネオン管灯,水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ 断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球,けい光灯,ネオン管灯,水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって,定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し,お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(10) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨て

変更後(2023年4月1日実施)

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力 (キロワット) をいいます。

(9) 夏 李 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。<u>ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたし</u> ます。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨て

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023年4月1日実施)
ます。	ます。
5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつど お客さまと当社との協議によって定めます。	5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつど お客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別,供給電気方式,需給地点,需要場所,供給電圧,契約負荷設備,契約主開閉器,契約容量,契約電力,発電設備,業種,用途,使用開始希望日,使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備,契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別,供給電気方式,需給地点<u>(電気の需給が行なわれる地点をいい</u>,お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等<u>[以下「当該一般送配電事業者等」といいます。]が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等[以下「託送約款等」といいます。]に定める供給地点といたします。</u>),需要場所<u>(供給地点特定番号を含みます。)</u>,供給電圧,契約負荷設備,契約主開閉器,契約容量,契約電力,発電設備,業種,用途,使用開始希望日,使用期間および料金の支払方法

- (2) (1) により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
 - イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
 - <u>ロ</u> 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続 供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。
 - <u>小 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社</u> に提供すること。
- (3) 契約負荷設備,契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ<u>当該一般送配電事業者等へ</u>供給設備の 状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいいます。)の満了の日までといたします。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

変更後(2023年4月1日実施)

- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいいます。)の満了の日までといたします。
 - 三 お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として 指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区 域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の 前日といたします。

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。
 - イ 早仕田の建物の担合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (4) 冬部分の間が固定的な隔壁またけ屋で明確に区分されていること
- (n) 冬邨分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること
- (n) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること
- ロー民住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分があり、かつ、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で、次のいずれかに該当するときは、各部分をそれぞれ

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

1需要場所とすることができます。

なお、(中)の場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (4) 各部分の間に共用する部分がないこと。
- (n) 冬部分の所有者が異かること
- ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

二子 の 他

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別((2)の場合は、2契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別,臨時電力,農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

変更後(2023年4月1日実施)

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別((2)の場合は、2契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別,臨時電力,農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置,温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置,または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない,お客さまからの申出がある場合で,当該一般送配電事業者等が技術上,保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、<mark>次の場合を除き</mark>、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

(1) 共同引込線(2以上の雲給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、 あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合に は、その理由をお知らせし、あらためてお客さま<u>および当該一般送配電事業者等</u>と 協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、<mark>託送約款等に定めるところにより、原則として</mark>、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

現行(令和元年 10 月 1 込線をいいます。)による引込みで電気を供給す (2) その他技術上、経済上やむをえない場合					変更後(2023年4月1	日実施)	
12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の場 いるものを含む他の需給契約の料金を支払期日を みます。) その他によってやむをえない場合には、 をお断りすることがあります。この場合は、その	を経過してなお 需給契約の申	支払われない場合を含 は込みの全部または一部	の な: の	支払状況(既に消 お支払われない場	気の需給状況, <mark>当該一般送</mark> 滅しているものを含む他の 合を含みます。)その他によっ は一部をお断りすることがあ	幕給契約の料金 ってやむをえた	を支払期日を経過して よい場合には,需給契約
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望され は、電気の需給に関する必要な事項について、需			2		場合で,お客さまが希望され する必要な事項について,需		
Ⅲ 契約種別およ	び料金		Ⅲ 契約種別および料金				
14 契 約 種 別			1	契 約 種 別 契約種別は,次の。	とおりといたします。	_	
需要区分 契約種	別			需要区分	契 約 種	別	
定額電	灯				定額電	灯	
W. E. St. Ir.	A				₩ B ₹ 17	A	
	В				従量電灯	В	
	A					A	
	В			電灯需要	臨時電灯	В	

С

Α

В

С

公衆街路灯

低 圧 電 力

電力需要

電力需要

С

Α

В

С

公衆街路灯

低 圧 電 力

現行(令和元年 10 月 1 日実施)								
			臨	時		電	力	
			農	事	用	電	力	

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換 算容量〕によって換算するものといたします。)が400ボルトアンペア以下であるも のに適用いたします。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	71円50銭
---------	--------

口電灯料金

(4) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	95円70銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	144円10銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	240円90銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	337円70銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	530円20銭

変更後(2023年4月1日実施)

臨 時 電 力

農事用電力

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	71円50銭
--------	--------

口電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	138円59銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	229円89銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	412円46銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	595円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	959円12銭

100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに

265円10銭

- (p) ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量 (入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハール型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換 算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	248円60銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	387円20銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルト アンペアまでごとに	193円60銭

(5) その他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適 用 節 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

変更後(2023年4月1日実施)

100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに

479円56銭

- (p) ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量 (入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)を算定し,その容量 につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハール型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換 算するものといたします。) に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円70銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	643円40銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルト アンペアまでごとに	321円70銭

(5) そ の 他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

- (1) 従量電灯A
 - イ 適 用 節 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (4) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流 単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60~ ルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上や むをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標 準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に 応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000-円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000-円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	411円40銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット 時までの1キロワット時につき	20円37銭
	120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	26円99銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円50銭

ホその他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変

変更後(2023年4月1日実施)

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に 応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	532円68銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット 時までの1キロワット時につき	31円40銭
	120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	38円02銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円53銭

ホその他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (4) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場

圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3 (契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(n) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を 使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

374円00銭

変更後(2023年4月1日実施)

- 合、<mark>当該一般送配電事業者等</mark>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60〜ルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3 (契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(p) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。 この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社<u>または当該一般送配電事業者等</u>は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を 使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

374円00銭

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円97銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円50銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円42銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量 (入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ご とに別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)が 3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期 間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ料金

料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)によって1日につき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円70銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円40銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円40銭

変更後(2023年4月1日実施)

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	28円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円53銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円45銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適 用 節 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量 (入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ご とに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が 3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期 間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ料金

料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)によって1日につき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された水料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>11円15銭</u>
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>22円31銭</u>
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>22円31銭</u>

総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトア ンペアまでの場合	154円00銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	154円00銭

ニその他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (n) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれ にも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用 する需要には適用いたしません。

- (4) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (p) 臨時電灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	575円30銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	33円55銭

ハその他

- (4) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (n) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯 C

イ 適 用 節 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満

変更後(2023年4月1日実施)

総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	223円08銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	223円08銭

ニその他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (p) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれ にも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用 する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (p) 臨時電灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	696円58銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	44円58銭

ハその他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (n) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯 C

イ 適 用 節 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満

であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

口料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を 使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

412円50銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

27円96銭

ハその他

- (4) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (n) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

- (1) 公衆街路灯A
 - イ 適 用 節 囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

口料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2 (燃料費

変更後(2023年4月1日実施)

であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

口料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を 使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

412円50銭

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

38円99銭

ハその他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (n) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

- (1) 公衆街路灯A
 - イ 適 用 節 囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

口料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2 (燃料費

調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000-円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000-円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(化) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	66円00銭
--------	--------

(中) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	92円40銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	139円70銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	233円20銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	326円70銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	512円60銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	256円30銭

- b ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量 (入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表4〔負荷 設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その 容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	239円80銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	374円00銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルト アンペアまでごとに	187円00銭

変更後(2023年4月1日実施)

調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>円を上回 る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(化) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	66円00銭
--------	--------

(中) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	135円29銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	225円49銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	404円76銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	584円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	941円52銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	470円76銭

- b ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量 (入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表4 [負荷 設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)を算定し,その 容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたしま す。
- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	367円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	630円20銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルト アンペアまでごとに	315円10銭

ハその他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずる ものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適 用 節 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたしま す。

- (4) 使用する負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (p) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000-円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000-円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	381円70銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円78銭

ハその他

- (4) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯C

イ 滴 用 節 囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

口契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4 [負荷設備の入力換算容量]に

変更後(2023年4月1日実施)

ハその他

- (4) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずる ものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (4) 使用する負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (p) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	502円98銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円81銭

ハその他

- (4) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (p) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯C

イ 適 用 節 囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

口契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4 [負荷設備の入力換算容量] に

よって換算するものといたします。)といたします。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を 使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

335円50銭

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

17円06銭

ニその他

- (4) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

変更後(2023年4月1日実施)

よって換算するものといたします。)といたします。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を 使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

335円50銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

28円09銭

ニその他

- (4) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。
- (n) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

- (4) 契約電力
 - イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) についてそれ ぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたしま す。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合 は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な 装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契 約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 (契約容量および 契約電力の算定方法) に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。
 - (イ) 契約負荷設備のうち

	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力 のものから	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、 契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 (契 約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場 合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割

変更後(2023年4月1日実施)

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

- (4) 契約電力
 - イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表 4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力のものから	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表<u>6</u>(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社<u>または当該一般送配電事業者等</u>は,契約主開閉器が制限できる電流 を,必要に応じて確認いたします。

5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割

引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1.116円50銭

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円80銭	14円36銭

ハカ率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5 (加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)口により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を 5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を 5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表 6 (進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニその他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この 場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

変更後(2023年4月1日実施)

引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1.116円50銭

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	<u>26円83銭</u>	25円39銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4) ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、<u>託送約款等に定める</u>基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニその他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この 場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器,発電設備等を介して,電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は, 低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された「別表2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

163円90銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、19(低圧電力)(5)イおよび口によって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使 用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満と なるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

変更後(2023年4月1日実施)

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

236円39銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、19(低圧電力)(5)イおよび口によって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ <u>当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</u>

- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使 用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満と なるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 適用節用

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分(その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

748円00銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円69銭	10円63銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

変更後(2023年4月1日実施)

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分(その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき 748円00銭

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏	季米	4 金	その他季料金
1キロワット	時につき		<u>22</u> F	<u> 972銭</u>	<u>21円66銭</u>

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

- (4) その他
 - イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は,契約使 用期間を変更いたします。
 - ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、**当社**は、引込線の切断等の処置 を行なうことがあります。
 - ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

1) ア の

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使 用期間を変更いたします。

変更後(2023年4月1日実施)

- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、引 込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる 日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) <u>4社</u>は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が 短い場合
 - ロ 非常変災等の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。
- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3) 口またはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、<u>当該一般送配電事業者等が</u>実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(<u>当該一般送配電事業者等</u>がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに<u>当該一般送配電事業者等が</u>行ないます。ただし、<u>当該一般送配電事業者等は、</u>やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) <u>当該一般送配電事業者等</u>は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が 短い場合
 - ロ 非常変災等の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。
- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3) 口またはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検 針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契 約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間 または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。) の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における 使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針目における電力 量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読 みといたします。)と前回の検針目における電力量計の読み(電気の供給を開始した 場合は、原則として開始目における電力量計の読みといたします。)の差引きにより 算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたしま す。
 - イ 23 (検針日) (2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
 - ロ 23 (検針日) (4)の場合, 計量値を確認するときを除き, 需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし, 26 (料金の算定) (1)イ, ロまたはハに該当する場合は, 次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
 - ハ 23 (検針日) (5) の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月 平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたしま す。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針 の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた 値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

変更後(2023年4月1日実施)

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検 針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契 約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間 または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の<mark>算定</mark>) (4) の場合の料金の算定期間は, (1) に準ずるものといたします。この場合, (1) にいう検針日は, そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし, 臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は, 契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。) の前日までの期間, または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3) の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。) において合計した値といたします。
- イ 23 (検針日) (2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値 (月数による平均値といたします。) によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定) (1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。

ロ 23 (検針日) (4)の場合,需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ,ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、計量値を確認するときは、その値によります。

ハ 23 (検針日) (5) の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月 平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたしま す。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針 の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた 値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

変更後(2023年4月1日実施)

なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。

(2) 計量器の読みは 次によります

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間 を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の 算定期間の使用電力量は、<mark>別表 8 (使用電力量の協定)を基準として</mark>、お客さまと 当社との協議によって定めます。

(7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表8(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行わいません。

(2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく<u>算定</u>できなかった場合には、料金の 算定期間の使用電力量は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、お客さまと当社との 協議によって定めます。

(4) 従量制供給のお客さまについて、<mark>当該一般送配電事業者等が</mark>検針を行なうことが 困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間 の使用電力量は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、お客さまと当社との協議によ って定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別,契約負荷設備,契約容量,契約電力,力率等を変更したことにより,料金に変更があった場合
 - ハ 24 (料金の算定期間) (1) の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応 する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る とき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別,契約負荷設備,契約容量,契約電力,力率等を変更したことにより,料金に変更があった場合
 - ハ 24 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応 する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る とき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26 (料金の算定) (1)イ,ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能 エネルギー発電促進賦課金は、別表 9 (日割計算の基本算式) (1) イにより日割計 算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電

27 日割計算

- (1) 当社は,26 (料金の算定)(1)イ,ロまたはハの場合は,次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金,最低料金,定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能 エネルギー発電促進賦課金は、別表<u>7</u>(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計 算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7 (日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電

灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表 9 (日割計算の基本算式)(1)ロにより日割計算をいたします。

- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式)(1) により算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 26 (料金の算定) (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 9 (日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

変更後(2023年4月1日実施)

灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表<u>7</u>(日割計 算の基本算式)(1)口により日割計算をいたします。

- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7(日割計算の基本算式)(1)=により算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26 (料金の算定) (1)口の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表了 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の目に発生いたします。
 - イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (4)の場合の料金または25 (使用電力量の計量) (1) イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25 (使用電力量の計量) (6) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25 (使用電力量の計量) (7) の場合は、そのお客さまの属する検針区域の 検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

- ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応 当日とすることがあります。
- ハ 29 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたは口による日といたします。
- ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日(明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。)といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、 <u>当社</u>が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の目に発生いたします。
 - イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (4)の場合の料金または25 (使用電力量の算定) (1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25 (使用電力量の算定) (3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25 (使用電力量の<mark>算定</mark>) (<u>4</u>)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の 検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

- ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応 当日とすることがあります。
- ハ 29 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたは口による日といたします。
- ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に<u>当該一般送配電事業者等が</u>計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日(明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。)といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌

目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの 需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、 当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金 の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が 発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収 納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次 によりませ

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法 を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていた だきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ,ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - イ (1) イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ (1) ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23 (検針日) (4) の場合, 需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は, 需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

変更後(2023年4月1日実施)

日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの 需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、 当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金 の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が 発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
 - イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法 を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていた だきます。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
 - ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ (1) ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人(以下「債権回収会社等」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23 (検針日) (4)の場合, 需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は, 需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯,臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

変更後(2023年4月1日実施)

- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお, 当社は, 前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯, 臨時電力および農事用電力については, 当社は, 従量制供給の場合は 予納金を, 定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合に は, これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお,消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等 相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお,消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等 相当額の単位は,1円とし,その端数は,切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに 該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

31 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに 該当するとき。
 - (4) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以 内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

変更後(2023年4月1日実施)

- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以 内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保 証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお,進相用コンデンサは、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)を基準として取り付けていただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>,原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサは、<u>託送約款等に定めるところ</u>を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 69 (保安に対するお客さまの協力) によって必要なお客さまの電気工作物の検査 等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験,契約負荷設備,契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36 (供給の停止), 46 (需給契約の廃止) (1)または 48 (解約等) により必要な処 置
- (6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

変更後(2023年4月1日実施)

34 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または 建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限 り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
 - ✓ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験,契約負荷設備,契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
 - <u>ロ</u> その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更<u>または</u>終了等に必要な業 務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、36 (供給の停止) (2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1) に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または<u>当該一般送配電事業者等</u>,当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、<u>託送約款等に定めるところにより</u>,必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

変更後(2023年4月1日実施)

36 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ローお客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、 当社に重大な損害を与えた場合
 - △ 55 (引込線の接続) に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期 日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息,保証金,違約金,工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - ト 34 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - チ 35 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

36 供給の停止

(1) <u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。</u>

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、<u>当社の求めに応じ、</u>そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期 日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息,保証金,違約金,工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、<u>当社の求めに応じ、</u>そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - へ 34 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して,当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、すみやかに(次の場合を除きます。)電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- <u>(2) 営業時間外の場合で、要員の配置等の事情により、やわをえないとき。</u>

37 供給停止の解除

36 (供給の停止) によって<mark>当該一般送配電事業者等が</mark>電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、<u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等</u>は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023年4月1日実施)
(3) その他特別の事情がある場合	
38 供給停止期間中の料金 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。	38 供給停止期間中の料金 36 (供給の停止) によって <mark>当該一般送配電事業者等が</mark> 電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。
 39 違 約 金 (1) お客さまが 36 (供給の停止) (3) からっまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。 	 39 違 約 金 (1) お客さまが 36 (供給の停止) (3) 1 から立までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 イー異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合 ロー当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ムー当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ニー非常変災の場合 ホーその他保安上必要がある場合 (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気 の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただく ことがあります。
41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。	41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって、定額電灯、 従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限 し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただ し、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては 割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに

再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

口割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 48 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には,当社は,お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合 修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合

変更後(2023年4月1日実施)

再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

口割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上 $\frac{当該一般送配電事業者等}$ がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 48 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を 賠償していただきます。
- イ 修理可能の場合 修理費
- ロ 亡失または修理不可能の場合

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023年4月1日実施)
帳簿価額と取替工費との合計額	帳簿価額と取替工費との合計額
	(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていた お客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。	45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていた お客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続 き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場 合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出 ていただきます。
46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48 (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48 (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま(定額電灯,従量電灯A,臨時電灯,公衆街路灯および臨時電力のお客さ	47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま(定額電灯,従量電灯A,臨時電灯,公衆街路灯および臨時電力のお客さ

まを除きます。)が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の 使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯ま たは臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力と して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
 - ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、63 (臨時工事費) の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を 廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加 された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分 につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初 から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差 額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新た に施設した供給設備について、63 (臨時工事費)の臨時工事費として算定される 金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分につい

変更後(2023年4月1日実施)

まを除きます。)が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の 使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯ま たは臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力と して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
 - ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、<u>当社が、当該一般送配電事業等から託送約</u> <u>款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、</u> お客さまからその金額を申し受けます。
- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を 廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加 された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分 につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初 から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差 額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新た に施設した供給設備について、<u>当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等</u> に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客 さまからその金額を申し受けます。
- (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

て、63 (臨時工事費) の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、63 (臨時工事費) の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

変更後(2023年4月1日実施)

- ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。
- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

48 解 約 等

(1) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社<u>または当該一般送配電事業者等</u>の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社<u>および当該一般送配電事業者等</u>が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は,需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

	変更後 (2023 年 4 月 1 日実施)
現行(节和元年 10 月 1 口夫他)	変更後(2023 年 4 月 T 口夫他)
畑 供給方法および工事	Ⅷ 供給方法 <u>、工事および工事費の負担</u>
 (1) 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。) は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) 無給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。 イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合ロー当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合ロー当社のの名以上の需要場所に発気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。ニー52(地中引込線)(4)により地中引込線によって電気を供給する場合ホーその他特別の事情がある場合 (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。なお、当社は、お客さま(共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。)のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。 (4) 付帯設備((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設とと要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 	 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
51 架空引込線 (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には, 原則として架空引込線によるものとし,お客さまの建造物または補助支持物の引込	
線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。	
(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。 (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のよっますよ。またが供給することがあります。	

お客さまへ電気を供給することがあります。

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023 年 4 月 1 日実施)
イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いた	
します。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物ま	
たは補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線およ	
び引込小柱の管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、需給	
地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。	
ローイにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する	
場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さま	
にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線また	
は引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。	
52 地中引込線	
(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もし	
くは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電	
気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたは中の最も電源	
側に近い接続点までを当社が施設いたします。	
イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点	
ロー当社が施設する計量器 (付属装置を含みます。) または接続装置の接続点	
なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがありま	
*	
(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適	
当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上と	
くに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次の	
いずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。	
なお, これ以外の場合には, 需要場所内の地中引込線は, お客さまの所有とし,	
お客さまの負担で施設していただきます。	
イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所	
中・建物の3階以下にある場所	
△ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所	
(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の	
付帯設備は、次のものをいいます。	
イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために パスプレンステルが	
施設される工作物	
ローお客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック(接続装置を固定するた	
めのものをいいます。)およびハンドホール	
<u>→ その他イまたは口に準ずる設備</u>	
(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりと	
くに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの	
所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上また	
は保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、	
59 (特別供給設備の工事費負担金) の工事費負担金を申し受けます。	

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023 年 4 月 1 日実施)
53 連接引込線等 (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線(1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。)または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。 (2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。 イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。 コーイにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。	
54 中高層集合住宅等への供給方法 中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときに は、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。 なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変 圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続 点までは、当社が施設いたします。	
55 引込線の接続 当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。 なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実 費を申し受けます。	
56 計量器等の取付け (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。),その付属装置(計量器箱,変成器,変成器箱,変成器の2次配線,通信装置,通信回線等をいいます。)および区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。	

現行(令和元年10月1日実施) 変更後(2023年4月1日実施) イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合 ロー変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さま の希望によりとくに長い配線を必要とするため名類の費用を要する場合 (2) 計量界 その付属性置お上が区分性置の取付位置は 適正な計量ができ <u> 検針 検査ならびに取付けおよび取外して事が容易な場所(原則として屋外といた</u> また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置およ び区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あら かじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。 (3) 計量界 その付属状器お上が区分状器の取付担所は お客さまから無償で提供1 <u>ていただきます。また。(1)によりお客さまが施設するよのについては、当社が無償</u> で使用できるものといたします。 (4) 当社は 記録刑計量界に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さすの 電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるも のレいたします (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更 する場合には 当社は 宝費を申し受けます。 (6) 16 (従量電灯) (1) ホによって取り付ける装置については、当社の所有とし、当社 の負担で取り付けます。この場合 その取付位置け 原則として屋外とし 取付場 57 東田供給設備 (1) 当社は 次の堪会には 50 (特別供給設備の工事費負担金) の工事費負担金を申 上受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。 イーお客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認め られる場合 <u>ロ 35 (雪気の体用にしまわらお皮さまの協力) の担合</u> ハー お客さまの施設の保安上の理由。 または季恵堪所お上びその他周囲の状況から 将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが <u>価田されることにかる供給設備を</u>東田供給設備と1 で協設することが適当と認め られる場合 (9) (1)の専用設備は、季給地占から季給地占に基ま近い亦電面までの電線数(配電 般、継需異お上びその変重所の供給電圧と同位電圧のしる断異すでの電線収を含み <u>ます) に限ります ただし 特別の車棒がある場合は 併給電圧と同位の電線数</u>は 上びこれに接続する変圧器(1次雲圧側線路開閉器を含みます)とすることがあり キオ_ (3) 当社は 供給設備を9以上のお客さまが出田する専田供給設備とすることがあり

ます。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾を

4. 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供

<u> 公型借から重与の仕込む呼けるとしたを切されるし</u>き

いただいたレキに限ります

現行(令和元年 10 月 1 日実施)
ロー お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希 望される場合
<u>₩ エ事費の負担</u>
一般供給設備の工事費負担金
) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合(新たに電
気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利
用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない
新たに施設される配電設備(専用供給設備を除きます。)の工事こう長が無償こう長
(架空の場合は1,000メートル,地中の場合は150メートルといたします。)をこえる
ときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金と
して申し受けます。
区分 単位 金額
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき 3,410円
地中配電設備の場合 超過こう長 1 メートルにつき 27, 280円
地中的电散補り場合 地域とりますを下がついて 21, 200円
なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう
長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当
する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。
) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変
電所の引出口に施設されるしゃ断器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたし
ます。
) 工事費負担金は,需給契約ごとに算定いたします。ただし,1需要場所において
2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の
算定は、次によります。
イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代
表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合,無償こう長
は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。
ロー2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さま
<u>ごとに算定いたします。この場合,それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長</u>
については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた
値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施
設される配電設備の工事こう長といたします。
) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次
Marilla 2 2 2 2

により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の

現行(令和元年10月1日実施) 変更後(2023年4月1日実施) 無償こう長を美し引いた値といたします。 中、架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただ。 1. 地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次 にトルキオ 架空配電設備の超過こう長 = 架空配電設備の工事こう長 -地中配電設備 地中配電設備 架空配電設備の無償こう長 の無償こう長 の工事こう長 」 地中配電設備の無償こう長 (6) 次の言葉は 畑 (工事典の台相) においてそれぞれ次の音味で使用いたします。 4配電設備 ※要託またけ亦電託から他の※要託またけ亦電託を終わいで季於地方に至る供 <u>終設備をいい 雪塊 引込線 変圧哭お上びこれらを支捧し すたけ収納する工</u> 作物(支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。)を含みます。 <u>ロ 丁車こう長</u> 別表 10 (標準設計基準) に定める設計(以下「標準設計」といいます」にも とづき算定される悪絵地点から最も近い供給設備までの配露設備のこう長をい い、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお 単位は 1メートルとし その端粉は 小粉点以下第1位で四栓五入い たします (7) Ψ (丁事費の負担) の各項において 契約電力等を増加される場合とは 次の値 が増加する堪合をいいます イ 定額電灯、従量電灯A、臨時電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Aおよび公衆街 牧灯Rの場合の負荷設備の総容量 力 切 数 重 力 会お、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相 3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加され スものレスかします 59 特別供給設備の工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合(新たに電気 を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用さ れ、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。) で、これにともない新たに 特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受 (1) お客さまの差別によって標準設計をこうる設計で供給設備を施設する場合は 博 進設計で施設する場合の工事費(以下「標準設計工事費」といいます。) をこえる金

かむ 煙進設計をこうる設計で供給設備を施設する場合とは、 次のいずれかに該

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後 (2023 年 4 月 1 日実施)
イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線,支持物または変圧器等を施設する場合 ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合 ム 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合 ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合 また、この場合も 58 (一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。 (2) 57 (専用供給設備)によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、57 (専用供給設備)(2)によるものといたします。	
60 供給設備を変更する場合の工事費負担金 (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。)は、55 (引込線の接続)または 56 (計量器等の取付け)によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 (2) 35 (電気の使用にともなうお客さまの協力)によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。	
61 特別供給設備等の工事費の算定 59 (特別供給設備の工事費負担金) および 60 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の場合の工事費は、次により算定いたします。 (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。 イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。 ロ 材料費は、払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。 ム 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。 ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、63 (臨時工事費) に準じて算定いたします。 (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。	

- (3) 59 (特別供給設備の工事費負担金) (1)の場合で、その工事費を 58 (一般供給設備の工事費負担金) (1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 58 (一般供給設備の工事費負担金) (1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を 供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応 じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
 - イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

工事費 × 使用回線数 施設回線数

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

使用孔数

- 事資 × 施設孔数 - 予備孔数

62 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
 - イ 58 (一般供給設備の工事費負担金) にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
 - (1) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう 長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
 - (n) その他特別の事情により、丁事費負担金に差異が生じた場合
 - ロ 59 (特別供給設備の工事費負担金) (58 [一般供給設備の工事費負担金] の超過 こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ず るものといたします。) および 60 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) に もとづき算定される場合は、次に該当するとき。
 - (イ) 設計変更により、電柱 (鉄塔、鉄柱を含みます。)、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更(低圧引込線を除きます。)の差異が5パーセントをこえる場合
 - (n) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合(設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。)
 - (n) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

変更後(2023年4月1日実施)

<u>51</u> 工事費負担金<u>等</u>の申受けおよび精算

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等(以下「工事費負担金等」といいます。)の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から工事完成後,工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) <u>託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</u>
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023 年 4 月 1 日実施)
(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に	炎文仪〈2020 구寸刀「日天/池 /
変更することがあります。	
なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専	
田供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として賃定	
1.た丁事費負担会と呼に申し受けた丁事費負担会との差額をお返しいたします。	
(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべて	
の建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときに	
は、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事でう長のうち無償でう	
長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長と	
して算定される 58 (一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を当初に申し受	
けます。	
また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数	
により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長	
は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異な	
る場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。	
63	
(1) 17 (臨時電灯) または 20 (臨時電力) によって電気の供給を受けるお客さまのた	
めに新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事	
費にその設備を撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。) を加えた金額から、そ	
の撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工	
事着手前に申し受けます。	
なお,撤去後の資材の残存価額は,変圧器,開閉器等の機器についてはその価額	
の95パーセント,その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。	
(2) 臨時工事費を申し受ける場合は,58 (一般供給設備の工事費負担金),59 (特別供	
給設備の工事費負担金)および 60 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の工	
事費負担金は申し受けません。	
(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、	
無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。	
(4) 臨時工事費の精算は,62(工事費負担金の申受けおよび精算)(3)ロの場合に準ず	
<u>るものといたします。</u>	
64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	
供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至ら	
ないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受	
けます。	
なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額	
の費用を要したときは、その実費を申し受けます。	

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023 年 4 月 1 日実施)
<mark>以</mark> 保 安	<u>™</u> 保 安
65 保安の責任 <u>当社</u> は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の <u>当社</u> の電気工 作物について、保安の責任を負います。	52 保安の責任 <u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等</u> は、需給地点に至るまでの供給設備 <u>(当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。)</u> および 計量器等需要場所内の <u>当該一般送配電事業者等</u> の電気工作物について、保安の責任を 負います。
(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。 イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ 接地抵抗値の測定 ロ 接地抵抗値の測定 コ 点検 (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。 なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。	53 調 査 当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。
67 調査等の委託 (1) 当社は、66 (調査) の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関 (以下「登録調査機関」といいます。) に委託することがあります。 (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。	
 68 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 (2) 当社は、66 (調査) (1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。 	 54 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、53 (調査)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

変更後(2023年4月1日実施)

69 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。 この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の<u>当社</u>の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状も しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれ があると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置,変更または修繕工事をされる場合は,あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また,物件の設置,変更または修繕工事をされた後,その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には,すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において,保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

55 保安に対するお客さまの協力

- (1) <u>託送約款等に定めるところにより</u>、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を<u>当該一般送配電事業者等</u>に通知していただきます。この場合には、<u>当該一般送</u>配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の<u>当該一般送配電事業者等</u>の電 気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれが あると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状も しくは故障が生ずるおそれがあり、それが<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備に 影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件 (発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に 直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

70 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託 したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ 巻き等の軽易なものについては、材料費(消耗品を除きます。)のみを申し受けま す。

(3) お各さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当住に申し込むことかできます。

71 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 66 (調査)
- (2) 67 (調査等の委託)
- (3) 68 (調査に対するお客さまの協力)
- (4) 70 (検査または工事の受託)

56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 53 (調査)
- (2) 54 (調査に対するお客さまの協力)

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023 年 4 月 1 日実施)
則	附則
 この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和元年10月1日から実施いたします。 	1 この供給約款の実施期日 この供給約款は, <u>2023年4月1日</u> から実施いたします。
2 需要場所についての特別措置	
(1) <u>適</u> 用	
4 8 (需要場所) (1)に定める1構内または8 (需要場所) (2)に定める1建物 -(以下「原需要場所」といいます。) において、口に定める特例設備を新たに使用	
- (以下「原需要場所」といいます。) において、「アに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分(以下「特例区域	
サービス ディー ディー ディー ディー・ディー ディー ディー ディー ディー ディー ディー ディー ディー ディー	
いずれにも該当するときは、8(需要場所)にかかわらず、当分の間、1原需要	
場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたし	
ます。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリ	
ア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域	
等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等(以下「急速充電設備等」といい	
ます。)を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用す	
る(この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等	
において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなしま	
す。)際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれ	
にも該当するときは、急速充電設備等について、8 (需要場所) にかかわらず、	
当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限	
り,1需要場所といたします。	
(1) 特例区域等に口に定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また, ロ(p)に	
定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分	
(以下「非特例区域等」といいます。) においてロ(n)に定める特例設備以外の	
負荷設備があること。	
(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。	
a 非特例区域等について、8 (需要場所) に準じて需要場所を定めること。 b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34 (需要場所への立入り	
b 当住か特例区域等における業務を実施するため、31 (需要場所への立入り に上る業務の実施) に進じて、非蛛例区域等のお客さまの土地または建物に	
たよる業務の美施)に準して、非特例と映寺のわ名さまの主地または建物に 立ち入らせていただく場合には、正当か理由がかい限り、立ち入ることおよ	
並ら入らせていたにく場合には、正コな理由がない限り、並ら入ることやよ バ <u>業終を宝施することを承禁していただくこと</u>	
<u>○未営を大肥りることを小品していたに、こと。</u> (A) 特例区域等と非特例区域等の関が外細上区分されていること。	
(二) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されているこ	
と。 (**) 当社が非性例区域等における業務を実施するため 34 (季更提所への立入 N	
(4) 当住か井特例と映等における業務を実施するため、34 (需要場所への立入りによりる業務の実施)に進じて、特例区域等のお安さまの土地またけ建物に立ち	
たよる業務の美施)に準して、特例区域等のお各さまの主地まだは建物に立っ 入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務	
ハッピマヤンにに下郷日では、正日は廷田かなり、至り八分とどわより業務	<u> </u>

変更後(2023年4月1日実施)

を実施することを承諾していただくこと

- ロ 特例設備は、次のものをいいます。
- (1) 刍油玄雷設借等

電気車業決協行担則附則第17条第1項第1号に完める電気自動車専用負連を 雪設備およびその使用に直接必要な雪灯その他これに進ずるよの

(n) 数定 整 雪 設 借 垒

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびそ のは田に古控心更な雪灯みの仲これに進ずるもの

会 (新たに電気を使用される場合で 当該電気を使用される前から引き続き当社の 供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、こ カにレまない新たに供給設備を施設するレキには、当社は、58(一般供給設備の工 事費負担金) または59(特別供給設備の工事費負担金) にかかわらず、その工事費 <u>の今姫な丁車専台切会レ」で由」受けます</u>

なお、WII(工事費の負担)の適用については、59(特別供給設備の工事費負担 <u>全)の埋合に進ずるものといたします</u>

3 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25 (使用電力 量の計量)(2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知 らせいたします

4 料金(口座振替割引契約)についての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用 電力として電気の供給を受けるお客さまで、お客さまが(4)に定める方法によって料 金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適 用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 契約の成立

口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定 する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料

イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し 引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えた ものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額

2 料金(口座振替割引契約)についての特別措置

(1) 適用節用

定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用 電力として電気の供給を受けるお客さまで、お客さまが(4)に定める方法によって料 金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適 用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 契約の成立

口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定 する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料

イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し 引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えた ものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額

を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額

再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

口 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 55円00銭

ただし、次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

- (イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の 支払方法等が、(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金
- (n) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が、(4)イ(4)によって支払 われない場合のその1月の料金
- (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその1月の料金
- (4) 料金の支払方法等

料金の支払方法等は,次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

- イ 料金の支払方法
- (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替えする(以下「口座振替」といいます。)こと。
- (p) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。
- ロ 料金の振替結果のお知らせ
- (4) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果 の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。 ただし、年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたし ません。
- (n) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。
- (5) その他

口座振替割引契約を適用する場合は,当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き,請求書の発行はいたしません。

5 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれ

変更後(2023年4月1日実施)

を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額

再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

口 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 55円00銭

ただし, 次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

- (4) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の 支払方法等が、(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金
- (n) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が、(4)イ(4)によって支払 われない場合のその1月の料金
- (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその1月の料金
- (4) 料金の支払方法等

料金の支払方法等は、次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

イ 料金の支払方法

- (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替えする(以下「口座振替」といいます。)こと。
- (p) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。
- ロ 料金の振替結果のお知らせ
- (4) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果 の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。 ただし、年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたし ません。
- (n) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。
- (5) その他

口座振替割引契約を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれ

かに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていない とき。
- ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- (2) 料金は、16(従量電灯)(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

← 農事用電力(脱穀調整用電力)のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款(以下「旧供給約款」といいます。)附則6(農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置)の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年(毎年4月1日から起算いたします。)につき次によって算定された 金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進 賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え 1 キロワットを 増すごとに
最初の30日まで	3,848円90銭	5,482円40銭	8,705円40銭	11,948円20銭	3,117円40銭
30日をこえる 1日につき	29円70銭	45円10銭	97円90銭	148円50銭	53円90銭

ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え 1 キロワットを 増すごとに
1日につき	32銭2厘	64銭4厘	1円28銭8厘	1円93銭2厘	64銭4厘

(3) 支払義務発生日

変更後(2023年4月1日実施)

かに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていない とき。
- ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- (2) 料金は、16(従量電灯)(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 農事用電力(脱穀調整用電力)のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款(以下「旧供給約款」といいます。) 附則 6 (農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置) の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年(毎年4月1日から起算いたします。)につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約電力 使用期間	0. 5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこ え 1 キロワットを 増すごとに
最初の30日まで	4, 393円04銭	6,570円34銭	10,881円30銭	15, 212円04銭	4, 205円34銭
30日をこえる 1日につき	47円83銭	81円36銭	170円42銭	257円29銭	90円16銭

ただし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が80,300 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3 和ワットをこ え 1 和ワットを 増すごとに
1日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘

(3) 支払義務発生日

現行(令和元年 10 月 1 日実施)	1		変更後(2023 年 4 月 1 日実施)
料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検 す。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずる。	針区域の検針日 & は,契約使用開始	料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。	
7 この供給約款の実施にともなう切替措置 畑 (工事費の負担) に定める工事費負担金等については 日 (60 [供給設備を変更する場合の工事費負担金] の場合 す。) が令和元年10月 1 日以降であるものから、この供給約	は,工事完成日。	といたしま	
8 消費税法の改正にともなう経過措置 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年条の規定により読み替えて適用される消費税法附則(平成第5条第2項の適用を受ける,令和元年9月30日以前から年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払い金(令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権11月1日以降である料金については、当該確定した料金の部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔5月〕第4条第3項で定める部分に限ります。)の算定におけついては、次のとおりといたします。 (1) Ⅲ (契約種別および料金)の料金率については、15 (灯)(1) = もしくは(2) ホ、17 (臨時電灯)(1) ハ、(2) ロ 路灯)(1) ロ、(2) ロもしくは(3) ハ、19 (低圧電力)(5) 21 (農事用電力)(3) にかかわらず、次のとおりといたしィー定額電灯	三11月28日法律第8 224年8月22日法行 一部給契約が継続 本を受ける権利が確定する日から 至利が確定する日から 28日政令第358号 平成26年9月30日 する料金率および。 定額電灯)(4), もしくは(3)ロ, 1 もしくは(3)ロ, 1 、20(臨時電力)	35号)第1 律第68号) し、令和元 確定する料 が令和元年 施行令の一)第1条の 政令第317 基準単価に 16(従星電 18(公衆街	
1 契約につき	70円20銭		
(中) 電灯料金			
10ワットまでの1灯につき	93円96銭		
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	141円48銭		
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	236円52銭		
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	331円56銭		

520円56銭

60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき

	現行(令和元年 10 月 1 日実施)	
1007		0000000
	をこえる1灯につき50ワットまでごとに	260円28銭
(ハ) 小型	機器料金	
50ボルト	アンペアまでの1機器につき	244円08銭
50ボルト 1機器に	アンペアをこえ100ボルトアンペアまでの つき	380円16銭
100.4.7.	トアンペアをこえる1機器につき50ボルト までごとに	190円08銭
口從量		
(4) 従	と電灯 A	
最低料金	金 1契約につき最初の11キロワット時まで	403円92銭
	11キロワット時をこえ120キロワット 時までの1キロワット時につき	20円00銭
電力量料	120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	26円50銭
	300キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき	29円95銭
(n) 従		
a 基	· 本 料 金	
	1キロボルトアンペアにつき	367円20銭
b 電	力量料金	
最初の12	0キロワット時までの1キロワット時につき	16円66銭
	フット時をこえ300キロワット時までの1キ 時につき	22円09銭
300+11	フット時をこえる1キロワット時につき	24円96銭
<u>ハ 臨 時</u> (4) 臨 時	FE 74	
総容量が	50ボルトアンペアまでの場合	7円56銭
総容量が アまでの	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ 場合	15円12銭
総容量が	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	
総容量が	500ボルトアンペアをこえ1キロボルトア での場合	151円20銭

	現行(令和元年 10 月 1 日実施)	
総容量が1	現1」(〒和九年 10 月 1 日美池) キロボルトアンペアをこえ3キロボルトア	
	の場合1キロボルトアンペアまでごとに	151円20銭
(n) 臨時電	i灯 B	
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	564円84銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	32円94銭
(ハ) 臨時電 a 基 ス	<u>計 C</u> 本 料 金	
契約容量1	キロボルトアンペアにつき	405円00銭
b 電力	量料金	
1キロワッ	ト時につき	27円45銭
二 公衆街		
(1) 公衆街 a 需要		
4 mg 1契約につ		64円80銭
		04円00豉
b 電力		
10ワットま	での1灯につき	90円72銭
10ワットを	こえ20ワットまでの1灯につき	137円16銭
20ワットを	こえ40ワットまでの1灯につき	228円96銭
40ワットを	こえ60ワットまでの1灯につき	320円76銭
60ワットを	こえ100ワットまでの1灯につき	503円28銭
	<u>とこえる1灯につき50ワットまでごとに</u>	251円64銭
c 小型	機器料金	
50ボルトア	ンペアまでの1機器につき	235円44銭
50ボルトア の1機器に	'ンペアをこえ100ボルトアンペアまで つき	367円20銭
	アンペアをこえる1機器につき50ボル までごとに	183円60銭
(巾) 公衆街		
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374円76銭

		年 10 月 1 日実施))	
電力量料			19円42銭	
	大街路灯C			
	本料金			
> C/1 V II - L	1キロボルトアンペアに) 분	329円40銭	
	<u> カ量料金</u> ット時につき		100754	
本任圧			16円75銭	
· 4 ·	电力 本料金			
契約電力	1キロワットにつき		1,096円20銭	
(p) 電力	7量料金			ĺ
		夏季料金	その他季料金	
1+115	ット時につき	15円51銭	14円09銭	
~ 臨 時	電力 (定額制供給の場合	}) _		ĺ
契約電力	1キロワット1日につき		160円92銭	
7 12 7	非電力 本 料 金			
(,,	ルイド 並 11キロワットにつき		734円40銭	
2	力量料金		701171032	
		夏季料金	その他季料金	
1+15	ット時につき		10円43銭	
·	<u>(料金〔口座振替割引契約</u>			割引額につ
	<u> </u>	別契約〕についての	特別措置)(3)口	にかかわら
す,次のと 1契約に	おりといたします。		54円00銭	
		重力〕のむ安さま!:		は の 料 み
率および	3) 附則6 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)の料金 率および基準単価については、附則6 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さま についての特別措置)(2)にかかわらず、次のとおりといたします。			
についての イ 料		ず,次のとおりと\	たします。	
契約電		2 = 2 = 3 = 1	3キロワットをこ	
契約 使用期間	7y\ 7y\	7y+ 7y+	ラ 1 キャワット を	

			見行(令和方	元年 10 月 1	日実施)	
最初の	- 30日まで ・	3, 778円92銭	5,382円72銭	8,547円12銭	11,730円96銭	3,060円72銭
	をこえる こつき	29円16銭	44円28銭	96円12銭	145円80銭	52円92銭
	基準 〕	単価				
契約	均電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3 + 11 7 y - 1	3キリットをこ え 1キリットを 増すごとに
1 ∏ {	につき	31銭6厘	63銭2厘	1円26銭5厘	1円89銭6厘	63銭2厘
かわ! イラ	らず,沙 定額制(# - 定額電	マのとおり と は給の場合 ミ灯および4	といたします 公衆街路灯A	0	ては,別表 2 	(Amil 1 % H
	10.5	フットまでの	の1灯につき	<u> </u>		74銭6厘
	10 !	フットをこ	え20ワットす	きでの1灯に	<u>-2</u>	1円49銭4厘
電	20 J	フットをこ	え40ワットま	ミでの1灯に	ා ප් :	2円98銭6厘
灯	40 J	フットをこ	え60ワットま	ミでの1灯に	<u>つき</u> ,	4円48銭0厘
	60.5	フットをこ	え100ワット	までの1灯	208 :	7円46銭7厘
	100) <u>ワットをこ</u> とに	える1灯に	つき50ワッ	トまで	3円73銭4厘
水			ペアまでの1	- DX III (- C		2円23銭0厘
小型機器	50元 まご	での 1 機器(ペ <u>アをこえ1</u> に つき			4円46銭0厘
器	100	ボルトアン	ンペアをこえ ペアまでごと		こつき	2円23銭0厘
(p)	臨時	電灯 A				
総名	容量が5(0ボルトアン	<i>√ペ</i> アまでの	場合		6銭0厘
Alaman I	容量が5 までの場	0.4.7.	ンペアをこ;	え100ボルト	アンペ	12銭0厘
総名	容量が1	00ボルトア	ンペアをこ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	アンペ	12銭0厘

	現行(令和元年 10 月 1 日実施)			変更後(2023 年 4 月 1 日実施)
総容量が50 シペアまで(0ボルトアンペアをこえ1キロボルトア	1円20銭3厘		XXX (EVEV T 1/1 I A/ME)
100° E1 3E14 E	キロボルトアンペアをこえ3キロボルト での場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円20銭3厘		
(n) 臨時	電力		-	
契約電力1	キロワット1日につき	1円26銭5厘		
口 従量制供網 (4) 従量電	給の場合 け A,臨時電灯Bおよび公衆街路灯B			
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円11銭5厘		
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭2厘		
(p) (1)以外	の場合		•	
1キロワッ	ト時につき	19銭2厘		
				5 この供給約款の実施にともなう切替措置 (1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26(料金の算定)および27(日割計算)に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。 (2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務 所に掲示いたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされ た年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気 に適用いたします。
 - ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、 イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属 する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金 の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の 応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応 当日といたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、 1円とし、その端数は、切り捨てます。
 - (イ) 定額制供給の場合
 - a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約負荷設備ごとの(1)に定める 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力 電件可能エネルギー発電促進時期会は、2

再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金 適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金 単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの

変更後(2023年4月1日実施)

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし,再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされ た年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気 に適用いたします。
 - ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、 イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属 する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金 の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の 応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応 当日といたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、 1円とし、その端数は、切り捨てます。
 - (イ) 定額制供給の場合
 - a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約負荷設備ごとの(1)に定める 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。
 - b 臨時電灯Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生 可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。
 - (ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金 適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金 単価といたします。

最低料金が適用される電力量をいいます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により 認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再 生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。
- (4) (p)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。
- (n) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう 検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨 時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日 の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間と する場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

変更後(2023年4月1日実施)

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの 最低料金が適用される電力量をいいます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により 認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再 生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。
- (4) (p)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(n) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
 - イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量 および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお,平均燃料価格は,100円単位とし,100円未満の端数は,10円の位で四捨 五入いたします。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.2104$
- $\beta = 0.0541$
- $v = \frac{1.0588}{1.0588}$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の箟定
 - イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量 および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお,平均燃料価格は,100円単位とし,100円未満の端数は,10円の位で四捨 五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.0845$
- $\beta = 0.0699$
- $\gamma = 1.1962$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお,燃料費調整単価の単位は,1銭とし,その端数は,小数点以下第1位で 四捨五入いたします。

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000円を下回る場合 燃料費調整単価 = (26,000円 平均燃料価格) × (2)の基準単価 1,000
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格
$$-\frac{26,000}{1,000}$$
円) \times $\frac{(2) の基準単価}{1,000}$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000円を上回る場合 平均燃料価格は、39,000円といたします。

燃料費調整単価 =
$$(39,000$$
円 $-26,000$ 円) $\times \frac{(2) の 基準単価}{1,000}$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, (ロ)の場合を 除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日	その年の5月の検針日から6月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日	その年の6月の検針日から7月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日	その年の7月の検針日から8月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日	その年の8月の検針日から9月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日	その年の9月の検針日から10月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日	その年の10月の検針日から11月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日	その年の11月の検針日から12月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日	その年の12月の検針日から翌年の1月の
までの期間	検針日の前日までの期間

変更後(2023年4月1日実施)

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で 四捨五入いたします。

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>80,300</u>円を下回る場合 燃料費調整単価 = (<u>80,300</u>円 - 平均燃料価格) × (2)の基準単価 1,000
- (p) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>80,300</u>円を上回り,かつ,<u>120,500</u>円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格
$$-\frac{80,300}{1,000}$$
円) $\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>120,500</u>円を上回る場合 平均燃料価格は, <u>120,500</u>円といたします。

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, (ロ)の場合を 除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日	その年の5月の検針日から6月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日	その年の6月の検針日から7月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日	その年の7月の検針日から8月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日	その年の8月の検針日から9月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日	その年の9月の検針日から10月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日	その年の10月の検針日から11月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日	その年の11月の検針日から12月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日	その年の12月の検針日から翌年の1月の
までの期間	検針日の前日までの期間

現行(令和元年 10 月 1 日実施)			
毎年9月1日から11月30日	翌年の1月の検針日から2月の検針日の		
までの期間	前日までの期間		
毎年10月1日から12月31日	翌年の2月の検針日から3月の検針日の		
までの期間	前日までの期間		
毎年11月1日から翌年の1	翌年の3月の検針日から4月の検針日の		
月31日までの期間	前日までの期間		
毎年12月1日から翌年の2			
月28日までの期間(翌年が	翌年の4月の検針日から5月の検針日の		
うるう年となる場合は、翌	前日までの期間		
年の2月29日までの期間)			

(n) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

- (イ) 定額制供給の場合
 - a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価 といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整 単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆 街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用 される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの 最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

- イ 定額制供給の場合
- (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電	10ワットまでの1灯につき	76銭0厘
灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭1厘

多更该(2023 平 4 月 1 口美施)			
毎年9月1日から11月30日	翌年の1月の検針日から2月の検針日の		
までの期間	前日までの期間		
毎年10月1日から12月31日	翌年の2月の検針日から3月の検針日の		
までの期間	前日までの期間		
毎年11月1日から翌年の1	翌年の3月の検針日から4月の検針日の		
月31日までの期間	前日までの期間		
毎年12月1日から翌年の2			
月28日までの期間(翌年が	翌年の4月の検針日から5月の検針日の		
うるう年となる場合は、翌	前日までの期間		
年の2月29日までの期間)			

亦再後 (2022年 4 日 1 日宝族)

(n) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

- (イ) 定額制供給の場合
 - a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整 単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価 といたします。

(1) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整 単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆 街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用 される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの 最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

- イ 定額制供給の場合
- (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電	10ワットまでの1灯につき	62銭4厘
灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円24銭7厘

現行(令和元年10月1日実施) 3円04銭2厘 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき 4円56銉3匣 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき 7円60銭5厘 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき 100ワットをこえる1灯につき50ワットまで 3円80銭3厘 ごとに 50ボルトアンペアまでの1機器につき 2円27銉2厘 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア 4円54銭3厘 までの1機器につき 100ボルトアンペアをこえる1機器につき 2円27銭2厘 50ボルトアンペアまでごとに

(p) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの場合	12銭2厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭2厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトア ンペアまでの場合	1円22銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円22銭5厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1目につき 1円28銭8厘

ロ 従量制供給の場合

(4) 従量電灯A,臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円15銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭6厘

変更後(2023年4月1日実施)

	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円49銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円74銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円23銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	3円11銭9厘
,ls	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円86銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	3円72銭6厘
器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円86銭3厘

(p) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>5銭1厘</u>
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの場合	10銭0厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭0厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円00銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円00銭5厘

(ハ) 臨 時 電 カ

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき <u>1円</u>

1円05銭7厘

ロ 従量制供給の場合

(4) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円76銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭1厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 19銭6厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1) ロによって算定された燃料費調整単価を $\frac{1}{2}$ 社の事務所に掲示いたします。

変更後(2023年4月1日実施)

(ロ) (1)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき <u>16銭1厘</u>

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、 契約負荷設備の総容量を算定いたします。

- (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合,最大の 入力の電気機器から順次対象といたします。
- (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- イ 住宅,アパート,寮,病院,学校および寺院
 - 1 差込口につき 50ボルトアンペア
- ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

3 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、 契約負荷設備の総容量を算定いたします。

- (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合,最大の 入力の電気機器から順次対象といたします。
- (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- イ 住宅,アパート,寮,病院,学校および寺院
 - 1 差込口につき 50ボルトアンペア
- ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよび二によります。

イけい光灯

	- , ,	
	換算	容 量
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	×125パーセント

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト) 換 算 容 量

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよび二によります。

イけい光灯

1 1/ //					
	換 算 容 量				
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)			
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)			
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	×125パーセント			

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト) 換 算 容 量

	入力 (ボルトアンペア)		i → (n))
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9, 000	100	220	100
12, 000	140	300	140
15, 000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量		
目の及る (ミリケードル)	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)	
999以下	40	40	
1, 149 "	60	60	
1,556 "	70	70	
1,759 "	80	80	
2,368 "	100	100	

二 水 銀 灯

	換算容量		
出力(ワット)	入力 (ボ)	レトアンペア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230

変更後(2023年4月1日実施)

	入力(ボゥ	入力(ボルトアンペア)	
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15, 000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	换 算 容 量		
目の及る (ミリケードル)	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)	
999以下	40	40	
1, 149 "	60	60	
1,556 "	70	70	
1,759 "	80	80	
2, 368 "	100	100	

二 水 銀 灯

		換 算 容 量	
出力(ワット)	入力(ボ)	入力 (ボルトアンペア)	
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230

現行(令和元年 10 月 1 日実施)			
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1, 200	735
1,000 "	1, 200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

- イ 単相誘導電動機
- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

(F) 田力がフラー教力が 007は、 00245 9 CV 7 C しよ 9 。			
	换 算 容 量		
出力(ワット)	入力(ボ៸	ルトアンヘ°ア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
35以下	_	160	
45 "	_	180	
65 "	_	230	出力(ワット)×
100 "	250	350	
200 "	400	550	133.0パーセント
400 "	600	850	
550 "	900	1, 200	
750 "	1,000	1, 400	

口 3相誘導電動機

- 3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。
- (イ) 馬力表示の場合

入力(キロワット) = 出力(馬力) \times 93.3 パーセント

(ロ) キロワット表示の場合

入力(キロワット) = 出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

変更後(2023 年 4 月 1 日実施)			
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1, 200	735
1,000 "	1, 200	1, 750	1,005

(2) 誘導電動機

- イ 単相誘導電動機
- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

		16 66 J. F	-
	換算容量		
出力(ワット)	入力(ボノ	ルトアンヘ゜ア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型) (791)
35以下	-	160	
45 "	_	180	
65 "	1	230	
100 "	250	350	出力(ワット)×
200 "	400	550	133.0パーセント
400 "	600	850	
550 "	900	1, 200	
750 "	1,000	1, 400	

口 3相誘導電動機

- 3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。
- (イ) 馬力表示の場合

入力(キロワット) = 出力(馬力)×93.3 パーセント

(ロ) キロワット表示の場合

入力(キロワット) = 出力(キロワット) \times 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算 容量といたします。

装置種別 (携帯型および 移動型を 含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペップ)	換算容量(入力) (キロホ゛ルトアンヘ゜ア)
治療用装置			定格 1 次最 大入力 (キロボル トアンペア) の値 といたします 。
		20ミリアンヘ゜ア以下	1
		20ミリアンヘ。ア超過 30ミリアンヘ。ア以下	1. 5
		30 " 50 "	2
	95キロボルトピーク以下	50 " 100 "	3
	95744 NPC -714 P	100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7. 5
診察用装置		500 " 1,000 "	10
砂条用表色		200ミリアンヘ゜ア以下	5
	95キロボルトピーク超過	200ミリアンヘ。ア超過 300ミリアンヘ。ア以下	6
	100キロボルトピーク以下	300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13. 5
	100キロボルトピーク超過	500ミリアンヘ。ア以下	9. 5
	125キロボルトピーク以下	500ミリアンヘ。ア超過 1,000ミリアンヘ。ア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500ミリアンヘ。ア以下	11
	150キロボルトピーク以下	500ミリアンヘ。ア超過 1,000ミリアンヘ。ア以下	19. 5
*****	コンデンサ容量	0. 75マイクロファラッド以下	1
蓄電器放電式 診察用装置	0.75マイクロファラッ	ッド超過 1.5 マイクロファラッド 〃	2
10 不 //	1.5 マイクロファラット゛	" 3 マイクロファラット""	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合 入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

変更後(2023年4月1日実施)

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算 容量といたします。

装置種別 (携帯型および 移動型を 含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンハ [°] ア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最 大入力 (キロボ ル トアンペ ア) の値 といたします 。
		20ミリアンヘ。ア以下	1
		20ミリアンヘ。ア超過 30ミリアンヘ。ア以下	1. 5
		30 " 50 "	2
	95キロボルトピーク以下	50 " 100 "	3
	954UN WPL -754 F	100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7. 5
診察用装置		500 " 1,000 "	10
砂条川表直		200ミリアンヘ゜ア以下	5
	95キロお゛ルトヒ゜ーク超過 100キロお゛ルトヒ゜ーク以下	200ミリアンヘ。ア超過 300ミリアンヘ。ア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過	500ミリアンヘ゜ア以下	9. 5
	125キロボルトピーク以下	500ミリアンヘ。ア超過 1,000ミリアンヘ。ア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500ミリアンヘ。ア以下	11
	150キロボルトピーク以下	500ミリアンヘ。ア超過 1,000ミリアンヘ。ア以下	19.5
非意见 #毒士	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド以下	1
蓄電器放電式 診察用装置	0.75マイクロファラ	ッド超過 1.5 マイクロファラッド 〃	2
	1.5 マイクロファラット゛	リ 3 マイクロファラット゛リ	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合 入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

- (5) その他
 - イ (1), (2), (3) および(4) によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めま す。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とする ことがあります。
 - ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことが できない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力)を算定いたします。
 - ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算 定の対象といたしません。

変更後(2023年4月1日実施)

- (5) その他
 - イ (1), (2), (3) および(4) によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めま す。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とする ことがあります。
 - ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことが できない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力)を算定いたします。
 - ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算 定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率 (パーセント)

100 × (電熱器) + 90 × (力率90パーセント) + 80 × (力率80パーセント の機器総容量) + パーセント × (の機器総容量)

機器総容量

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率 (パーセント)

100 × (電熱器) + 90 × (力率90パーセント) + 80 × (力率80パーセント の機器総容量) + パーセント × (の機器総容量)

機器総容量

進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

- (1) 昭明用雪気機架
 - イけい光灯

進相田コンデンサをはい米灯に内蔵する場合の進相田コンデンサ取付容易は

次によります。

使用電圧	管灯の定格消費電力	コンデンサ取付容量
(***/)	-(ワット)-	- (マイクロファラッド)-
	10	3. 5
	15	4 . 5
	20	5. 5
100	30	9
	40	14
	60	17
	80	25

- 70 -

変更後	(2023年4月1日実施)

	况11(节相九平 10 月 1 口关旭)						
		100	30				
	200	40	3. 5				
		60	4. 5				
		80	5. 5				
		100	7				

ローネオン管灯 (1次電圧100ボルト)

高力率型のネオン管灯は、次の進相用コンデンサ取付容量があるものとみなし

<u>麥圧器 2 次電圧</u> -(ボルト)-	変圧器容量 - (ボルトアンペア)-	コンデンサ取付容量 - (マイクロファラッド)
3, 000	80	20
6, 000	100	30
9, 000	200	50
12, 000	300	50
15, 000	350	75

<u>出力(ワット)</u>	コンデンサ取付容量(マイク¤ファラッド)					
111/7 (////)	100ボルト	200ボルト				
50以下	30	7				
100 "	50	9				
250 "	75	15				
300 "	100	20				
400 "-	150	30				
700 "	250	50				

現行(令和元年 10 月 1 日実施)

75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(1) 単相誘道雷動機

1 000 11

電	馬力	1/8	1/4	1/2	1
电别機准备出力	キロワット	0. 1	0. 2	0.4	0. 75
コンデンサ	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

300

(n) 3相誘導電動機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	L \$	7. 5	10	15	20	25	30	40	50
	\$117%	0. 2	0.4	0. 75	1. 5	2. 2	3. 7	5. 5	7. 5	11	15	18. 5	22	30	37
コンデンサ!	以门七里	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロー括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

イ な流アーク溶接機

溶接機最大入力	3	5	7. 5	10	15	20	25	30	35	40	45以上
(キロホ*ルトアンへ°ア)	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	50未満
コンテンサ取付容量	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900
(マイクロファラット*)	100	100	200	200	300	400	300	000	700	000	900

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (2)ニ(ロ)または 19 (低圧電力) (4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボ |

6 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (2) = (□)または 19 (低圧電力) (4) ロの場合の契約容量または契約電力は,次により算定いたします。ただし,契約電力を算定する場合は,力率 (100パーセントといたします。)を乗じます。

変更後(2023年4月1日実施)

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボ

ルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × $\frac{1}{1,000}$

なお. 交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボ ルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × $\frac{1}{1000}$

変更後(2023年4月1日実施)

ルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × $\frac{1}{1,000}$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボ ルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × $\frac{1}{1000}$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は 原則レーて次によります。

次のいずれかに上って質定いた<u>します。ただし、協定の対象となる</u>期間または過 土の使用電力量が計量された料金の質定期間に契約容量または契約電力の変更がお <u>のた場合は、料金の計算上区分すべき期間の日粉にそれぞれの切約容易すたけ却然</u> 電力を垂じた値の比率を勘案して質定いたします

イ 前日またけ前年同日の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量

前月または前年同月の料金の算定期間の日数

ロ 前3月間のは田重力量にトス担合

前3月間の使用電力量

前3月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

<u>使用された負荷設備の容量(入力)に入れざれの使用時間を乗じてうた値</u>

(3) 阪鉄谷の計長界によって計長された期間の日粉が10日以上である担合で 阪鉄谷 の計量界によって計量された使用電力量によるとき

取替後の計量器によって計量された期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

なお、この場合の計量器の取付けは、56(計量器等の取付け)に進ずるものとい

(5) 小羊なこうる韶羊により修正する場合

計量電力量

100パーセント + (±誤差率)

力量を対象として協定いたします。

お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が窓目して測定したレキは 窓目の日の届せる日

母 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能 エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

1月の該当料金 × 日割計算対象日数

ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数

日割計算対象日数

といたします。

ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割り する場合

(イ) 従量電灯A

最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × 日割計算対象日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料 金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいい ます。

第1段階料金適用電力量 = 109キロワット時 ×

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時 までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日割計算対象日数 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 ×

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(p) 従量電灯B

第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × 給針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワ ット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 ×

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(n) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

日割計算対象日数 最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × **給針期間の日数**

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料 金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいい ます。

(二) (イ), (ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量, 第1段階料金適

変更後(2023年4月1日実施)

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能 エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

日割計算対象日数 1月の該当料金 ×

ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数

日割計算対象日数は、

検針期間の日数

といたします。

ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割り する場合

(イ) 従量電灯A

最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × 日割計算対象日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料 金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいい ます。

第1段階料金適用電力量 = 109キロワット時 ×

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時 までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日割計算対象日数 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 ×

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(p) 従量電灯B

第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 ×

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワ ット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 ×・

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(n) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料 金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいい ます。

(二) (イ), (ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量,第1段階料金適

用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その 端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の 日割計算対象日数 検針期間の日数 は、 <u>暦</u>日数

といたします。

- ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
- (4) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- 二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される 再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電 促進賦課金を除きます。)を算定する場合
- (4) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を,料金に変更のあった日の前後の期間の日数 にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし,計量値を確認する場合は,その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から,当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめ お知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7) の場合は, 電気の供給を開始し, または需給契約が消滅したときの(1) イおよび口にいう検針期間の日数は, (2) に準ずるものといたします。この場合, (2) にいう検針日は, そのお客さまの属する検針区域の検針日とし, 当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は, 消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします.
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1) イおよび口にいう暦日数は、次のとおりといたします。

変更後(2023年4月1日実施)

用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その 端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の <u>日割計算対象日数</u> 検針期間の日数 は、<u>日割計算対象日数</u> 暦日数

といたします。

- ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
- (4) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- 二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される 再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電 促進賦課金を除きます。) を算定する場合
- (4) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 26 (料金の算定) (1)口の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数 にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめ お知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の<mark>算定</mark>) (4) の場合は,電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1) イおよび口にいう検針期間の日数は、(2) に準ずるものといたします。この場合、(2) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、 停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を 停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の 供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

変更後(2023年4月1日実施)

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、 停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を 停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の 供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 滴 用

4 この標準設計基準(以下「この基準」といいます。)は、Ψ(工事費の負担)に 定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

- ロ この基準に明記していない場合は、法令で定める電気設備に関する技術基準、 その他の関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計 によります。この場合、その設計を標準設計といたします。
- 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。
- (2) 喜圧または低圧電線路

<u>4 通 則</u>

(イ) 雪圧隆下の許容限度

高圧または低圧の電線路(需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出 口または供給用変圧器の引出側端子までの電線路をいいます。)における電圧降 下の許容限度は、次表の値を標準といたします。

電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度
100ポルト	8차사
200ポルト	20ポルト
6, 600차가 ト	600ボルト(300ボルト)

(注) 市街地電線路の場合は、() の値を適用いたします。

(n) 経過地の選定

高圧または低圧の電線路の経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題 を考慮して、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(n) 電線路の種類

高圧または低圧の電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路

とすることが法令上認められない場合または技術上,経済上もしくは地域的な 事情により不適当と認められる場合には,地中電線路またはその他の方法によります。

口 架空電線路

(4) 雪線路の施設

- a 高圧または低圧の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替えおよび線路用電圧調整器の取付けなどのうち、技術的に困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。
- c 高圧架空電線路の併架の場合の回線数は、既設線も含めて原則として2回線以下といたします。

(n) 支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱を 使用いたします。ただし、山間部、狭い路地等で鉄筋コンクリート柱の運搬お よび建柱ができない場合ならびに技術上および経済上鉄筋コンクリート柱の施 設が適当でない場合には、鉄柱、鉄塔など他の支持物を使用いたします。

(小) 煙 淮 径 問

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は、次表によります。

施設地域	標準径間
市街地	40メートル
そ の 他	50メートル

(こ) 支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは、次表を標準といたします。 ただし、架空電線の回線数、装柱状況、地形、その他工作物との離隔距離など を勘案し、必要な場合はこれによらないことがあります。

施設地域 装 柱	市街地	その他
低压	10メートル	87-17
高圧	10×-1×11	8 1- 1
高低压併架	12×->1	10×- 1-11

(ま) 如 線 順 位

契線順位は 原則として次のとおりといたします。

- a 電圧の高いものは、低いものの上部といたします。
- h 専用線およびこれに類するものは 一般線の上部レいたします。
- c 遠距離に送電するものは,近距離に送電するものの上部といたします。

(^) がいしの種類

高圧または低圧の架空電線路のがいしは、次表のものを使用いたします。

	電 圧 別	引 通 箇 所	引留箇所
	高 圧 線	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低	低圧紡	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	1 20 / L //2	低圧がいした	スアーム用ラック
庄	引 込 紡	低圧バイン	ドレスがいし

- (ト) 電線の種類および太さ
 - a 高圧または低圧の架空電線路は、技術上および当社の設備状況等を勘案 し、硬銅線またはアルミより線を導体とした絶縁電線を使用いたします。た だし、技術上、経済上不適当と認められる場合には、他の適当な電線を使用 いたします。
 - b 電線の太さは、次表のとおりとし、許容電流、短絡電流限度、電圧降下、 機械的強度等を考慮して適正なものを使用いたします。

電	電線の種類	硬 銅 線	アルミより線
	高 圧 線	200 平方沙州州	32,120,240 平方沙州州
低圧	低 圧 線	5.0ミリメートル 38平方ミリメートル	32平方识外小
庄	引 込 線	2.6, 3.2ミリメートル 14, 22, 38, 60平方ミリナートル	

- <u>(注) 低圧引込線のうち22平方训ナトル以上については、軟銅線といたします。</u>
- c 雪線の許容電流は 次表によります。

<u>(単位:アンペア)</u>

任斯拉	トィルムシ	O C 1/2	O TTT VÉ	D V 線		
種類心	とび太さ	OC線	OW線	2世	3 恭	
	2.6 3111-hu			38	34	
	3. 2 		1	50	44	
	5. 0 		103		_	
硬 銅 線	14 平方ミリメートル		1	70	62	
映 婀 祢	22 		1	92	80	
	38 #	_	153	130	113	
	60 		1	174	152	
	200 #	605				
アルミより線	32 #	150	109	_	_	

120 "	310		_	_
240 "	510	_	_	_

(注) DV線のうち22平方沙トトル以上については、軟銅線といたします。

(チ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器は、原則として単相柱上油入変圧器を使用するものとし、負荷の 種別、容量などを考慮して次表より適正なものを使用いたします。

変圧器容量(キロボルトアンペア)

5, 10, 20, 30, 50, 100

(1) 電力用変圧器の結線

低圧3相電力負荷に供給する場合は、原則として単相変圧器を2台用いてV 結線により使用いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合に は、3台用いてA結線により使用いたします。

- (3) 線路用区分開閉器の取付け
 - a 高圧架空電線路の操作または保守のために、必要に応じ区分開閉器を取り 付けます。
 - b 区分開閉器の容量は、次表のうちから負荷電流および短絡電流を考慮して 適正なものを使用いたします。

容量(アンパア)

100, 200, 400, 600

- <u>(注) 100アンペアおよび200アンペアについては、在庫品のみを使用いたします。</u>
- (ル) 避雪男の取付け

高圧架空電線路には、必要に広じ避電器を取り付けます。

(3) 加売抽線の取付け

高圧架空電線路には、必要に広じ架空地線を取り付けます。

- (1) 線取用電圧調整界の取付け
 - a 高圧配電線の電圧を適正に保持するため、技術上、経済上適当と認められる場合には線路用電圧調整器を使用いたします。
 - b 線路用電圧調整器の容量は、次表のうちから負荷電流を考慮し適正なもの を使用いたします。

容量(キロボルトアンパア)

1500, 2500, 3000, 3500, 4000, 4500

- (カ) 特殊機器および特殊材料の使用
 - a 塩害等により汚損する地域には、その程度に応じた架空電線路の機器および材料は耐塩構造のものを使用いたします。
 - b 雪害の多い地域には、その程度に応じた架空電線路の材料には着氷雪に対し堅ろうなものを使用いたします。
- (3) その他

高圧または低圧の架空電線路の施設は、前記各項によるほか、法令で定める

電気設備に関する技術基準、電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。

小 地中電線路

(1) 施設方法

高圧または低圧の地中電線路の施設方法は,原則として管路式といたします。ただし,次の場合は,直接埋設式,暗きょ式または開きょ式といたします。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

c開きょ式

発変電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合

(中) 回線数

高圧または低圧の地中電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。

- (ハ) ケーブルの種類お上び大さ
 - a 高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルは、CVケーブルを標準 といたします。
 - b ケーブルの太さは、次表のとおりとし許容電流、短時間許容電流および電 <u>F隆下等を考慮して適正なものを使用いたします。</u>

電圧別	ケーブルの太さ(平方沙戸)
低 圧	8 , 14, 38, 60, 100, 150, 250
高	60, 100, 150, 250, 400, 600

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施 設条件を考慮して算定いたします。

(3) 変電設備

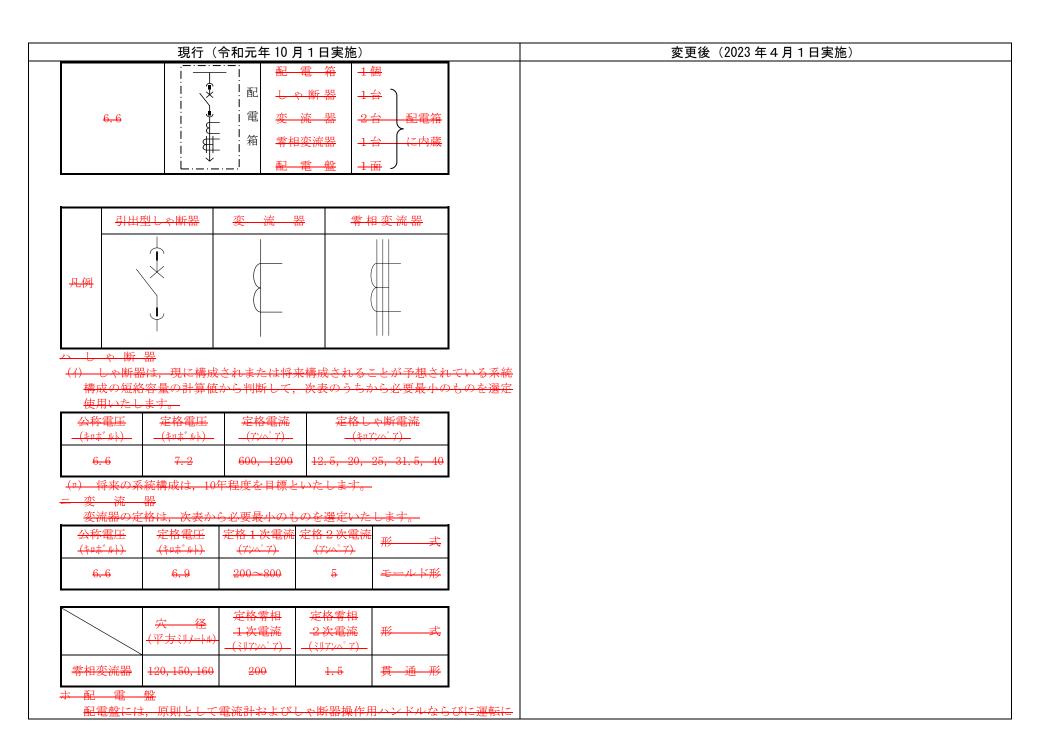
イ 通 申

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

口結線方法

結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

公称			
電圧	結 線 図	機器名	取付台数
(‡ቦ ቷ * ルト)			



現行(令和元年 10 月 1 日実施)	変更後(2023 年 4 月 1 日実施)
必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電圧計、電力計または無効電力量	
計等を取り付けます。	
△ 保護装置 電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は、自動的に電路をしゃ断するも	
のとし、保護装置として次のものを施設いたします。	
(4) 短絡保護継電器	
(中) 地絡保護継電器	
なお、電線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。	

新旧料金率比較表

(電灯分)

現行料金						改定料金			
		区 分	単位	料 组	金 率		区分	単位	料 金 率
	需要	家料金	1 契約	円 銭 71.50	円銭	I I .	言要家料金	1 契約	円 銭 71.50
定額電灯		T 料 金 10 Wまで 20 Wまで 40 Wまで 60 Wまで 100 Wまで 100 W超過 50 W までごとに !機器料金 50 V Aまでの機器 100 V Aまでの機器	1 灯 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	397. 02 629. 07 314. 54 278. 14		額電	ゴ灯料金 10Wまで 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで 100W超過50W までごとに *型機器料金 50VAまでの機器 100VAまでの機器	1 灯 " " " " " " 機 器	138. 59 229. 89 412. 46 595. 03 959. 12 479. 56
		100VA超過50VA までごとに 最低料金 最初の11kWhまで	1 契約	223. 14	[29.54]		100VA超過50VA までごとに 最低料金 最初の11kWhまで	1 契約	321. 70 532. 68
一	A	電力量料金 11 kWh超過 120 kWhまで 120 kWh超過 300 kWhまで 300 kWhまで	1 关 称 1 k W h " "	22. 92 29. 54 33. 05	[2.55] [2.55]		電力量料金 A 11 k W h 超過	1 失 #9 1 k W h	31. 40 38. 02 41. 53
電灯	В	基本料金 電力量料金 最初の120kWhまで 120kWh超過 300kWhまで 300kWhまで	1 k V A 1 k W h " "	374. 00 19. 52 25. 05 27. 97	[2.55]	電灯灯	基本料金 電力量料金 B 最初の120kWhまで 120kWh超過 300kWhまで 300kWhまで	1 k V A 1 k W h " "	374. 00 28. 00 33. 53 36. 45
部		50 VAまで1日につき 100 VAまで	1 契約 """""""""""""""""""""""""""""""""""	16. 99 33. 98 50. 97 67. 96 84. 95 169. 93 339. 86	[0.81] [1.59] [3.18] [4.77] [6.36] [7.95] [15.93] [31.86] [47.79]	臨時	50 VAまで1日につき 100 VAまで " 200 VAまで " 300 VAまで " 400 VAまで " 500 VAまで " 1 k VAまで " 2 k VAまで " 3 k VAまで "	1 契 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	11. 15 22. 31 44. 62 66. 93 89. 24 111. 55 223. 08 446. 16 669. 24
電灯灯	В	最低料金 最初の11kWhまで 電力量料金 11kWh超過分	1 契約 1 kWh	603. 30 36. 10		電灯灯	最 低 料 金 B 最初の11kWhまで 電力量料金 11kWh超過分	1 契 約 1 k W h	696. 58 44. 58
	С	基 本 料 金 電力量料金	1 k V A 1 k W h	412. 50 30. 51	[2.55]		C 基本料金 電力量料金	1 k V A 1 k W h	412. 50 38. 99

		現 行	料 金						改定	料 金	
		区 分	単位	料	金	率			区 分	単位	料 金 率
				円銭		円銭					円銭
		需要家料金 電 灯 料 金	1 契約	66.00					需要家料金電 灯 料 金	1 契 約	66.00
		10Wまで	1 灯	102. 28	Γ	9.88]				1 灯	135. 29
		20Wまで	"	159. 47	Ī	19. 77]			20Wまで	JJ .	225. 49
公		40Wまで	"	272.75	[39. 55]	公		40Wまで	IJ	404.76
		60Wまで	"	386.02	[59.32]			60Wまで	"	584.03
		100Wまで	"	611.47	[98.87]			100Wまで	"	941.52
	Α	100W超過 5 0 W						Α	100W超過50W		
衆		までごとに	"	305. 74		49. 44]	衆		までごとに	"	470. 76
街		小型機器料金 50 V A までの機器 100 V A までの機器 100 V A 超過 50 V A までごとに	1 機 器	269. 34 433. 06 216. 54	[29. 54] 59. 06] 29. 54]	街		小型機器料金 50 V A までの機器 100 V A までの機器 100 V A 超過 50 V A までごとに	1 機 器	367. 90 630. 20 315. 10
路							路				
灯	В	最 低 料 金 最初の11 k W h まで 電力量料金 11 k W h 超過分	1 契 約 1 kWh	409. 70 22. 33	-	28. 00] 2. 55]	灯	В	最低料金 最初の11kWhまで 電力量料金 11kWh超過分	1 契 約 1 kWh	
		基本料金電力量料金	1 k V A 1 k W h	335. 50 19. 61	[2. 55]			基本料金電力量料金	1 k V A 1 k W h	28. 09

注. 現行料金の「料金率」は、平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[] に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表 (電力分)

	現 行 料 金					改 定 料 金				
	区分	単位		金率		区 分	単位	料 金 率		
低			円銭	円銭	低			円銭		
圧	基本料金電力量料金	1 k W	1, 116. 50		II '	基本料金電力量料金	1 k W	1, 116. 50		
電	夏季料金	1 k W h	18. 35	[2.55]	電	夏季料金	1 k W h	26. 83		
力	この 仙 禾刈 仝	"	16. 91		力	- 11 - 101 A	"	25. 39		
臨	定額制供給				臨	定額制供給				
Р	1日につき	1 k W	180. 64	[16.74]	Р	1日につき	1 k W	236. 39		
時					時					
電	従量制供給	低日	三電力の該当		電	従量制供給	低日	E電力の該当料金の		
 力			20パーセン	ト増し	力			20パーセント増し		
								Γ		
	(かんがい排水用) 基本料金 電力量料金	1 k W	748. 00			(かんがい排水用) 基本料金 電力量料金	1 k W	748.00		
農	夏 季 料 金 その他季料金	1 kWh	14. 24 13. 18	_	農	夏 季 料 金 その他季料金	1 kWh	22. 72 21. 66		
事					事					
	(脱穀調整用) 〔附則〕 毎年最初の30日まで					(脱穀調整用) 〔附則〕 毎年最初の30日まで				
用	0.5 k W 1 k W		3, 974. 60 5, 733. 50	[125.70] [251.10]	用	0. 5 k W		4, 393. 04 6, 570. 34		
	2 kW		9, 207. 60	[502. 20]		1 kW 2 kW		10, 881. 30		
	3 k W		12, 701. 80	[753.60]		3 k W		15, 212. 04		
電	3 kW超過				電	3 kW超過				
	l kW増すごとに		3, 368. 50	[251. 10]		l kW増すごとに		4, 205. 34		
	30日をこえる1日につき					30日をこえる1日につき				
力	0. 5 k W		33. 89		力	0. 5 k W		47. 83		
	1 kW		53. 47	[8.37]		1 kW		81. 36		
	2 kW 3 kW		114. 64 173. 62	[16.74] [25.12]		2 kW 3 kW		170. 42 257. 29		
	」 3 kW超過		173.02	L 40.14 J		зкw 3 kW超過		201.29		
	1 kW増すごとに		62. 27	[8.37]		1 kW増すごとに		90. 16		
Ь					ш					

注. 現行料金の「料金率」は、平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[] に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表

(附則2[料金(口座振替割引契約)についての特別措置]分)

現 行	料 金	È	改定	料 金	
区分	単位	割引額	区分	単位	割引額
口座振替割引	1 契約	円 銭 55.00	口座振替割引 口座振替割引額	1 契約	円 銭 55.00

燃料費調整基準単価比較表

現行料	È		改定料金				
区分	単位	基準単価	区分	単位	基準単価		
(1) 定額制供給		円 銭厘	(1) 定額制供給		円 銭厘		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯			イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯				
10Wまで	1 灯	0.760	10Wまで	1 灯	0.624		
20Wまで	"	1. 521	20Wまで	"	1. 247		
40Wまで	"	3. 042	40Wまで	"	2. 495		
60Wまで	"	4. 563	60Wまで	"	3. 742		
100Wまで	"	7. 605	100Wまで	"	6. 238		
100W超過 50 Wまでごとに 小型機器)) 	3. 803	100W超過 50 Wまでごとに 小型機器	// // PM BB	3. 119		
50 VAまでの機器	1 機 器	2. 272	50 V A までの機器	1 機器	1.863		
100VAまでの機器	"	4. 543 2. 272	100VAまでの機器	"	3. 726		
100VA超過50VAまでごとに	"	2.212	100VA超過50VAまでごとに	"	1. 863		
ロ. 臨時電灯A	1 ±n 64	0.000	ロ. 臨時電灯A	1 #n 66	0.051		
50 VAまで1日につき 100VAまで1日につき	1 契約	0. 062 0. 122	50 VAまで1日につき 100VAまで1日につき	1 契約	0. 051 0. 100		
100 V Aまと1 日につる 100 V A超過500 V Aまで	"	0.122	100VAまく1日につる	"	0. 100		
100VAまでごとに1日につき 500VA超過1kVAまで	"	0. 122	100VAまでごとに1日につき 500VA超過1kVAまで	JJ	0. 100		
1日につき	"	1. 225	1日につき	"	1.005		
1 k V A 超過 3 k V A まで		1. 220	1 k V A 超過 3 k V A まで		1.000		
1 k V A までごとに 1 日につき	"	1. 225	1 k V A までごとに 1 日につき	"	1.005		
ハ. 臨時電力 1日につき	1 k W	1. 288	ハ. 臨時電力 1日につき	1 k W	1. 057		
THUSE	1 K W	1. 200	1 11/0 20	1 K W	1.037		
ニ. 農事用電力(脱穀調整用) 〔附 則 〕 1 日につき 0.5kW 1 kW	1 契 約	0. 322 0. 644	ニ. 農事用電力(脱穀調整用) 〔附 則 〕 1 日につき 0.5kW 1 kW	1 契 約	0. 264 0. 528		
2 k W	"	1. 288	2 k W	"	1. 056		
3 kW 3 kW超過 1 kW増すごとに	II II	1. 932 0. 644	3 kW 3 kW超過 1 kW増すごとに))))	1. 585 0. 528		
3 KW 担地 I KW 増りことに	"	0. 644	3 KW起週 1 KW垍9ことに	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0. 528		
(2)従量制供給 イ.従量電灯A,臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金			(2)従量制供給 イ.従量電灯A,臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金				
最初の11kWhまで	1 契約	2. 154	最初の11kWhまで	1 契約	1.767		
電力量料金			電力量料金				
11 k W h 超過分	1 kWh	0. 196	11 k W h 超過分	1 kWh	0. 161		
ロ. イ以外の場合	1 kWh	0. 196	ロ.イ以外の場合	1 k W h	0. 161		

3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款 料金算定規則様式第1から第8までにより 作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位:千円)

項目	金額	備考
役員給与	685, 467	νн ~¬¬
給料手当	45, 049, 398	 平均経費人員:2,810(人)
給料手当振替額(貸方)	▲ 503, 221	平均基準賃金: 463, 485 (円/月)
退職給与金	2, 948, 996	注:四国電力送配電(株)への出向者
厚生費	9, 059, 525	については、会計整理上、基準賃金
委託検針費	-	に計上された上で、出向者控除口で 全額控除される取扱いとなっている
委託集金費	30, 456	ことから、上記平均経費人員、平均
維給	1, 382, 268	基準賃金には当該出向者(505名)が 含まれている。また、平均基準賃金
燃料費	734, 077, 616	については、原価上自主カットして
使用済燃料再処理等拠出金発電費	23, 895, 531	いる10名(新規事業従事者・組織内 議員)を除いて算出している。
廃棄物処理費	19, 101, 777	
特定放射性廃棄物処分費	11, 133, 598	
消耗品費	5, 575, 549	
修繕費	95, 200, 582	
水利使用料	2, 142, 356	
補償費	1, 187, 640	1
情告料	11, 617, 386	1
委託費	74, 543, 635	1
損害保険料	1, 357, 512	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	18, 792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	23, 265, 369	1
普及開発関係費	1, 858, 449	1
養成費		1
研究費	1, 561, 368 7, 355, 142	-
初九頁 諸費		1
帕其	21, 186, 128	
	<849, 947 >	
貸倒損	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-
固定資産税	619, 277	
維税	15, 774, 575	1
減価償却費	7, 341, 735 98, 732, 607	1
西定資産除却費	7, 597, 999	1
原子力発電施設解体費		1
ボーガ光 电池 政 解 体 負 共 有 設 備 費 等 分 担 額	10, 474, 705 838, 154	1
共有設備費等分担額(貸方)		1
共有於哺育等力担做(貝刀)	▲ 736, 461 692, 747, 744	他社購入電力量:32,529 (10%Wh)
他社購入電源費	(184, 725, 294)	世代期 八 电
非化石証書購入費	3, 483, 952	1
		1
建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲45, 763 ▲328, 830	1
原子力廃止関連仮勘定償却費		1
	12, 999, 021	1
電源開発促進税	15, 165, 703	1
事業税 問務费	10, 100, 703	1
開発費開発費償却		1
		1
電力費振替勘定(貸方)	▲862, 206	
株式交付費		
株式交付費償却		
社債発行費	692, 091	
社債発行費償却	0.050 :50	
法人税等	9, 672, 453	
合計 原価算定期間を、2023年4月から2026年3月まで	1, 967, 898, 075	

(記載注意)

- 1 給料手当の平均経費人員(人)及び平均基準賃金(円/月)を、備考欄に記載すること。
- 2 他社購入電源費の購入電力量 (10⁶kWh) を, 備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として 記載すること。
- 4 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(1) 燃料費 (単位:千円)

(1) 旅村賃			(単位・1円)
	項目	金額	備考
火力燃料費	石炭費	433, 236, 173	
	燃料油費	85, 814, 877	
	ガス費	198, 090, 427	
	その他	3, 926, 796	
	小 計	721, 068, 273	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	12, 998, 343	
	濃縮関連費	11,000	
	小 計	13, 009, 343	
新エネルギー	等燃料費	-	
	合 計	734, 077, 616	
火力燃料重油	換算消費量 (10 ³ k1)	7, 766	
火力燃料重油	換算単価(円/kl)	92, 849	
火力発電電力	量(発電端10 ⁶ kWh)	36, 246	
火力燃料kWhi	当たり単価(発電端 円/kWh)	20. 25	
原子力発電電	力量 (発電端10 ⁶ kWh)	18, 824	
核燃料kWh当力	こり単価(発電端 円/kWh)	0. 69	
新エネルギー	等燃料重油換算消費量(10 ³ kl)	-	
新エネルギー	等燃料重油換算単価(円/kl)	_	
燃料費算定に 電端10 ⁶ kWh)	必要な新エネルギー等発電電力量(発	-	
新エネルギー (発電端 円/	等燃料kWh当たり単価 kWh)	-	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

	項目	数量・価格	備考
消費数量	石炭(10 ³ t)	7, 978	
	重油(10 ³ kl)	868	
	原油(10 ³ kl)	I	
	$LNG (10^3 t)$	912	
平均消費価格	石炭(円/ t)	54, 289	
	重油 (円/k1)	98, 865	
	原油(円/k1)	I	
	LNG (円/t)	145, 704	

(2) 修繕費 (単位:千円)

項目	金 額	備考
普通修繕費	95, 200, 582	
取替修繕費	_	
合 計	95, 200, 582	

(3) 減価償却費 (単位:千円)

		(112.114)
項目	金 額	備考
水力発電設備	8, 984, 188	
火力発電設備	47, 447, 225	
原子力発電設備	39, 597, 933	
新エネルギー等発電設備	157, 654	
送電設備	-	
変電設備	_	
配電設備	_	
業務設備	2, 545, 607	
合 計	98, 732, 607	

事業報酬総括表

(単位:千円)

	(十四・111)						
項目				金額 4条第3項第1 号関係)	金額 (第4条第3項第2 号関係)	金額 (第4条第3項第3 号のうち事業者の レートベースの 額)	備考
	特定固定資	 	2,	525, 264, 554	/	1, 131, 321, 079	
	建設中の資	資産		42, 275, 665		33, 831, 940	
レ	使用済燃料	斗再処理関連加工仮勘定		136, 433, 435		136, 433, 435	
1	核燃料資產	Ě		278, 513, 598		278, 513, 598	
トベ	特定投資			80, 074, 875	/	80, 074, 875	
1		営業資本		184, 227, 961		150, 449, 095	
ス	運転資本	貯蔵品		82, 639, 621		82, 194, 097	
		小 計		266, 867, 582		232, 643, 192	
	繰延償却資	 		-		-	
(A) : レート	ベースの額の合計額	① 3,	329, 429, 708	2 1, 436, 611, 590	③ 1,892,818,118	
(B	(B):報酬率(%)			2. 7%	1.9%	電気事業報酬額※	※ (4 − 5)×(3
(C	(C): (A) × (B)		4	89, 894, 602	⑤ 27, 295, 620		/(①-②))

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、託送料金算定規則第5条第2項又は旧託送料金算定規則第5条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位:千円)

項目	金 額	備考
他社販売電源料	523, 210, 760	他社販売電力量:19,580 (10%Wh)
託送収益	(-)	
電気事業雑収益	31, 507, 110	
預金利息	3, 342	
賠償負担金相当収益	7, 619, 169	
廃炉円滑化負担金相当収益	17, 311, 188	
合 計	579, 651, 569	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量(10⁶kWh)を,備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。
- 注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が 千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

第1表

営業費明細表

(単位:千円)

	宮 弟				(単位:十
項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	228, 087	228, 690	228, 690	685, 467	
給料手当	15, 138, 851	15, 016, 126	14, 894, 421	45, 049, 398	
給料手当振替額(貸方)	▲ 169, 269	▲ 167, 744	▲ 166, 208	▲ 503, 221	
退職給与金	1,013,054	974, 144	961, 798	2, 948, 996	
厚生費	3, 052, 614	3, 019, 954	2, 986, 957	9, 059, 525	
委託検針費	-	-	-	-	
委託集金費	30, 456		-	30, 456	
雑給	460, 756	460, 756	460, 756	1, 382, 268	
燃料費	232, 071, 171	247, 754, 585	254, 251, 860	734, 077, 616	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	8, 532, 108	7, 713, 837	7, 649, 586	23, 895, 531	
廃棄物処理費	6, 415, 387	6, 541, 169	6, 145, 221	19, 101, 777	
特定放射性廃棄物処分費	3, 916, 427	3, 694, 097	3, 523, 074	11, 133, 598	
消耗品費	1, 231, 659	2, 942, 463	1, 401, 427	5, 575, 549	
修繕費	34, 240, 057	27, 061, 334	33, 899, 191	95, 200, 582	
水利使用料	713, 068	714, 501	714, 787	2, 142, 356	
補償費	404, 974	395, 605	387, 061	1, 187, 640	
賃借料	3, 859, 809	3, 844, 746	3, 912, 831	11, 617, 386	
委託費	26, 493, 508	24, 462, 436	23, 587, 691	74, 543, 635	
損害保険料	447, 736	454, 752	455, 024	1, 357, 512	
			·		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6, 264	6, 264	6, 264	18, 792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	7, 755, 123	7, 755, 123	7, 755, 123	23, 265, 369	
普及開発関係費	684, 050	672, 993	501, 406	1, 858, 449	
養成費	520, 229	528, 028	513, 111	1, 561, 368	
研究費	2, 403, 529	2, 466, 925	2, 484, 688	7, 355, 142	
諸費	6, 132, 999	6, 757, 095	8, 296, 034	21, 186, 128	
	< - >	< - >	< - >	< - >	
	〈283, 316〉	<283, 316>	<283, 316>	<849, 947>	
貸倒損	223, 558	198, 347	197, 372	619, 277	
固定資産税	4, 662, 904	5, 739, 073	5, 372, 598	15, 774, 575	
維税	2, 561, 590	2, 424, 430	2, 355, 715	7, 341, 735	
減価償却費	33, 501, 025	32, 862, 825	32, 368, 757	98, 732, 607	
T 宁次 立 PQ +II 弗					
自 足頁 医 除	4, 088, 453	1, 653, 648	1, 855, 898	7, 597, 999	
	4, 088, 453 3, 733, 253	1, 653, 648 3, 662, 245	1, 855, 898 3, 079, 207		
原子力発電施設解体費				7, 597, 999	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額	3, 733, 253	3, 662, 245	3, 079, 207	7, 597, 999 10, 474, 705	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方)	3, 733, 253 329, 768	3, 662, 245 253, 943	3, 079, 207 254, 443	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方)	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\times 736, 461 692, 747, 744	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 • 736, 461	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費	3, 733, 253 329, 768 \$\times 277, 118\$ 230, 128, 066 (59, 354, 590)	3, 662, 245 253, 943 ▲ 147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984)	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720)	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 ▲ 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294)	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431	3, 079, 207 254, 443 1 311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 4736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方)	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 附带事業営業費用分担関連費 振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\infty 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\infty 45, 763 \$\infty 328, 830	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 粉帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費 電源開発促進税	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\infty 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\infty 45, 763 \$\infty 328, 830	
京子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 也社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方) 京子力廃止関連仮勘定償却費 電源開発促進税 事業税	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610 4, 333, 007 -	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610 4, 333, 007 -	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610 4, 333, 007 -	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763 \$\int 328, 830 12, 999, 021 \$-	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 也社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 材帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費 電源開発促進税 事業税 開発促進税	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610 4, 333, 007 -	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610 4, 333, 007 -	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610 4, 333, 007 -	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763 \$\int 328, 830 12, 999, 021 \$-	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 也社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 州帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費 電源開発促進税 事業税 開発費 開発費 開発費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 009, 471	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 054, 173	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 102, 059	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763 \$\int 328, 830 12, 999, 021 15, 165, 703	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 研帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費 電源開発促進税 事業税 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610 4, 333, 007 -	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610 4, 333, 007 -	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610 4, 333, 007 -	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763 \$\int 328, 830 12, 999, 021 \$-	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 粉帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費 電源開発促進税 事業税 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 009, 471	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 054, 173	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 102, 059	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763 \$\int 328, 830 12, 999, 021 15, 165, 703	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費 電源開発促進税 事業税 開発費 開発費 開発費 開発費(對 電力費振替勘定(貸方) 株式交付費 株式交付費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 009, 471	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 054, 173 - ▲287, 402 - -	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 102, 059	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763 \$\int 328, 830 12, 999, 021 15, 165, 703 \$\int 862, 206	
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費電源開発促進税 事業税 開発費 開発費(費却 電力費振替勘定(貸方) 株式交付費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 009, 471	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 054, 173	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 102, 059	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763 \$\int 328, 830 12, 999, 021 15, 165, 703	
固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 他社購入電源費 非化石証書購入費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 原子力廃止関連仮勘定償却費電源開発促進税 事業税 開発費	3, 733, 253 329, 768 ▲277, 118 230, 128, 066 (59, 354, 590) 1, 160, 967 ▲21, 642 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 009, 471	3, 662, 245 253, 943 ▲147, 789 242, 623, 585 (63, 734, 984) 1, 159, 431 ▲21, 319 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 054, 173 - ▲287, 402 - -	3, 079, 207 254, 443 ▲311, 554 219, 996, 093 (61, 635, 720) 1, 163, 554 ▲2, 802 ▲109, 610 4, 333, 007 - 5, 102, 059	7, 597, 999 10, 474, 705 838, 154 \$\int 736, 461 692, 747, 744 (184, 725, 294) 3, 483, 952 \$\int 45, 763 \$\int 328, 830 12, 999, 021 15, 165, 703 \$\int 862, 206	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること(以下この様式において同じ。)。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1)第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

								(五元・111)
項目		前年度実績	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与		363, 331	322, 740	228, 087	228, 690	228, 690	685, 467	注1:四国電力送配電
給料手当	基準賃金	16, 663, 225	16, 329, 516	15, 951, 312	15, 584, 231	15, 183, 780	46, 719, 323	(株)への出向者について
	基準外賃金	2, 154, 690	2, 089, 358	2, 040, 966	1, 993, 999	1, 942, 760	5, 977, 725	は、会計整理上、基準賃金に計上された上で、出
	諸給与金	6, 287, 098	6, 157, 439	2, 324, 809	2, 268, 277	2, 208, 314	6, 801, 400	向者控除口で全額控除される取扱いとなっている
	控除口(貸方)	▲ 6, 490, 535	▲ 6, 172, 668	▲ 5, 178, 236	▲ 4, 830, 381	▲ 4, 440, 433	▲ 14, 449, 050	ことから、平均経費人
	附帯事業等振替額							員、平均基準賃金には当 該出向者(505名)が含
	小計	18, 614, 478	18, 403, 645	15, 138, 851	15, 016, 126	14, 894, 421	45, 049, 398	まれている。
給料手当振権	替額(貸方)	7) A 204,061 A 201,750 A 169,269 A 167,744 A 166,208 A 503	▲ 503, 221	また、平均基準賃金については、原価上自主カッ				
退職給与金	引当金増加額	▲ 3, 735, 065	▲ 1, 582, 181	▲ 1, 110, 452	▲ 1, 045, 189	▲ 999, 357	▲ 3, 154, 998	トしている10名(新規事業従事者・組織内議員)
	実払額	210, 086	292, 719	250, 355	201, 295	196, 189	647, 839	を除いて算出している。
	年金保険料	1, 975, 212	1, 926, 902	1, 873, 151	1, 818, 038	1, 764, 966	5, 456, 155	注2:附帯事業等振替額 については、当社の会計
	小計	▲ 1, 549, 767	637, 440	1, 013, 054	974, 144	961, 798	2, 948, 996	整理上、給料手当振替額 (貸方)に含めて整理して
厚生費	法定厚生費	2, 896, 574	2, 903, 643	2, 383, 391	2, 361, 602	2, 339, 601	7, 084, 594	いるため、当該科目にて
	一般厚生費	900, 991	893, 957	669, 223	658, 352	647, 356	1, 974, 931	記載している。
	小計	3, 797, 565	3, 797, 600	3, 052, 614	3, 019, 954	2, 986, 957	9, 059, 525	
委託検針費		_	-	-	_	-	_	
委託集金費		70, 476	47, 832	30, 456	-	-	30, 456	
雑給		573, 404	480, 328	460, 756	460, 756	460, 756	1, 382, 268	
	合 計	21, 665, 427	23, 487, 835	19, 754, 549	19, 531, 926	19, 366, 414	58, 652, 889	
平均経費人員	(人)	2, 996	2, 936	2, 878	2, 812	2, 740	8, 430	
平均基準賃金	全 (円/月)	463, 485	463, 485	463, 485	463, 485	463, 485	463, 485	

(2)第3条第2項第2号関係

[燃料費]

			2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計		
	項目	消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	備考
	4 日	10^3 kl (10^3 t, 10^6 Nm 3)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm³)	千円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm³)	千円	um ·· J
	火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	11, 357	-	-	12, 252	-	-	12, 637	-	-	36, 246	-	-	
	火力燃料重油換算消費量(発電端 10^3 kl)	2, 427	-	-	2, 640	_	-	2, 699	_	-	7, 766	_	-	
火	石炭費(10³t,円/t)	2, 274	54, 390	123, 683, 083	2, 934	54, 231	159, 112, 774	2, 778	54, 154	150, 440, 316	7, 986	54, 249	433, 236, 173	・石炭費の消費量は、石炭
力燃	燃料油費(10 ³ kl,円/kl)	355	98, 581	34, 996, 151	185	99, 083	18, 330, 382	328	99, 050	32, 488, 344	868	98, 865	85, 814, 877	換算値とする。 ・ガス費の消費量は、LNG
料費	ガス費 (10 ³ t, 円/t)	508	132, 240	67, 178, 018	492	131, 828	64, 859, 381	500	132, 106	66, 053, 028	1, 500	132, 060	198, 090, 427	換算値とする。
	歴青質混合物質	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	助燃費(10 ³ kl,円/kl)	9	112, 202	1, 009, 814	10	112, 486	1, 124, 855	10	116, 043	1, 160, 432	29	113, 624	3, 295, 101	
	蒸気料	_	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	
	運炭費(円/t)	_	-	208, 258	-	-	213, 893	-	-	209, 544	_	-	631, 695	
	小計(重油換算)	2, 427	93, 562	227, 075, 324	2, 640	92, 288	243, 641, 285	2, 699	92, 757	250, 351, 664	7, 766	92, 849	721, 068, 273	
	原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	6, 628	-	-	6, 210	_	-	5, 986	-	-	18, 824	_	-	
核	核燃料減損額	_	ı	4, 911, 148	-	-	4, 022, 345	-	-	3, 749, 850	-	-	12, 683, 343	
燃料費	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	-	-	84, 699	-	-	90, 955	-	-	139, 346	-	-	315, 000	
	濃縮関連費	_	-	0	-	-	0	-	_	11,000	-	_	11,000	1
	小計	-	ı	4, 995, 847	-	-	4, 113, 300	-	-	3, 900, 196	-	-	13, 009, 343	
新工工	燃料費算定に必要な新エネルギー等 発電電力量 (発電端10 ^e kWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ネルギー	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ kl)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
等	バイオマス燃料費		-	-	-	-	-	_	-	-	_	_	-	
燃料	廃棄物燃料費	_	_	-		-	-	_	-	-	-	-	_	
料費	助燃費	_	_	-	-	-	-	_	_	-	_	_	_	1
1	蒸気料	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	1
	運搬費 小計(重油換算)			_	_	_		_	_			_	_	1
-	小計(里曲換算) 合計		_	232, 071, 171	_	_	247, 754, 585	_	_	254, 251, 860	_	_	734, 077, 616	1

(3)第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等拠出金発電費]

(単位:千円)

項目	至近実績			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
A b	2019年度	2020年度	2021年度	(実績見込み)	2023年及	2024千尺	2020年及	期間計)#I /5
使用済燃料再処理等拠出金発電費		-	3, 525, 461	8, 859, 735	8, 532, 108	7, 713, 837	7, 649, 586	23, 895, 531	至近実績欄については、2019年度は 2020年4月1日に一般送配電事業等を 会社分割の方法により四国電力送配 電株式会社へ承継する以前の実績で あることから、2020年度、2021年度 のみを記載している。

[廃棄物処理費]

(単位:千円)

項目		至近実績			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
	増 H 		2020年度	2021年度	(実績見込み)	2023年及	2024千及	2020年及	期間計	HIV
火力廃棄物処	理費		3, 752, 499	4, 372, 607	3, 701, 722	4, 055, 228	4, 511, 595	4, 363, 630	12, 930, 453	でには体制については、0010に度と
原子力廃棄物	放射性廃棄物処理費		1, 510, 229	1, 659, 026	2, 343, 895	2, 341, 106	2, 010, 829	1, 764, 592	6, 116, 526	至近実績欄については、2019年度は 2020年4月1日に一般送配電事業等を
処理費	雜廃棄物処理費		19, 659	15, 881	16, 451	19, 054	18, 745	17, 000		会社分割の方法により四国電力送配 電株式会社へ承継する以前の実績で
新エネルギー	等廃棄物処理費		1	I	-	_	I	1	_	あることから、2020年度、2021年度 のみを記載している。
	合 計		5, 282, 387	6, 047, 514	6, 062, 068	6, 415, 387	6, 541, 169	6, 145, 221	19, 101, 777	17-7 C HO+94 O C C O O

[特定放射性廃棄物処分費]

		至近実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	
A b	2019年度	2020年度	2021年度	(実績見込み)	2023年及	2024千尺	2020年及	期間計	VIII 45
特定放射性廃棄物処分費拠出金(各年の 発電対応分)		1	1, 209, 916	3, 599, 256	3, 916, 427	3, 694, 097	3, 523, 074	11, 155, 596	至近実績欄については、2019年度は 2020年4月1日に一般送配電事業等を 会社分割の方法により四国電力送配
合 計		-	1, 209, 916	3, 599, 256	3, 916, 427	3, 694, 097	3, 523, 074		電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

[消耗品費]

項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
グロー	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023年及	2024年及	2023年及	期間計	VIII
潤滑油脂費		55, 156	44, 049	49, 603	48, 530	51, 913	49, 444	86, 186	187, 543	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1
雑消耗品費		1, 321, 059	1, 626, 331	1, 473, 695	1, 289, 147	1, 179, 746	2, 893, 018	1, 315, 242		日に一般送配電事業等を会社分割の方法により 四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績 であることから、2020年度、2021年度のみを記
合 計		1, 376, 215	1, 670, 380	1, 523, 298	1, 337, 677	1, 231, 659	2, 942, 463	1, 401, 427	5, 575, 549	載している。

[補償費]

		\r-	d+ (d±		l					
項目		至	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2020千尺	2024千/文	2025平及	期間計	HII ~5
定期的補償費		425, 992	404, 367	415, 180	371, 079	373, 644	386, 065	371, 221	1, 130, 930	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1 日に一般送配電事業等を会社分割の方法により
臨時的補償費		6, 794	33, 029	19, 911	5, 312	24, 030	2, 240	8, 540	34, 810	四国電力送配電券来等を云紅刀割の万伝により 四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績 であることから、2020年度、2021年度のみを記
損害賠償費		109	284	197	7, 300	7, 300	7, 300	7, 300	21,900	載している。
合 計		432, 895	437, 681	435, 288	383, 691	404, 974	395, 605	387, 061	1, 187, 640	

[賃借料]

項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
79 1	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2020 1/2	2021+72	2020 1 1/2	期間計	ъ. ни
借地借家料		2, 795, 394	2, 931, 822	2, 863, 608	2, 913, 843	2, 770, 180	2, 809, 260	2, 886, 842	8, 466, 282	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1 日に一般送配電事業等を会社分割の方法により
道路占用料		2, 981	3, 121	3, 051	3, 301	3, 289	3, 289	3, 259	9, 837	四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記
水面使用料		7, 843	7, 900	7, 871	8, 031	9, 001	9, 282	9, 301	27, 584	載している。
線路使用料		_	_	ı	ı	_	1	-	-	
設備賃借料		_	_	-	-	_	1	_	-	
電柱敷地料		662	853	757	680	680	680	680	2,040	
線下補償料		-	-	-	-	_	_	_	-	
機械賃借料		179, 110	202, 233	190, 671	209, 103	169, 407	144, 407	119, 407	433, 221	
雑賃借料		902, 253	889, 985	896, 119	911, 961	907, 252	877, 828	893, 342	2, 678, 422	
合 計		3, 888, 242	4, 035, 913	3, 962, 078	4, 046, 919	3, 859, 809	3, 844, 746	3, 912, 831	11, 617, 386	

[委託費]

項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
タ ロ	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023年度	2024千尺	2025年反	期間計	.MH
委託運転費		77, 324	75, 046	76, 185	70, 337	75, 364	80, 315	77, 415	233, 094	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に
雑委託費		21, 175, 788	20, 641, 845	20, 908, 817	23, 033, 167	26, 418, 144	24, 382, 121	23, 510, 276		一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力 送配電株式会社へ承継する以前の実績であることか
合 計		21, 253, 112	20, 716, 891	20, 985, 002	23, 103, 504	26, 493, 508	24, 462, 436	23, 587, 691	74, 543, 635	

[損害保険料]

	項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
	タ ロ	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2025年及	2024十段	2023年及	期間計	VIII ~7
水力関係			7, 434	7, 426	7, 430	8, 334	8, 334	8, 334	8, 334	25, 002	
火力関係			47, 848	47, 826	47, 837	49, 958	54, 672	60, 329	60, 329	175, 331	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に
原子力関係	法定保険料		330, 157	308, 013	319, 085	322, 332	335, 562	337, 586	337, 019	1, 010, 167	一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力 送配電株式会社へ承継する以前の実績であることか
床 1 万庚床	その他保険料		36, 547	26, 180	31, 363	29, 732	37, 365	36, 561	37, 077		ら、2020年度、2021年度のみを記載している。
新エネルギー	等関係		82	82	82	71	71	71	71	214	
その他			7, 355	6, 161	6, 758	7, 353	11,732	11,870	12, 193	35, 795	
	合 計		429, 424	395, 688	412, 556	417, 781	447, 736	454, 752	455, 024	1, 357, 512	

[原子力損害賠償資金補助法一般負担金]

ſ	項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	借 老
L	块 口	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023年及	2024年/支	2023年及	期間計	νπ <i>*</i> ラ
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金		5, 637	6, 021	5, 829	6, 264	6, 264	6, 264	6, 264		至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

[原賠·廃炉等支援機構一般負担金]

										(十四:114)
項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	借 · 老
供 日	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023年及	2024年度	2025年及	期間計	7/用 - 45
原賠・廃炉等支援機構一般負担金		7, 789, 861	7, 755, 123	7, 772, 492	7, 755, 123	7, 755, 123	7, 755, 123	7, 755, 123	23, 265, 369	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に 一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力
合 計		7, 789, 861	7, 755, 123	7, 772, 492	7, 755, 123	7, 755, 123	7, 755, 123	7, 755, 123	23, 265, 369	送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

[普及開発関係費]

項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	借 老
タ ロ	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023千汉	2021十尺	2020千汉	期間計	EN ENV
販売関係普及開発関係費		1, 310, 653	1, 504, 824	1, 407, 739	1, 890, 003	322, 846	316, 289	133, 625	772, 760	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に
一般普及開発関係費		667, 459	637, 904	652, 682	840, 162	361, 204	356, 704			一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電刀 送配電株式会社へ承継する以前の実績であることか
合 計		1, 978, 112	2, 142, 728	2, 060, 420	2, 730, 165	684, 050	672, 993	501, 406	1, 858, 449	ら、2020年度、2021年度のみを記載している。

[養成費]

項目		至近実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	借 · 孝
タ ロ	2019年度	2020年度	2021年度	(実績見込み)	2023年及	2024年及	2023年及	期間計	Lim Co.
研修施設運営費		72, 503	67, 871	80, 247	84, 426	77, 001	76, 055	237, 482	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を
その他養成費		238, 951	309, 123	397, 776	435, 803	451,027	437, 056	1, 323, 886	会任分割の万法により四国電刀达配電休式会任へ承継する以削の美績で
合 計		311, 454	376, 994	478, 023	520, 229	528, 028	513, 111	1, 561, 368	あることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

[研究費]

項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
タ ロ	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2020千尺	2021千及	2020千及	期間計	UHI ~~
社内研究費		795	40, 368	20, 582	23,000	41, 214	40, 727	40, 241		至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に
委託研究費		2, 504, 740	2, 616, 210	2, 560, 475	2, 431, 833	2, 362, 315	2, 426, 198	2, 444, 447	7, 232, 960	一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力 送配電株式会社へ承継する以前の実績であることか
合 計		2, 505, 535	2, 656, 578	2, 581, 057	2, 454, 833	2, 403, 529	2, 466, 925	2, 484, 688	7, 355, 142	ら、2020年度、2021年度のみを記載している。

[諸費] (単位:千円)

項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
快 口	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023年及	2024年及	2025年及	期間計	U⊞ ←
通信運搬費		1, 746, 042	1, 798, 301	1, 772, 172	1, 876, 387	1, 804, 106	2, 041, 974	2, 119, 013	5, 965, 092	
旅費		244, 841	259, 343	252, 092	430, 805	311, 378	305, 019	298, 660		至近実績欄については、2019年度は2020年4月1
寄付金		32, 315	35, 671	33, 993	58, 661	-	-	-	1	日に一般送配電事業等を会社分割の方法により 四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績
団体費		600, 109	718, 877	659, 493	692, 294	283, 316	283, 316	283, 316	849, 947	であることから、2020年度、2021年度のみを記
その他諸費		1, 945, 973	3, 609, 258	2, 777, 616	3, 027, 490	3, 734, 200	4, 126, 787	5, 595, 046	13, 456, 033	載している。
合 計		4, 569, 280	6, 421, 450	5, 495, 365	6, 085, 638	6, 132, 999	6, 757, 095	8, 296, 034	21, 186, 128	

[貸倒損] (単位:千円)

項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考	
	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023年及	2024千尺	2020年及	期間計		
貸倒損引当額		28, 165	74, 258	51, 212	▲ 3, 298	21, 297	▲ 1, 468	▲ 917	18, 912	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1	
貸倒損発生額		139, 875	109, 268	124, 571	166, 791	202, 261	199, 815	198, 289	600, 365	日に一般送配電事業等を会社分割の方法により 四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績 であることから、2020年度、2021年度のみを記	
合 計		168, 040	183, 526	175, 783	163, 493	223, 558	198, 347	197, 372	619, 277	載している。	

[固定資産除却費] (単位:千円)

	項目		至近	実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
	4 口	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023年及	2024千尺	2020年及	期間計	VIII ~¬
水力発電	除却損		224, 325	183, 556	203, 940	133, 895	175, 956	114, 081	57, 189	347, 226	でには徳間に こいがい 2010年度は2000年4月1
設備	除却費用		261, 283	267, 575	264, 429	158, 378	354, 932	597, 460	598, 939	1, 551, 331	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1 日に一般送配電事業等を会社分割の方法により
火力発電	除却損		151, 533	545, 969	348, 751	595, 563	441, 892	78, 195	26, 472		四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績
設備	除却費用		4, 282, 832	1, 630, 962	2, 956, 897	1, 242, 430	1, 947, 342	540, 230	769, 485	3, 257, 057	であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
原子力発	除却損		248, 712	194, 048	221, 380	92, 262	260, 050	43, 073	682	303, 804	
電設備	除却費用		629, 970	630, 714	630, 342	252, 444	437, 726	112, 733	59, 815	610, 274	
新エネル ギー等発	除却損		-	694	347	_	-	-	-	-	
	除却費用		-	439	219	-	ı	ı	-	-	
送電設備	除却損		-	-	-	1	I	I	-	-	
心电以闸	除却費用		-	_	_	-	I	ı	-	-	
変電設備	除却損		-	-	-	-	I	ı	-	-	
久电区州	除却費用		-	-	-	-	-	-	-	-	
配電設備	除却損		-	_	_	-	-	-	-	-	
品电风桶	除却費用		=	-	-	=	-	=	=	-	
業務設備	除却損		102, 733	104, 700	103, 716	137, 827	152, 799	56, 185	55, 734	264, 718	
未 功以佣	除却費用		94, 697	175, 229	134, 963	345, 143	317, 756	111, 691	287, 583	717, 030	
合計	除却損		727, 303	1, 028, 968	878, 135	959, 547	1, 030, 696	291, 534	140, 077	1, 462, 307	
Ц ВІ	除却費用		5, 268, 782	2, 704, 918	3, 986, 850	1, 998, 395	3, 057, 757	1, 362, 114	1, 715, 822	6, 135, 693	

[原子力発電施設解体費] (単位:千円)

項目		至近実績			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
欠 口	2019年度	2020年度	2021年度	(実績見込み)	2023年及	2024年及	2025年及	期間計	™ <i>1</i> 7
解体費		455, 952	844, 798	1, 655, 153	1, 785, 310	471, 392	505, 447	2, 762, 149	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電
資産除去債務計上		3, 763, 269	3, 885, 101	4, 178, 031	3, 733, 253	3, 662, 245	3, 079, 207	10, 474, 705	事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継
資産除去債務取崩し(貸方)		▲ 455, 952	▲ 844, 798	▲ 1, 655, 153	▲ 1, 785, 310	▲ 471, 392	▲ 505, 447		
合 計		3, 763, 269	3, 885, 101	4, 178, 031	3, 733, 253	3, 662, 245	3, 079, 207	10, 474, 705	載している。

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)]

(単位:千円)

項目			至近実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Р	2019年度	2020年度	2021年度	(実績見込み)	2023年及	2024年度	2025年度	期間計	.Λ⊞ √⊇
	水力発電設備		133, 703	141, 420	124, 082	123, 300	121, 800	122, 300	367, 400	子)C 中/世間)。
共有設備費等分 担額	火力発電設備		122, 793	106, 382	170, 361	206, 468	132, 143	132, 143	470, 755	至近実績欄については、2019年度は 2020年4月1日に一般送配電事業等を会
担領	小 計		256, 496	247, 802	294, 443	329, 768	253, 943	254, 443	838, 154	社分割の方法により四国電力送配電株
	水力発電設備		▲ 46, 254	▲ 48, 113	▲ 43, 392	▲ 39, 302	▲ 47, 622	▲ 42, 369		式会社へ承継する以前の実績であるこ
共有設備費等分	火力発電設備		▲ 78, 241	▲ 294, 303	▲ 78, 531	▲ 231, 374	▲ 93, 725	▲ 262, 743	▲ 587, 842	とから、2020年度、2021年度のみを記
担額(貸方)	原子力発電設備		▲ 6, 502	▲ 6, 436	▲ 6, 442	▲ 6, 442	▲ 6, 442	▲ 6, 442	▲ 19, 326	載している。
	小 計		▲ 130, 997	▲ 348, 852	▲ 128, 365	▲ 277, 118	▲ 147, 789	▲ 311, 554	▲ 736, 461	
合	計		125, 499	▲ 101, 050	166, 078	52, 650	106, 154	▲ 57, 111	101, 693	

(記載注意)

(何) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

「開発費、開発費償却〕

(単位:千円)

									(1/2:113)	
項目		至近実績			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考	
人	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (実績見込み)	2023年及	2024年度	2025年度	期間計	WH 45	
開発費	_	_	_	_	_	_	_	_		
開発費償却	_	-	_	_	-	_	-	-		
合 計	_	-	_	_	-	_	-	-		

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位:千円)

項目		至近実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考	
	2019年度	2020年度	2021年度	(実績見込み)		2024千尺	2025年及		VHI ~¬	
建設工事用		▲ 66, 327	▲ 158, 910	▲ 560, 685	▲ 51,844	▲ 51, 844	▲ 51, 844	_100,002	建設工事用には、特定原子力発電施設の解体用を含む。	
附帯事業用		▲ 144, 403	▲ 162, 650	▲ 226, 571	▲ 235, 558	▲ 235, 558	▲ 235, 558	▲ 706, 674	至近実績欄については、2019年度は 2020年4月1日に一般送配電事業等を会 社分割の方法により四国電力送配電株 式会社へ承継する以前の実績であるこ	
合 計		▲ 210, 730	▲ 321, 560	▲ 787, 256	▲ 287, 402	▲ 287, 402	▲ 287, 402		とから、2020年度、2021年度のみを記載している。	

[株式交付費、社債発行費]

項目		至近実績			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考	
<u> </u>	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2020年度	期間計	DHI 3-5	
株式交付費		-	ſ	-	-	-	ſ		 至近実績欄については、2019年度は 2020年4月1日に一般送配電事業等を会	
社債発行費		233, 762	244, 976	398, 919	230, 697	230, 697	230, 697	600 001	社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であるこ	
습 計		233, 762	244, 976	398, 919	230, 697	230, 697	230, 697	692, 091	とから、2020年度、2021年度のみを記載している。	

(4)第3条第2項第4号関係

[修繕費]	7/20/2 2 3/20/11											(単位:千円)
			至近集	科		2022 = #				原価算定	期間計	
項	目	2019年度	2020年度	2021年度	平均修繕 費率(%)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度		平均修繕 費率(%)	備考
水力発電設備	平均帳簿原価		290, 032, 853	291, 383, 522	0. 88%	293, 984, 991	296, 324, 877	300, 378, 113	305, 637, 678	902, 340, 668	1 00%	- 15 ch/d (B) -
小刀光 电放佣	普通修繕費		2, 351, 207	2, 775, 799	0.00%	2, 291, 186	4, 100, 260	2, 714, 678	2, 953, 483	9, 768, 421	1.00%	至近実績欄については、
火力発電設備	平均帳簿原価		526, 353, 972	515, 340, 486	2. 07%	477, 514, 972	530, 378, 457	581, 354, 967	586, 058, 241	1, 697, 791, 666	2, 80%	2019年度は
八万元电政师	普通修繕費		12, 592, 883	8, 964, 309	2. 01/0	9, 240, 991	18, 639, 893	10, 031, 546	18, 883, 505	47, 554, 944	2.00/0	2020年4月1日 に一般送配電
原子力発電設備	平均帳簿原価		708, 540, 556	761, 135, 573	1. 39%	801, 203, 151	800, 827, 222	807, 579, 699	816, 676, 333	2, 425, 083, 254	1 40%	事業等を会社
	普通修繕費		10, 186, 999	10, 205, 100	1. 59/0	5, 499, 345	10, 971, 673	13, 817, 752	11, 464, 919	36, 254, 344	1. 49/0	分割の方法に
新エネルギー等	平均帳簿原価		1, 627, 152	1, 630, 467	0. 39%	1, 633, 782	1, 955, 782	2, 277, 782	2, 277, 782	6, 511, 346	0.38%	より四国電力 送配電株式会
発電設備	普通修繕費		5, 982	6, 832	0. 55/0	15, 910	7, 002	6, 994	10, 604	24, 600	0. 36/0	社へ承継する
	平均帳簿原価		_	_		I	_	I	I	_		以前の実績で
送電設備	普通修繕費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	あることか ら、2020年
	日地区階頁		(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		度、2021年度
変電設備	平均帳簿原価		_	-	_	-	-	ı	ı	-	_	のみを記載し
及电队佣	普通修繕費		_	-		-	-	-	-	-		ている。
	平均帳簿原価		_	_		-	_	-	-	-		
配電設備	普通修繕費		-	-	_	-	-	-	-	-	-	
	日地杉門貝		(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	平均帳簿原価		44, 821, 442	44, 610, 368		38, 307, 251	39, 689, 732	41, 119, 389	41, 612, 653	122, 421, 774		
業務設備 普通修繕費		407, 579	386, 477	0.89%	471, 363	521, 229	490, 364	586, 681	1, 598, 273	1.31%		
	日地吟情貝		(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
合 計	平均帳簿原価		1, 571, 375, 975	1, 614, 100, 417	1. 50%	1, 612, 644, 147	1, 669, 176, 071	1, 732, 709, 949	1, 752, 262, 687	5, 154, 148, 708	1.85%	
	普通修繕費		25, 544, 649	22, 338, 517	1. 50%	17, 518, 796	34, 240, 057	27, 061, 334	33, 899, 191	95, 200, 582	1.00%	

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5)第3条第2項第5号関係

「水利使用料]

(単位:千円)

					(十匹: 111)
項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	713, 068	714, 501	714, 787	2, 142, 356	

(6)第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

(単位:千円)

EDVING DV. 1	項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	普通償却費	2, 913, 590	2, 959, 713	3, 110, 884	8, 984, 188	
水力発電設備	特別償却費	_	_	_	-	
	試運転償却費	_	_	_	-	
	普通償却費	14, 690, 952	16, 243, 682	15, 078, 639	46, 013, 273	
火力発電設備	特別償却費	_	_	_	_	
	試運転償却費	1, 433, 952	_	_	1, 433, 952	
原子力発電設	普通償却費	13, 668, 450	12, 728, 663	13, 200, 819	39, 597, 933	
原子刀完电設 備	特別償却費	-	-	-	-	
VIII	試運転償却費	-	_	_	-	
新エネルギー	普通償却費	31, 315	64, 603	61, 737	157, 654	
新エイルギー 等発電設備	特別償却費	_	_	_	-	
170 PERVIN	試運転償却費	_	_	_	-	
送電設備	普通償却費	-	_	-	-	
乙电队 师	特別償却費	_	_	_	_	
変電設備	普通償却費	_	_	_	_	
文电队 师	特別償却費	-	-	-	-	
配電設備	普通償却費	-	-	-	-	
11. 电灰师	特別償却費	_	_	_	_	
業務設備	普通償却費	762, 766	866, 163	916, 677	2, 545, 607	
木切以 III	特別償却費	_	_	_	_	
	普通償却費	32, 067, 073	32, 862, 825	32, 368, 757	97, 298, 655	
合 計	特別償却費	_	_	_	_	
	試運転償却費	1, 433, 952			1, 433, 952	

(7)第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	4, 662, 904	5, 739, 073	5, 372, 598	15, 774, 575	
雑税	2, 561, 590	2, 424, 430	2, 355, 715	7, 341, 735	
電源開発促進税	_	-	-	1	
事業税	5, 009, 471	5, 054, 173	5, 102, 059	15, 165, 703	
合計	12, 233, 965	13, 217, 676	12, 830, 372	38, 282, 013	

(8)第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

(単位:千円)

	項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	他社購入電源費	料金計	230, 128, 066	242, 623, 585	219, 996, 093	692, 747, 744	
	他红牌八电你有	/ 全司	(59, 354, 590)	(63, 734, 984)	(61, 635, 720)	(184, 725, 294)	
他社購入電力料	他社購入電源費及び に係る電力量(10 ⁶ kWh		11, 357	10,740	10, 432	32, 529	
	非化石証書購入費	料金計	1, 160, 967	1, 159, 431	1, 163, 554	3, 483, 952	
	非化石証書購入費に (10 ⁶ kWh)	係る電力量	1,843	1,793	1,779	5, 415	

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9)第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

(単位:千円)

項目			至近実績	責							
		2019年度	2020年度	2021年度	平均振 替率 (%)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
建設分担関連費振替額	総工事資金		55, 629, 477	65, 526, 172	0. 21%	52, 144, 828	34, 524, 422	35, 523, 504	35, 297, 480	105, 345, 405	至近実績欄については、2019年度は
(貸方)	振替額		▲ 147, 004	▲ 169, 532	0. 21%	▲ 139, 863	▲ 21,642	▲ 21, 319	▲ 2,802	▲ 45, 763	2020年4月1日に一般送配電事業等を会 社分割の方法により四国電力送配電株
門市尹未呂未其用刀担鬨	附帯事業営業費用		7, 406, 077	14, 950, 660	0. 92%	14, 950, 660	14, 950, 660	14, 950, 660	14, 950, 660		式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記
連費振替額(貸方)	振替額		▲ 182, 597	▲ 56, 144	0.9270	▲ 109, 610	▲ 109,610	▲ 109,610	▲ 109,610	▲ 328,830	載している。

(10)第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

(単位:千円)

項目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費償却	_	-	_	_	_	
社債発行費償却	_	-	-	_	_	
合計	-	-		_	_	

(11)第3条第2項第11号関係

[法人税等]

200 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
法人税等	法人税	2, 951, 235	2, 951, 235	2, 951, 235	8, 853, 705	
公八代 等	法人税割	272, 916	272, 916	272, 916	818, 748	
合 計	-	3, 224, 151	3, 224, 151	3, 224, 151	9, 672, 453	

事業報酬明細表

(第4条第2項第1号、同条第3項第1号関係)

(単位:千円)

	J	項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	特定固定資産		843, 748, 578	844, 843, 848	836, 672, 127	2, 525, 264, 554	
	建設中の資産		19, 441, 389	12, 217, 938	10, 616, 338	42, 275, 665	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定		39, 105, 353	45, 507, 664	51, 820, 418	136, 433, 435	
電	核燃料資産		90, 432, 109	92, 344, 768	95, 736, 720	278, 513, 598	
気	特定投資		26, 699, 125	26, 691, 625	26, 684, 125	80, 074, 875	
事業		営業資本	62, 081, 134	61, 024, 066	61, 122, 761	184, 227, 961	
報	運転資本	貯蔵品	25, 888, 360	27, 959, 832	28, 791, 429	82, 639, 621	
酬		小 計	87, 969, 494	88, 983, 898	89, 914, 190	266, 867, 582	
	繰延償却資産		ı	ı	-	-	
		合 計	1, 107, 396, 049	1, 110, 589, 741	1, 111, 443, 918	3, 329, 429, 708	
	報酬率(%)		2.7%	2.7%	2. 7%	2. 7%	
	電気事業報酬	額	29, 899, 693	29, 985, 923	30, 008, 986	89, 894, 602	

第4表

事業報酬明細表

(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

	項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	特定固定資産		379, 100, 753	380, 196, 023	372, 024, 302	1, 131, 321, 079	
	建設中の資産		16, 626, 814	9, 403, 363	7, 801, 763	33, 831, 940	
電	使用済燃料再	処理関連加工仮勘定	39, 105, 353	45, 507, 664	51, 820, 418	136, 433, 435	
	核燃料資産		90, 432, 109	92, 344, 768	95, 736, 720	278, 513, 598	
事業	特定投資		26, 699, 125	26, 691, 625	26, 684, 125	80, 074, 875	
報		営業資本	50, 821, 512	49, 764, 444	49, 863, 139	150, 449, 095	
酬	運転資本	貯蔵品	25, 739, 852	27, 811, 324	28, 642, 921	82, 194, 097	
		小 計	76, 561, 364	77, 575, 768	78, 506, 060	232, 643, 192	
	繰延償却資産		-	-	-	-	
		合 計	628, 525, 519	631, 719, 211	632, 573, 388	1, 892, 818, 118	

・トベー

(1)第4条第4項関係

[特定固定資産] (単位:千円) 2023年度 2024年度 2025年度 原価算定期間計 帳簿原価 295, 731, 587 296, 918, 167 303, 838, 058 896, 487, 813 工事費負担金等 8, 950, 216 8, 949, 953 8,941,374 26, 841, 543 減価償却累計額 679, 870, 744 225, 237, 129 226, 406, 099 228, 227, 516 差引帳簿価額 61, 544, 242 61, 562, 115 66, 669, 169 189, 775, 526 帳簿原価増加額 3, 109, 016 8, 174, 651 4, 314, 135 15, 597, 801 工事費負担金等増加額 カ 減価償却累計額増加額 2, 913, 590 2, 959, 713 3, 110, 884 8, 984, 188 発 1, 254, 760 3, 892, 091 帳簿原価減少額 1, 922, 436 714,896電 工事費負担金等減少額 263 8,580 額 1, 744, 621 3, 540, 624 減価償却累計額減少額 1, 138, 296 657, 706 備 303, 838, 058 307, 437, 297 908, 193, 523 期 帳簿原価 296, 918, 167 工事費負担金等 8, 941, 374 8, 941, 374 26, 832, 701 8, 949, 953 残 減価償却累計額 226, 406, 099 228, 227, 516 230, 680, 694 685, 314, 308 差引帳簿価額 61, 562, 115 66, 669, 169 67, 815, 230 196, 046, 514 平均帳簿価額 61, 308, 220 64, 322, 805 66, 020, 652 191, 651, 676 帳簿原価 480, 697, 713 580, 059, 202 582, 650, 733 1, 643, 407, 648 工事費負担金等 163, 796 594, 957 217, 582 213, 578 肂 減価償却累計額 416, 677, 316 424, 835, 152 440, 439, 483 1, 281, 951, 952 高 差引帳簿価額 63, 802, 815 155, 010, 471 142, 047, 453 360, 860, 739 帳簿原価増加額 106, 339, 354 3, 289, 468 7, 898, 861 117, 527, 683 期 工事費負担金等増加額 減価償却累計額増加額 14,690,952 16, 243, 682 15, 078, 639 46,013,273 発 帳簿原価減少額 6, 977, 866 697, 936 1,083,844 8, 759, 647 雷 工事費負担金等減少額 49, 782 53, 786 4,004 額 設 減価償却累計額減少額 6, 533, 115 639, 351 1, 057, 187 8, 229, 653 580, 059, 202 582, 650, 733 589, 465, 749 1, 752, 175, 684 帳簿原価 工事費負担金等 213, 578 163, 796 163, 796 541, 171 減価償却累計額 440, 439, 483 1, 319, 735, 572 424, 835, 152 454, 460, 936 高 差引帳簿価額 155, 010, 471 142, 047, 453 134, 841, 017 431, 898, 941 平均帳簿価額 141, 922, 182 147, 846, 727 137, 392, 359 427, 161, 269 (単位:千円) 原価算定期間計 2023年度 2024年度 2025年度 備者 期 帳簿原価 800, 851, 880 800, 802, 565 814, 356, 832 2, 416, 011, 277 工事費負担金等 5, 986, 275 1, 995, 425 1, 995, 425 1, 995, 425 減価償却累計額 631, 604, 289 641, 125, 350 652, 243, 765 1, 924, 973, 404 高 差引帳簿価額 167, 252, 165 157, 681, 790 160, 117, 642 485, 051, 597 帳簿原価増加額 4, 305, 864 15, 218, 313 6, 316, 319 25, 840, 496 工事費負担金等増加額 減価償却累計額増加額 13, 668, 450 12, 728, 663 13, 200, 819 39, 597, 933 谿 帳簿原価減少額 4, 355, 179 1,664,047 1,677,317 7, 696, 542 電 工事費負担金等減少額 額 減価償却累計額減少額 4, 147, 389 1,610,248 1,676,849 7, 434, 487 期 帳簿原価 800, 802, 565 814, 356, 832 818, 995, 834 2, 434, 155, 231 末 工事費負担金等 1, 995, 425 1, 995, 425 1, 995, 425 5, 986, 275 減価償却累計額 641, 125, 350 1, 957, 136, 850 652, 243, 765 663, 767, 735 差引帳簿価額 471, 032, 106 157, 681, 790 160, 117, 642 153, 232, 674 平均帳簿価額 163, 550, 450 154, 245, 583 154, 823, 790 472, 619, 822 期 帳簿原価 1,633,782 2, 277, 782 2, 277, 782 6, 189, 346 工事費負担金等 240, 998 240, 998 240, 998 722, 995 肂 減価償却累計額 1, 169, 501 1, 200, 816 1, 265, 419 3, 635, 737 高 差引帳簿価額 223, 282 835, 967 771, 365 1,830,614 帳簿原価増加額 644,000 644,000 ネ 工事費負担金等増加額 ル 64, 603 157, 654 ギー 減価償却累計額増加額 31, 315 61,737 増 帳簿原価減少額 減 工事費負担金等減少額 額 減価償却累計額減少額 雷 期 帳簿原価 2, 277, 782 2, 277, 782 2, 277, 782 6, 833, 346 設 工事費負担金等 240, 998 722, 995 備 残 減価償却累計額 1, 200, 816 1, 265, 419 1, 327, 156 3, 793, 391 喜 771, 365 2, 316, 960 差引帳簿価額 835, 967 709,628 平均帳簿価額 262, 743 803,666 740, 496 1, 806, 905 期 帳簿原価 38, 698, 945 40, 680, 519 41, 558, 258 120, 937, 722 首 丁事費負扣金等 484,658 564,658 564,658 1,613,973 残減価償却累計額 26, 357, 655 26, 979, 452 27,701,78281,038,889差引帳簿価額 11, 856, 632 13, 136, 409 13, 291, 818 38, 284, 860 帳簿原価増加額 2, 132, 209 1,023,328 966, 253 4, 121, 790 工事費負担金等増加額 80,000 80,000 減価償却累計額増加額 762, 766 866, 163 916, 677 2, 545, 607 務 増 帳簿原価減少額 150,635 145, 589 857, 463 1, 153, 686 設 減 工事費負担金等減少額 額 減価償却累計額減少額 140, 969 143, 834 802,678 1,087,481 帳簿原価 40, 680, 519 41, 558, 258 41,667,049 123, 905, 826 工事費負担金等 564, 658 564, 658 564, 658 1, 693, 973 減価償却累計額 26, 979, 452 27, 701, 782 82, 497, 015 27, 815, 781 高 差引帳簿価額 13, 136, 409 13, 291, 818 13, 286, 610 39, 714, 837 平均帳簿価額 12, 057, 159 12, 977, 243 13, 047, 004 38, 081, 406

380, 196, 023

372, 024, 302

1, 131, 321, 079

379, 100, 753

[建設中の資産] (単位:千円)

	(中の資性」					(単位: 下円)
	項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	期首帳簿価額	1, 531, 840	2, 717, 762	959, 234	5, 208, 836	
水力発電	期中増加額	4, 294, 938	6, 416, 123	6, 297, 046	17, 008, 106	
設備	期中減少額	3, 109, 016	8, 174, 651	4, 314, 135	15, 597, 801	
設加	期末帳簿価額	2, 717, 762	959, 234	2, 942, 145	6, 619, 142	
	平均帳簿価額	3, 041, 274	2, 833, 434	3, 646, 697	9, 521, 405	
	期首帳簿価額	98, 690, 725	11,610	34, 464	98, 736, 799	
17 十 36 垂	期中増加額	7, 660, 239	3, 312, 322	7, 865, 697	18, 838, 257	
火力発電 設備	期中減少額	106, 339, 354	3, 289, 468	7, 898, 861	117, 527, 683	
以用	期末帳簿価額	11,610	34, 464	1, 300	47, 374	
	平均帳簿価額	19, 140, 906	1, 195, 523	2, 540, 840	22, 877, 270	
	期首帳簿価額	6, 117, 438	8, 941, 317	4, 182, 204	19, 240, 959	
ロッチ **	期中増加額	7, 129, 744	10, 459, 200	6, 195, 843	23, 784, 786	
原子力発 電設備	期中減少額	4, 305, 864	15, 218, 313	6, 316, 319	25, 840, 496	
电以闸	期末帳簿価額	8, 941, 317	4, 182, 204	4,061,728	17, 185, 248	
	平均帳簿価額	7, 838, 134	12, 356, 220	6, 504, 744	26, 699, 098	
	期首帳簿価額	25, 800	1	1	25, 800	
新エネル	期中増加額	618, 200	-	-	618, 200	
ギー等発	期中減少額	644, 000	_	-	644, 000	
電設備	期末帳簿価額	_	_	_	-	
	平均帳簿価額	306, 992	_	1	306, 992	
	期首帳簿価額	2, 203, 422	2, 174, 790	2, 029, 359	6, 407, 571	
	期中増加額	2, 103, 577	877, 897	1, 982, 426	4, 963, 900	
業務設備	期中減少額	2, 132, 209	1, 023, 328	966, 253	4, 121, 790	
	期末帳簿価額	2, 174, 790	2, 029, 359	3, 045, 532	7, 249, 681	
	平均帳簿価額	2, 926, 323	2, 421, 548	2, 911, 245	8, 259, 116	
レートベー	ース	16, 626, 814	9, 403, 363	7, 801, 763	33, 831, 940	

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位:千円)

EIX/MUI/MMIIII/C+II/MI						(1-12-1-114)
	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
	期首帳簿価額	35, 891, 395	42, 319, 311	48, 696, 017	126, 906, 723	
使用済燃料再処理関連	期中増加額	6, 427, 916	6, 376, 705	6, 248, 802	19, 053, 423	
加工仮勘定	期末帳簿価額	-	_	-	-	
	平均帳簿価額	42, 319, 311	48, 696, 017	54, 944, 819	145, 960, 147	
レートベース		39, 105, 353	45, 507, 664	51, 820, 418	136, 433, 435	

[核燃料資産] (単位:千円)

[核燃料實產]						(単位:十円)
	項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	期首帳簿価額	90, 502, 780	90, 361, 434	94, 328, 098	275, 192, 313	
	期中増加額	4, 855, 856	8, 081, 257	6, 707, 667	19, 644, 781	
装荷以前の核燃料資産	期中減少額	4, 997, 202	4, 114, 594	3, 890, 427	13, 002, 223	
	期末帳簿価額	90, 361, 434	94, 328, 098	97, 145, 338	281, 834, 871	
	平均帳簿価額	90, 432, 107	92, 344, 766	95, 736, 718	278, 513, 592	
	期首帳簿価額	2	2	2	6	
	期中増加額	-	-	-	-	
再処理関係核燃料資産	期中減少額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	2	2	2	6	
	平均帳簿価額	2	2	2	6	
レートベース		90, 432, 109	92, 344, 768	95, 736, 720	278, 513, 598	

(単位:千円) 「特定投資〕

	項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考		
	期首帳簿価額	318, 339	318, 339	318, 339	955, 017			
子	期中増加額	-	-	-	-			
石炭資源開発	期末帳簿価額	318, 339	318, 339	318, 339	955, 017			
	平均帳簿価額	318, 339	318, 339	318, 339	955, 017			
	期首帳簿価額	369, 526	369, 526	369, 526	1, 108, 578			
日本原子力研究開発機構	期中増加額	-	-	_	-			
口本原于刀屼光闸光機博	期末帳簿価額	369, 526	369, 526	369, 526	1, 108, 578			
	平均帳簿価額	369, 526	369, 526	369, 526	1, 108, 578			
	期首帳簿価額	25, 680, 910	25, 680, 910	25, 680, 910	77, 042, 730			
日本原燃	期中増加額	-	-	-	-			
口本原際	期末帳簿価額	25, 680, 910	25, 680, 910	25, 680, 910	77, 042, 730			
	平均帳簿価額	25, 680, 910	25, 680, 910	25, 680, 910	77, 042, 730			
	期首帳簿価額	254, 000	254, 000	254, 000	762, 000			
原子力損害賠償支援機構	期中増加額	-	-	-	-			
原于刀損舌賠負叉抜機傳	期末帳簿価額	254, 000	254, 000	254, 000	762,000			
	平均帳簿価額	254, 000	254, 000	254,000	762,000			
	期首帳簿価額	80, 100	72, 600	65, 100	217, 800			
日豪ウラン資源開発	期中増加額	▲ 7, 500	▲ 7, 500	▲ 7, 500	▲ 22, 500			
	期末帳簿価額	72,600	65, 100	57, 600	195, 300			
	平均帳簿価額	76, 350	68, 850	61, 350	206, 550			
レートベース		26, 699, 125	26, 691, 625	26, 684, 125	80, 074, 875			

(記載注意) (何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

「運転資本 (営業資本)] (単位・千円)

[運転資本(営業資	(本)]					(単位:千円)
	項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	役員給与	228, 087	228, 690	228, 690	685, 467	
	給料手当	15, 138, 851	15, 016, 126	14, 894, 421	45, 049, 398	
	給料手当振替額(貸方)	▲ 169, 269	▲ 167, 744	▲ 166, 208	▲ 503, 221	
	退職給与金	1, 013, 054	974, 144	961, 798	2, 948, 996	
	厚生費	3, 052, 614	3, 019, 954	2, 986, 957	9, 059, 525	
	委託検針費	-	-	-	-	
	委託集金費	30, 456	-	-	30, 456	
	雑給	460, 756	460, 756	460, 756	1, 382, 268	
	燃料費	227, 075, 324	243, 641, 285	250, 351, 664	721, 068, 273	
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	8, 532, 108	7, 713, 837	7, 649, 586	23, 895, 531	
	廃棄物処理費	6, 415, 387	6, 541, 169	6, 145, 221	19, 101, 777	
	特定放射性廃棄物処分費	3, 916, 427	3, 694, 097	3, 523, 074	11, 133, 598	
	消耗品費	1, 231, 659	2, 942, 463	1, 401, 427	5, 575, 549	
	修繕費	34, 240, 057	27, 061, 334	33, 899, 191	95, 200, 582	
	水利使用料	713, 068	714, 501	714, 787	2, 142, 356	
	補償費	404, 974	395, 605	387, 061	1, 187, 640	
	賃借料	3, 859, 809	3, 844, 746	3, 912, 831	11, 617, 386	
	委託費	26, 493, 508	24, 462, 436	23, 587, 691	74, 543, 635	
	損害保険料	447, 736	454, 752	455, 024	1, 357, 512	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6, 264	6, 264	6, 264	18, 792	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	7, 755, 123	7, 755, 123	7, 755, 123	23, 265, 369	
	普及開発関係費	684, 050	672, 993	501, 406	1, 858, 449	
	養成費	520, 229	528, 028	513, 111	1, 561, 368	
	研究費	2, 403, 529	2, 466, 925	2, 484, 688	7, 355, 142	
営業費項目	諸費	6, 132, 999	6, 757, 095	8, 296, 034	21, 186, 128	
	貸倒損	202, 261	198, 347	197, 372	597, 980	
	固定資産税	-	-	_	-	
	雑税	-	-		-	
	減価償却費	-	-	_	-	
	固定資産除却費	3, 057, 757	1, 362, 114	1, 715, 821	6, 135, 692	
	原子力発電施設解体費	-	-		-	
	共有設備費等分担額	329, 768	253, 943	254, 443	838, 154	
	共有設備費等分担額(貸方)	▲ 277, 118	▲ 147, 789	▲ 311, 554	▲ 736, 461	
	他社購入電源費	230, 128, 066	242, 623, 585	219, 996, 093	692, 747, 744	
	非化石証書購入費	1, 160, 967	1, 159, 431	1, 163, 554	3, 483, 952	
	建設分担関連費振替額(貸方)	▲ 21, 642	▲ 21, 319	▲ 2, 802	▲ 45, 763	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲ 109, 610	▲ 109, 610	▲ 109, 610	▲ 328, 830	
	原子力廃止関連仮勘定償却費	-	-	_	-	
	電源開発促進税	-	-		-	
	事業税	-	-	_	-	
	開発費	-	-	_	-	
	開発費償却	1 005		- A 005		
	電力費振替勘定(貸方)	▲287, 402	▲287, 402	▲ 287, 402	▲862, 206	
	株式交付費	-	-		-	
	株式交付費償却				-	
	社債発行費	230, 697	230, 697	230, 697	692, 091	
	社債発行費償却	-	-		-	
	法人税等	FDE 000 541		F00 707 000	1 700 044 000	
	小 計	585, 000, 544 159, 633, 326	604, 446, 576	593, 797, 209	1, 783, 244, 329	
	他社販売電源料 託送収益	159, 633, 326	187, 434, 915	176, 142, 519	523, 210, 760	
		10 402 005	10 504 970	10 420 240	21 507 110	
控除収益項目	電気事業雑収益	10, 483, 885	10, 584, 879	10, 438, 346	31, 507, 110	
江州以並识日	預金利息	1, 114	1, 114	1, 114	3, 342	
	賠償負担金相当収益	2, 539, 723	2, 539, 723	2, 539, 723	7, 619, 169	
	廃炉円滑化負担金相当収益 小 計	5, 770, 396	5, 770, 396	5, 770, 396 194, 892, 098	17, 311, 188	
		178, 428, 444 406, 572, 100	206, 331, 027 398, 115, 549	398, 905, 111	579, 651, 569 1, 203, 592, 760	
レートベース	□ #I	50, 821, 512	49, 764, 444	49, 863, 139	150, 449, 095	
F 17.5 A		50, 641, 514	49, 104, 444	49, 000, 139	150, 449, 095	

(記載注意) (何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本(貯蔵品)] (単位:千円)

	1						(+12.1
項目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
		消費金額	123, 647, 083	159, 076, 774	150, 395, 166	433, 119, 023	
	石炭費	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	15, 455, 885	19, 884, 597	18, 799, 396	54, 139, 878	
		消費金額	34, 996, 151	18, 330, 382	32, 488, 344	85, 814, 877	
	燃料油費	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	4, 374, 519	2, 291, 298	4, 061, 043	10, 726, 860	
火力燃料貯蔵品		消費金額	45, 451, 848	43, 144, 664	44, 285, 504	132, 882, 016	
	ガス費	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	5, 681, 481	5, 393, 083	5, 535, 688	16, 610, 252	
		消費金額	1,009,814	1, 124, 855	1, 160, 432	3, 295, 101	
	助燃費	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	126, 227	140, 607	145, 054	411, 888	
		小 計		27, 709, 584	28, 541, 181	81, 888, 877	
		消費金額	-	-		-	
trusten was a second	-	平均月数	-	-	_	-	
新エネルギー等貯蔵品		計	-	_	_	-	
		小 計	-	-	-	-	
	配電平均帳簿						
7	一般貯蔵品払						
その他貯蔵品	一般貯蔵品在	一般貯蔵品在庫率					
		小 計		101, 740	101, 740	305, 220	
	合 計			27, 811, 324	28, 642, 921	82, 194, 097	
レートベース	·		25, 739, 852	27, 811, 324	28, 642, 921	82, 194, 097	

⁽記載注意) (何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産] (単位:千円)

	項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
株式交付費	償却額	-	_	_	_	
	期末帳簿価額	-	-	-	_	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	=	=	
社債発行費	償却額	-	-	=	=	
	期末帳簿価額	-	-	=	=	
	平均帳簿価額	-	=	-	-	
	期首帳簿価額	-	=	=	=	
	増加額	-	-	=	=	
開発費	償却額	-	_	_	_	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	=	-	-	
レートベース	•	-	=	-	=	

(2)第4条第5項関係 [報酬率]

[報酬率]	NIN										(単位:%)
	項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く 全産業の自己資本利益率の実績率に相当する 値	9. 72	9.06	9. 67	10.71	10. 43	9. 21	7. 60	-	7. 44	
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0. 52	0. 37	0.04	0.14	0. 14	0.00	0.09	-		
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利 子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額 の実績額に係る利子率の実績率を加重平均し て算定した率		_	_	_	_	_	-	0. 66	0. 66	
事業報酬率		-	-	-	-	-	-	-	-	2. 7	

控除収益明細表 (単位:千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料	159, 633, 326	187, 434, 915	176, 142, 519	523, 210, 760	
託送収益	-	-	-	-	
電気事業雑収益	10, 483, 885	10, 584, 879	10, 438, 346	31, 507, 110	
預金利息	1, 114	1, 114	1, 114	3, 342	
賠償負担金相当収益	2, 539, 723	2, 539, 723	2, 539, 723	7, 619, 169	
廃炉円滑化負担金相当収益	5, 770, 396	5, 770, 396	5, 770, 396	17, 311, 188	
合計	178, 428, 444	206, 331, 027	194, 892, 098	579, 651, 569	

《項目別明細表》

(1)第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位:千円)

	項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電	他社販売電源料	料金計	159, 633, 326	187, 434, 915	176, 142, 519	523, 210, 760	
力料	電力量(10 ⁶ kWh)		6, 429	6, 559	6, 592	19, 580	

[託送収益] (単位:千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	_	1	-	1	

[電気事業雑収益]

(単位:千円)

		五;	丘実績						西尔举力	
項目		土人			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	1010 0	101110		期間計	vii 3
契約超過金		52, 914	47, 702	50, 308	49, 413	49, 413	49, 413	49, 413	148, 239	
違約金		59, 832	31, 209	45, 521	102, 115	9, 684	9, 684	9, 684	29, 052	至近実績欄については、2019年度は2020年
諸貸付料		-	_	-	_	-	_	-	-	4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方 法により四国電力送配電株式会社へ承継す
受託運転益		1	_	-	_	1	-	1	-	る以前の実績であることから、2020年度、
器具販売益		1	_	-	-	1	ı	1	ı	2021年度のみを記載している。
受託工事益		1	_	-	-	1	ı	1	ı	
広告料		-	_	-	-	-	-	-	-	
供給雑収		48, 741	42, 059	45, 400	49, 817	79, 360	78, 400	77, 802	235, 562	
雑口		9, 822, 188	9, 916, 566	9, 869, 377	9, 411, 900	10, 345, 428	10, 447, 382	10, 301, 447	31, 094, 257	
合 計		9, 983, 675	10, 037, 536	10, 010, 606	9, 613, 245	10, 483, 885	10, 584, 879	10, 438, 346	31, 507, 110	

[預金利息]

(単位:千円)

		至论	丘実績						the late of	
項目	2019年度	2020年度	2021年度	平均残高率(%)	適用金利(%)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
普通預金		723	764	13. 09%	0. 001%	862	862	862	2, 585	至近実績欄については、2019年度は2020年
定期預金		262	208	0. 27%	0. 022%	252	252	252	755	4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方 法により四国電力送配電株式会社へ承継す
合 計		985	972			1, 114	1, 114	1, 114	3, 341	る以前の実績であることから、2020年度、
電灯・電力料収入		355, 856, 414	387, 951, 057			610, 460, 400	603, 078, 840	598, 472, 100	1, 812, 011, 340	2021年度のみを記載している。

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

「賠償負担金相当収益〕

(単位:千円)

										· · · — · · · · ·
項目		至论	丘実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
Д П	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2020年及	2024千/支	2020年及	期間計	UHI 7-5
賠償負担金相当収益		1, 108, 806	2, 309, 952	1, 709, 379	2, 539, 723	2, 539, 723	2, 539, 723	2, 539, 723	7, 619, 169	至近実績欄については、2019年度は2020年 4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方 法により四国電力送配電株式会社へ承継す る以前の実績であることから、2020年度、 2021年度のみを記載している。

[廃炉円滑化負担金相当収益]

項目		至证	丘実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定	備考
块 口	2019年度	2020年度	2021年度	平均	(実績見込み)	2023年及	2024平皮	2025年及	期間計	7曲 石
廃炉円滑化負担金 相当収益		406, 690	3, 047, 826	1, 727, 258	5, 770, 396	5, 770, 396	5, 770, 396	5, 770, 396	17, 311, 188	至近実績欄については、2019年度は2020年 4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方 法により四国電力送配電株式会社へ承継す る以前の実績であることから、2020年度、 2021年度のみを記載している。

部門整理表 (単位:千円)

							部門整理表															(単位:干円)
		水力 発電費			火力 発電費			原子力 発電費		新工	ネルギー等発電	 直費	送電	費	変1	電費	-	配電費		販売費		合計
	#H	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	#	固有	一般	計固有	一般	計[固 一	計		- 計	固有	一般	Пи
役員給与	93, 470	71 _	93, 470	169, 372	/H _	169, 372	190, 142	11 -	лх 190, 142	5, 991	相 _	лх 5, 991		川又 一	_ 1	日 NX	+-	1日 月	226, 49	- 11	лх 226, 492	685, 467
給料手当	6, 180, 112	5, 712, 635	467, 477	10, 680, 676	9, 833, 587	847, 089	12, 499, 205	11, 548, 240	950, 965	428, 445	398, 482	29, 963	_ _	-		_ _	+-	-	15, 260, 96		1, 132, 766	45, 049, 398
給料手当振替額(貸方)	▲ 15, 804	▲ 15, 359	▲ 445	▲ 46, 254	▲ 45, 447	▲807	▲ 195, 804	▲ 194, 899	▲ 905	▲ 29	-	▲29	_ _	+-1	_		+-	l	▲245, 33		▲ 1,078	▲ 503, 221
退職給与金	402, 126		402, 126	728, 667	_ 10, 111	728, 667	818, 022		818, 022	25, 774	_	25, 774	_ _	+-+	_+	_ -	+-	 	974, 40		974, 407	2, 948, 996
厚生費	1, 234, 866	932, 879	301, 987	2, 238, 527	1, 691, 313	547, 214	2, 514, 201	1, 899, 883	614, 318	80, 031	60, 675	19, 356	_ _	+-+	_	- -	+-	 	2, 991, 90	2, 260, 140	731, 760	9, 059, 525
委託検針費	- 1, 201, 000	- 502,015	-	- 2, 200, 021	- 1,031,010		- 2, 011, 201	- 1,000,000	- 011,010	-	-	-		-		_ _	+-		2,001,00	2,200,110	-	
委託集金費	_	_	_	_	-	-	_	_	-	-	-	-	- -	1-1	_	- -	+-	1-1-	30, 45	30, 456	_	30, 456
維給	202, 707	89, 901	112, 806	225, 944	21, 534	204, 410	455, 400	225, 924	229, 476	7,230	_	7, 230	- -	-		- -	†-		490, 98		273, 346	1, 382, 268
燃料費	-		-		721, 068, 273	-	13, 009, 343	13, 009, 343	-	-	-		- -	1-1	_	- -	+-	1-1-			-	734, 077, 616
使用済燃料再処理等拠出金発電費	_	_	_	-	-	-	23, 895, 531	23, 895, 531	-	_	_	-	- -	-		- -	†-			_	_	23, 895, 531
廃棄物処理費	_	_	_	12, 930, 454	12, 930, 454	_	6, 171, 323	6, 171, 323	_	_	_	_		-		_ _	+-	1_		_	_	19, 101, 777
特定放射性廃棄物処分費		<u> </u>		12, 500, 104	12, 000, 101		11, 133, 598	11, 133, 598	_		_		_	+-	_+	_	+-	+-+				11, 133, 598
将	275, 973	74, 744	201, 229	1, 547, 697	1, 183, 064	364, 633	2, 831, 322	2, 421, 975	409, 347	13, 219	321	12, 898	+	+-	-	+	H	+-+	907, 33		487, 604	5, 575, 549
修繕費	10, 061, 591	9, 768, 421	293, 170	47, 613, 521	47, 554, 944	58, 577	36, 333, 395	36, 254, 344	79, 051	42, 421	24, 600	17, 821	-	+-	-	+	+-	 	1, 149, 65	_	1, 149, 654	95, 200, 582
水利使用料	2, 142, 356	2, 142, 356	253, 170	47,013,521	47, 554, 544	36, 311	50, 555, 555	30, 234, 344	79,001	42, 421	24,000	17,021	_	+_+	_	_	+-	 	1, 149, 05	-	1, 145, 054	2, 142, 356
補償費	355, 928	349, 364	6, 564	830, 979	815, 656	15, 323	611	600	11	_	_	_	_ _	+_+	_ +	_ -	+-	 	- 12:		2	1, 187, 640
賃借料	1, 642, 050	345, 870	1, 296, 180	904, 725	561, 305	343, 420	2, 055, 571	1, 602, 595	452, 976	102, 838	750	102, 088	_	+_+	_	_	+-	+-+	6, 912, 20		6, 912, 202	11, 617, 386
委託費	7, 032, 404	3, 771, 816	3, 260, 588	12, 283, 488	11, 632, 010	651, 478	24, 289, 597	23, 410, 413	879, 184	426, 271	228, 072	198, 199	_	+-1	_	_	+-	 	30, 511, 87	_	12, 786, 209	74, 543, 635
損害保険料	25, 677	25, 002	675	180, 062	175, 330	4, 732	1, 151, 554	1, 121, 292	30, 262	219	213	6	_ _	-	_		+-	 		- 11,120,000	12, 100, 203	1, 357, 512
原子力損害賠償資金補助法一般負担金		-	-	-	-	- 1, 102	18, 792	18, 792	-	-	-	-	_ _	1_		_ _	+-	l		_	_	18, 792
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	_	_	_	_	_	_	23, 265, 369	23, 265, 369	_	_	_	_	_ _	+-+	_	_ _	+-	1_1.		-	_	23, 265, 369
普及開発関係費	_	_	_	200, 026	_	200, 026	576, 465	-	576, 465	_	_	-	_ _	-		_ _	+-		1,081,95	772, 761	309, 197	1, 858, 449
養成費	236, 477	_	236, 477	288, 491	-	288, 491	772, 541	-	772, 541	6,047	-	6,047	- -	-		- -	+-		257, 81		257, 812	1, 561, 368
研究費	666, 284	_	666, 284	1, 923, 734	-	1, 923, 734	4, 715, 032	_	4, 715, 032	50, 092	-	50, 092	- -	1-1	_	- -	+-	1-1-		_	-	7, 355, 142
諸費	1, 577, 475	826, 917	750, 558	7, 730, 120	6, 370, 077	1, 360, 043	4, 387, 599	2, 860, 777	1, 526, 822	78, 232	30, 125	48, 107	- -	-		- -	†-		7, 412, 70	5, 591, 412	1, 821, 290	21, 186, 128
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	- -	-		- -	+-		619, 27	619, 277	-	619, 277
固定資産税	2, 704, 205	2, 596, 441	107, 764	5, 612, 369	5, 592, 668	19, 701	7, 046, 158	7, 019, 339	26, 819	28, 840	22, 798	6,042	- -	-		- -	†-		383, 00		383, 003	15, 774, 575
雑税	21, 183	20,090	1,093	141, 958	134, 617	7, 341	6, 851, 001	6, 496, 819	354, 182	1, 325	1, 257	68	- -	-		- -	†-		326, 26		16, 867	7, 341, 735
減価償却費	9, 489, 084	8, 984, 188	504, 896	47, 539, 529	47, 447, 225	92, 304	39, 723, 584	39, 597, 933	125, 651	185, 961	157, 654	28, 307	- -	1-		- -	†-	1-1-	1, 794, 44		1, 794, 449	98, 732, 607
固定資産除却費	2, 093, 277	1, 898, 557	194, 720	3, 839, 214	3, 803, 616	35, 598	962, 537	914, 078	48, 459	10, 917	-	10, 917	- -	-		- -	1-		692, 05	_	692, 054	7, 597, 999
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	10, 474, 705	10, 474, 705	-	-	-	-		-		- -	1-			-	-	10, 474, 705
共有設備費等分担額	367, 400	367, 400	-	470, 754	470, 754	-	-	-	-	-	-	-	- -	-		- -	-			-	-	838, 154
共有設備費等分担額(貸方)	▲ 129, 293	▲ 129, 293	-	▲587,842	▲ 587, 842	-	▲ 19, 326	▲ 19, 326	-	-	-	-		-		- -	1-			-	-	▲ 736, 461
建設分担関連費振替額(貸方)	▲8, 228	-	▲8, 228	▲ 15, 114	-	▲ 15, 114	▲ 21, 585	-	▲ 21, 585	▲70	-	▲70	- -	-	-	- -	1-		▲76	-	▲ 766	▲ 45, 763
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲ 13,612	-	▲ 13, 612	▲ 228, 424	▲201	▲ 228, 223	▲ 68, 184	-	▲68, 184	▲ 401	-	▲ 401	- -	1-1	- -	- -	-	1-1-	▲ 18, 20	-	▲ 18, 209	▲ 328, 830
開発費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- -	1-1		- -	-	- -			-	, -
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- -	1-1	- -	- -	-	1-1-		-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		- -	1-	- -		-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		- -	-			-	-	-
社債発行費	124, 431	-	124, 431	228, 570	-	228, 570	326, 445	-	326, 445	1,059	-	1, 059	- -	-	-	- -	-		11, 58	-	11, 586	692, 091
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		- -	-			-	-	=
法人税等	400, 633	-	400, 633	6, 717, 228	-	6, 717, 228	2, 006, 841	-	2, 006, 841	11,800	-	11,800	- -	-	- -	- -	-	- -	535, 95	_	535, 951	9, 672, 453
電気事業報酬	6, 895, 776	-	6, 895, 776	21, 336, 392	-	21, 336, 392	33, 190, 234	-	33, 190, 234	82, 740	_	82, 740	- -	_	-	- [-	-		1, 093, 84	-	1, 093, 840	62, 598, 982
合 計	54, 058, 548	37, 761, 929	16, 296, 619	906, 553, 136	870, 652, 937	35, 900, 199	271, 361, 219	223, 128, 648	48, 232, 571	1, 588, 952	924, 947	664, 005				- 🛛 -	_	<u> </u>	73, 400, 989	41, 830, 550	31, 570, 438	1, 306, 962, 843
(記載注音)																						_

(記載注意)

¹ 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

² その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

販売費整理表

(単位:千円)

	販売費整理表			(単位:千円)
	電田学典	公電井	加服主弗	∆≑L
	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	64, 571	13, 766	148, 155	226, 492
給料手当	4, 350, 747	927, 561	9, 982, 652	15, 260, 960
給料手当振替額(貸方)	▲ 69, 941	▲ 14, 911	▲ 160, 478	▲ 245, 330
退職給与金	277, 794	59, 224	637, 389	974, 407
厚生費	852, 961	181, 848	1, 957, 091	2, 991, 900
委託検針費	-	-	-	_
委託集金費	30, 456	-	-	30, 456
雑給	139, 975	29, 842	321, 170	490, 987
燃料費	-	-	-	_
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	_
廃棄物処理費	-	-	-	_
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	_
消耗品費	258, 673	55, 148	593, 517	907, 338
修繕費	335, 320	40, 088	774, 246	1, 149, 654
水利使用料	-	-	-	_
補償費	35	7	80	122
賃借料	2, 180, 938	229, 692	4, 501, 572	6, 912, 202
委託費	14, 141, 543	801, 065	15, 569, 267	30, 511, 875
損害保険料	_	-	-	
原子力損害賠償資金補助法 一般負担金	-	-	-	_
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	-	_	-	_
普及開発関係費	-	-	1, 081, 958	1, 081, 958
養成費	73, 500	15, 670	168, 642	257, 812
研究費	-	-	-	_
諸費	1, 936, 473	412, 848	5, 063, 381	7, 412, 702
貸倒損	-	_	619, 277	619, 277
固定資産税	108, 145	13, 597	261, 261	383, 003
雑税	93, 016	19, 831	213, 421	326, 268
減価償却費	506, 681	63, 703	1, 224, 065	1, 794, 449
固定資産除却費	195, 408	24, 568	472, 078	692, 054
原子力発電施設解体費	-	-	-	
共有設備費等分担額	-	-	-	
共有設備費等分担額(貸方)				
建設分担関連費振替額(貸方)	▲ 218	▲ 47	▲ 501	▲ 766
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲ 5, 191	▲ 1, 107	▲ 11,911	▲ 18, 209
開発費	-	_	-	_
開発費償却	-	_	-	_
株式交付費	_	_	-	_
株式交付費償却	-	_	-	_
社債発行費	3, 303	704	7, 579	11, 586
社債発行費償却	-	_	· –	
法人税等	152, 794	32, 575	350, 582	535, 951
電気事業報酬	311, 843	66, 484	715, 513	1, 093, 840
合計	25, 938, 826	2, 972, 156	44, 490, 007	73, 400, 989

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。

							送配電非関連	車費明細表										(単位:千円)
		総水力発電費			総火力発電費		総新工	ネルギー等発	電費	j	総原子力発電費			給電費			合計	
	計			計			計			計			計			計		
		固定	可変		固定	可変	Γ	固定	可変		固定	可変		固定	可変	· · ·	固定	可変
役員給与	93, 470	93, 470	-	169, 372	166, 010	3, 362	5, 991	5, 991	_	190, 142	190, 142	-	13, 766	13, 766	_	472, 741	469, 379	3, 362
給料手当	6, 180, 112	6, 180, 112	-	10, 680, 676		212, 011	428, 445	428, 445	-	12, 499, 205	12, 499, 205	-	927, 561	927, 561	_	30, 715, 999	30, 503, 988	212, 011
給料手当振替額(貸方)	▲ 15, 804	▲ 15,804	_	▲ 46, 254	▲ 45, 336	▲ 918	▲ 29	▲ 29	-	▲ 195, 804	▲ 195, 804	-	▲ 14, 911	▲ 14, 911	_	▲ 272, 802	▲ 271, 884	▲ 918
退職給与金	402, 126	402, 126		728, 667	714, 203	14, 464	25, 774	25, 774	_	818, 022	818, 022	-	59, 224	59, 224		2, 033, 813	2, 019, 349	14, 464
厚生費	1, 234, 866	1, 234, 866	_	2, 238, 527	2, 194, 092	44, 435	80, 031	80, 031	_	2, 514, 201	2, 514, 201	-	181, 848	181, 848		6, 249, 473	6, 205, 038	44, 435
委託検針費	_	-		-	_	-	-		_	_	-	-		-		_	_	_
委託集金費				225, 944	- 001 450	4 405	7,000	7 000	_	455 400	455 400	_		- 00.040		- 001 100	- 016 600	4 405
燃料費	202, 707	202, 707		721, 068, 273	221, 459	4, 485 721, 068, 273	7, 230	7, 230		455, 400 13, 009, 343	455, 400	13, 009, 343	29, 842	29, 842		921, 123 734, 077, 616	916, 638	4, 485 734, 077, 616
於村貞		_		121, 008, 213	_	121, 008, 213	_				_			_				
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	_	-	-	-	-		-	23, 895, 531	-	23, 895, 531		-		23, 895, 531	-	23, 895, 531
廃棄物処理費	_	-		12, 930, 454	_	12, 930, 454	-		_	6, 171, 323	-	6, 171, 323		-		19, 101, 777	_	19, 101, 777
特定放射性廃棄物処分費	075 070	197 007	197 000	1 547 607	750 400	700 000	10.010	- C C10	6 000	11, 133, 598	1 415 001	11, 133, 598	- FE 140	07 574	07.574	11, 133, 598	0.046.000	11, 133, 598
消耗品費 修繕費	275, 973 10, 061, 591	137, 987 10, 061, 591	137, 986	1, 547, 697 47, 613, 521	758, 488 46, 668, 393	789, 209 945, 128	13, 219 42, 421	6, 610 42, 421	6, 609	2, 831, 322 36, 333, 395	1, 415, 661 36, 333, 395	1, 415, 661	55, 148 40, 088	27, 574 40, 088	27, 574	4, 723, 359 94, 091, 016	2, 346, 320 93, 145, 888	2, 377, 039 945, 128
水利使用料	2, 142, 356	2, 142, 356		47, 613, 521	40, 008, 393	945, 128	42, 421	42, 421		36, 333, 393	20, 222, 295		40, 088	40,000		2, 142, 356	2, 142, 356	945, 126
補償費	355, 928	355, 928	_	830, 979	814, 484	16, 495	_	_	_	611	611	_	7	7	_	1, 187, 525	1, 171, 030	16, 495
賃借料	1, 642, 050	1, 642, 050	_	904, 725	886, 766	17, 959	102, 838	102, 838	_	2, 055, 571	2, 055, 571	_	229, 692	229, 692	_	4, 934, 876	4, 916, 917	17, 959
委託費	7, 032, 404	7, 032, 404	-	12, 283, 488	12, 039, 661	243, 827	426, 271	426, 271	_	24, 289, 597	24, 289, 597	-	801, 065	801, 065	_	44, 832, 825	44, 588, 998	243, 827
損害保険料	25, 677	25, 677	-	180, 062	176, 488	3, 574	219	219	-	1, 151, 554	1, 151, 554	-	-	-	-	1, 357, 512	1, 353, 938	3,574
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	_	-	-	-	-	18, 792	18, 792	-	-	-	-	18, 792	18, 792	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23, 265, 369	23, 265, 369	-	-	-	-	23, 265, 369	23, 265, 369	-
普及開発関係費	-	-	-	200, 026	196, 055	3, 971	-	-	-	576, 465	576, 465	-	-	-	_	776, 491	772, 520	3, 971
養成費	236, 477	236, 477	-	288, 491	282, 764	5, 727	6,047	6, 047	-	772, 541	772, 541	-	15, 670	15, 670	_	1, 319, 226	1, 313, 499	5, 727
研究費	666, 284	666, 284	-	1, 923, 734	1, 885, 548	38, 186	50, 092	50, 092	-	4, 715, 032	4, 715, 032	-	-	-	-	7, 355, 142	7, 316, 956	38, 186
諸費	1, 577, 475	1, 577, 475	-	7, 730, 120	7, 576, 677	153, 443	78, 232	78, 232	-	4, 387, 599	4, 387, 599	-	412, 848	412, 848	_	14, 186, 274	14, 032, 831	153, 443
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-		-	-	-
固定資産税	2, 704, 205	2, 704, 205	-	5, 612, 369	5, 500, 963	111, 406	28, 840	28, 840	_	7, 046, 158	7, 046, 158	-	13, 597	13, 597		15, 405, 169	15, 293, 763	111, 406
維税	21, 183	21, 183	_	141, 958	139, 140	2, 818	1, 325	1, 325	-	6, 851, 001	6, 851, 001	-	19, 831	19, 831		7, 035, 298	7, 032, 480	2, 818
減価償却費	9, 489, 084	9, 489, 084		47, 539, 529	46, 595, 869	943, 660	185, 961	185, 961	_	39, 723, 584	39, 723, 584	_	63, 703	63, 703		97, 001, 861	96, 058, 201	943, 660
固定資産除却費	2, 093, 277	2, 093, 277		3, 839, 214	3, 763, 006	76, 208	10, 917	10, 917	_	962, 537	962, 537	_	24, 568	24, 568		6, 930, 513	6, 854, 305	76, 208
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額	367, 400	367, 400		470, 754	461, 410	9, 344			_	10, 474, 705	10, 474, 705			1		10, 474, 705 838, 154	10, 474, 705 828, 810	9, 344
共有政備責等力担額(貸方)	▲ 129, 293	▲ 129, 293		4 70, 754 ▲ 587, 842	461, 410 ▲ 576, 173	9, 544 ▲ 11, 669	_		_	▲ 19, 326	▲ 19, 326	_		1		↑ 736, 461	▲ 724, 792	9, 544 ▲ 11, 669
共有 政 側 負 守 力 担 俄 (員 カ / 他 社 購 入 電 源 費	20, 877, 378	16, 130, 479	4 746 800	478, 827, 063		402, 851, 450	184 725 204	5, 656, 482	179, 068, 812	8, 318, 009	8, 318, 009					692, 747, 744		
非化石証書購入費	20,011,010	10, 100, 113	-1, 1-10, 033	3, 483, 952		3, 483, 952		0, 000, 402		0, 510, 009	0,010,009					3, 483, 952		3, 483, 952
非化中証者購入資 建設分担関連費振替額(貸方)	▲ 8, 228	▲ 8, 228		5, 465, 952 ▲ 15, 114	▲ 14,814	3, 483, 952 ▲ 300	▲ 70	▲ 70	_	▲ 21, 585	▲ 21,585		▲ 47	▲ 47		5, 485, 952 ▲ 45, 044	▲ 44,744	3, 483, 952 ▲ 300
附带事業営業費用分担関連費	▲ 13, 612	▲ 13, 612		▲ 15, 114 ▲ 228, 424	▲ 14, 814 ▲ 223, 890	▲ 4,534	▲ 401	▲ 401		▲ 21, 585 ▲ 68, 184	▲ 68, 184	_	▲ 1, 107	▲ 1, 107		▲ 45,044 ▲ 311,728	▲ 307, 194	▲ 4, 534
振替額(貸方)	, 510	,				= 1,301		_ 101		_ = ==, 101	_ = ==, 101		, 101	,,		_ = ====, ====	, 101	,
開発費	_	-		_	_	_	-	_	_	_	-	_		-		_	_	_
開発費償却	_			_	_	_	_		_	_	-			-		-		_
株式交付費 株式交付費償却	_			_	_	-	-		_	_	-	_		-		-		_
社債発行費	124, 431	124, 431		228, 570	224, 033	4, 537	1, 059	1, 059	_	326, 445	326, 445		704	704		681, 209	676, 672	4, 537
社債発行費償却	124, 431	124, 431		220, 510	224, 033	4, 337	1, 009	1, 059	_	320, 445	320, 445	_	- 104	704		001, 209	010, 012	4, 557
法人税等	400, 633	400, 633		6, 717, 228	6, 583, 891	133, 337	11, 800	11, 800	_	2, 006, 841	2, 006, 841		32, 575	32, 575		9, 169, 077	9, 035, 740	133, 337
									_									
電気事業報酬	6, 895, 776	6, 895, 776	_	21, 336, 392	20, 912, 865	423, 527	82, 740	82, 740	-	33, 190, 234	33, 190, 234		66, 484	66, 484		61, 571, 626	61, 148, 099	423, 527
他社販売電源料		▲ 17, 867, 685 ▲							▲ 24, 248, 601	▲ 42, 011, 615		▲ 35, 553, 278		-		▲ 523, 210, 760		▲ 445, 450, 566
合計	48, 280, 152	52, 183, 356	▲ 3, 903, 204	959, 018, 495	191, 361, 272	767, 657, 223	161, 616, 531	6, 789, 711	154, 826, 820	237, 667, 613	217, 595, 435	20, 072, 178	2, 972, 156	2, 944, 582	27, 574	1, 409, 554, 947	470, 874, 356	938, 680, 591

(記載注意

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6 (第9条第3項関係)

送配電非関連需要明細表

					最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電	富力 (10 ³ kW)	発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数
					(10 KW)	夏期	冬期	(10 KWII)	
非	特	定	需	要	3, 780	3, 780	3, 528	21, 211. 7	12, 539, 630
特	定		需	要	564	549	458	2, 362. 1	16, 141, 580
合				計	4, 344	4, 329	3, 986	23, 573. 8	28, 681, 210

様式第7 (第16条関係)

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(単位:千円) 送配電非関連費 送配電関連費 配電関連費 託送供給費用 託送供給費用 固定費 可変費 需要家費 合計 相当額 相当額 固有 追加 計 固有 追加 計 固有 追加 計 計 計 固有 追加 送配電関連費 配電関連費 計 初年度 特定需要 二年度 特定需要 三年度 特定需要 原価算定期間計 56, 589, 680 ▲ 347, 081 56, 242, 599 94, 055, 795 1, 778, 479 95, 834, 274 14, 598, 112 276,006 14, 874, 118 63, 974, 369 165, 243, 587 1, 707, 404 63, 974, 369 230, 925, 360

(記載注意)

固有の欄には第10条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。 施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8 (第18条第7項、第32条第7項関係)

第1表

特定需要原価等と料金収入の比較表

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
初年度 特 定 需 要									
二年度 特 定 需 要									
三年度 特定需要									
原価算定期間計	56, 242, 599	95, 834, 274	14, 874, 118	63, 974, 369	_	230, 925, 360	6, 520	35. 42	230, 925, 284

(単位:千円)

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価(円/kWh) の記載を省略することができる。